

第二百二十八回国会 公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会会議録 第二号

平成六年一月二十七日(木曜日)

午後一時九分開会

出席協議委員

衆議院

議長 市川 雄一君
副議長 大出 俊君

野坂 浩賢君 左近 正男君
渡部 恒三君 石井 一君
園田 博之君 荒井 聰君
森本 晃司君 米沢 隆君

参議院

議長 平井 卓志君
副議長 橋本 敦君

坂野 重信君 下稻葉耕吉君
下条進一郎君 関根 則之君
松浦 功君 村上 正邦君
山本 富雄君 青島 幸男君

協議委員外の出席者

政府委員

自治大臣官房審議官 谷合 靖夫君
自治省行政局選挙部長 佐野 徹治君

衆議院事務局

委員長 部長 川上 均君
特別委員会第二調査室長 田中 宗孝君

衆議院法制局

第一部長 内田 正文君
委員 部長 貝田 泰雄君
地方行政委員会調査室長 佐藤 勝君

参議院事務局

委員 部長 貝田 泰雄君
地方行政委員会調査室長 佐藤 勝君

参議院法制局

第四部長 天野英太郎君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法案

○政治資金規正法の一部を改正する法律案

○政党助成法案

〔市川雄一君議長席に着く〕

○議長(市川雄一君) これより公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会を開会いたします。

国会法第九十条により、本日の議長は私が務めます。どうぞよろしくお願いいたします。(村上正邦君「議長、ちょっと発言を許してもらいたい」と呼ぶ) ちょっとお待ちください。

両院協議会は、国会法第九十七条の規定によりまして、傍聴は許されないことになっておりますので、協議委員並びに協議会の事務をとりまします員以外の方は御退席をお願いいたします。

なお、先ほどの両議院の協議委員議長及び副議長打合会の協議に基づき、本日は自治省佐野選挙部長及び谷合審議官の出席を求めています。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案の各案について、各議院の議決の趣旨について御説明をお願いいたします。

先ほどの両議院の協議委員議長及び副議長打合会の協議に基づきまして、最初に衆議院の議決の趣旨並びに両院協議会を求めた理由について御説明をお願いいたします。渡部恒三君。(発言する者あり)

○渡部恒三君 内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び

○政党助成法案の衆議院における議決の趣旨並びに衆議院が両院協議会を求めた理由につきまして御説明申し上げます。(議事進行について発言を求めているんだと呼ぶ者あり)

○議長(市川雄一君) 渡部恒三さんの発言が続いておりますので、ちょっと静粛にお願いいたします。御発言はその後で。

○渡部恒三君 まず、本院における議決の趣旨につきまして御説明申し上げます。

顧みますと、今回の政治改革をめぐる議論は、竹下内閣以来既に五年余りにも及んでおります。

この間、政治改革の実現を求める国民の期待にもかかわらず、各党間の意見が一致せず、十分な成果を上げないまま今国会に至りました。内外に幾多の政治課題が山積している今日、これまでの政治改革をめぐる議論に一定の結論を得てこれを実行に移すこととし、もって国民の期待にこたえることが極めて重要であります。

本院におきましては、このような認識のもとに議決するに至った次第であります。(発言する者あり)

○議長(市川雄一君) ちゃんと両院議長が打ち合わせをして進めているのだから、座ってください。(発言する者あり) あなたの方の代表が了解して進めているのだから、座ってください、座ってください。

○渡部恒三君 なお、本院におきましては、これらの各法律案は、自民党所属議員から提出された政治改革関連五法案とあわせて審議いたしました。その間、与党側と自民党との間において修正のための協議が行われたところであります。(発言する者あり)

○議長(市川雄一君) まだペーパーを読んでいるんだから、座ってください。

○渡部恒三君 協議は全体としては調わなかったものでありますが、協議の場において合意され、あ

るいは与党側から提案された事項、すなわち、小選挙区選出議員の数と比例代表選出議員の数を二百五十対二百五十から二百七十四対二百二十六に改めること、政治資金パーティーの対価の支払いの公開基準を一の政治資金パーティー当たり五万円超から二十万円超に改めること、政党交付金の総額を算定するに当たり人口に乘ずる額を三百三十五円から二百五十円に改めることなど七項目について修正し、内閣提出の各法律案を議決したものであることを御理解いただきたいと存じます。

次に、本院が両院協議会を求めた理由につきまして御説明申し上げます。

今般、参議院におきまして、本院が送付した右各法律案が否決されましたが、これらを廢案とすることは、政治改革の実現を求める国民の期待に反し、政治不信を一層拡大するおそれがあります。先ほども申し上げましたように、五年余りにも及ぶ政治改革をめぐる議論に一定の結論を得てこれを実行に移すこととし、もって国民の期待にこたえることが極めて重要でありますので、成案を得るべく両院協議会を求めた次第であります。

以上、本院における議決の趣旨及び本院が両院協議会を求めた理由について御説明申し上げます。

○議長(市川雄一君) じゃ、村上さん。

○村上正邦君 私、初めからそんなとげとげしいやり方はどうかと思えます。渡部先生だって、私が発言を求めているんだから、その後あなたが発言なさるのが――順番はそう決まっているけれども、私は、だから議事進行で議長と言っているわけだ。その説明の前に聞きたいことがあるから、あえて申し上げたわけだ。そういう意味で議長と声をかけていたんだから、余り一方的な御解釈の上で進められるということは、初めから私は

いかがなものか。議長にそういう進め方をされることを危惧するから、お聞きしたいことがあるから、議長と申し上げているわけなんです。私が先に声かけているんだから、エチケットとして、同等の立場なんだから、あなたは遠慮し、議長はやはり私のことで発言するのと求められておやりになる。もう少しお互い気持ちよい中で審議を進めてもらいたい。まずこれを注文する。

それで議長、私は、あなたがあえて議長に就任になられたから、あなたにお聞きしたいことがあるんですよ、これを進める上においては。というのは、議長というのは中立で公正でこの会を取り仕切られるものだ、こう思います。そこで、今のようなり方はもう公正じゃないんですよ。フェアじゃないんですよ。そこで、私があえて冒頭に議長と、市川雄一先生が議長にお座りになられるから、あなたが議長だからあえて私は聞くんですよ、あなたに。

というのは、かねがね市川先生は……

○議長(市川雄一君) それは両院協議会の議題じゃないんだよ。

○村上正邦君 議題じゃないのです。議事進行上、議長に言っている。

○議長(市川雄一君) 早くおっしゃってくださいよ。

○村上正邦君 早くおっしゃってと言ったって、趣旨を申し上げるのに私はこういうテンポでしか物と言えないんだよ。

あなた、常日ごろお聞きすると、参議院無用論をおっしゃっておられるわけですね。

○議長(市川雄一君) いや、そんなことを言った覚えはありません。

○村上正邦君 いや、まあお聞きなさいよ。私も聞くと、そういうふうにお聞きして、新聞等々にも出ておられます。

○議長(市川雄一君) はいはい。

○村上正邦君 そんな、人をおちよくったような、はいはいとか、あなたが、それが参議院に對す

る態度かい。それがあなたの参議院に對する態度ということは、明らかにわかっていないじゃないか。軽視しているじゃないの。何だ、今のあれは、はいはいだとか。もう少しまじめに聞いてほしいよ、あなた。

○議長(市川雄一君) 聞いております。

○村上正邦君 聞いていますか。

○議長(市川雄一君) はい。

○村上正邦君 あなたは、だからそこらあたり、今の参議院に對してどうお考えになられているのか。無用論なんて考えてないなら、まずそこからお聞きしたいと思えます。

○議長(市川雄一君) 考えておりません。

○村上正邦君 そうですか。じゃ、そのつもりで私もこの協議会に臨んでまいります。もしそういうお考えがあるとすれば、そんな無用論の我々と協議したってこれは意味ないことでしょうから、考えてないですね、そのことをまず聞きたい。

○議長(市川雄一君) 考えておりません。

○村上正邦君 それから、何かもうきのうあたりから、きょうは質疑を早々に打ち切るうんという報道が出ていますが、それは礼儀にかなわないということはおわかりですね。あなたたちが我々に呼びかけて我々は来ているのです。まさか、あなたの方で一方的にきょうの質疑を打ち切ったり、そういうことはなさいますか。

○議長(市川雄一君) 両院協議会の規則に従って運営するつもりです。

○村上正邦君 それはいいということですね。

○議長(市川雄一君) 規則に従って運営いたします。

○村上正邦君 規則はどういう規則ですか。だからお聞きしているのです。あるかないか。

○議長(市川雄一君) それは皆さんが一方的なやり方をなさらないければ、そういう事態は起きないと思えます。

○村上正邦君 一方的なやり方というのはどういうことですか。我々はあなたたちの呼びかけに応

じて来ているのですよ。

○議長(市川雄一君) ですから、あくまでも両院協議会の規則にのっとって議長を務めております。

○村上正邦君 だから、やるかやらないかと聞いているのです。これに答えてください。やらないならやらないと。

○議長(市川雄一君) 規則に従って運営するだけです。

○村上正邦君 規則って何ですか。

○議長(市川雄一君) 規則に書いてあることは全部やっています。

○村上正邦君 だから、やるかやらないかと。ではその規則、一方的に打ち切る規則は何ですか。

○石井一君 議長、議事進行について。

一方的に打ち切るか打ち切らぬかということは規則にのっとってと言いますが、私は、議長は……

○村上正邦君 あなたに聞いてないのです。議長に聞いていないのだよ。

○石井一君 ちょっと待ってくださいよ、私はあなたに關連して。

だから、議長は公正にやっていたかと思えます。ただ、そんなことを言うところいうことになってくるのですから、これから申し上げようと思つてくるのですが、本日はとことんまで議論をしていただいて、徹底的に議論をしていただい

て、お互いが良識を持って、納得のいくことをやりましょう。そして、議長には厳正中立にやっていただきたいと我々の方からもお願い申し上げます。

○山本富雄君 今の村上さんの発言に關連して。あなたは、そう思っておりません、すなわち参議院を軽視しておりませんか。では、今まで軽視をした発言をしたことは一回もありませんか。

○議長(市川雄一君) ありません。

○山本富雄君 テレビでも新聞でもありませんか。

○議長(市川雄一君) ありません。

○議長(市川雄一君) ありません。

○山本富雄君 あつたらどうします。

○議長(市川雄一君) ありません。

○山本富雄君 あつたらどうします。

○議長(市川雄一君) ありません。

○山本富雄君 あつたらどうします。

○議長(市川雄一君) ありません。

○山本富雄君 いやいや、ありませんと言つたて、あるんだよ。あつたらどうするかと聞いているのです。

○議長(市川雄一君) ありません。

○山本富雄君 いや、あつたらどうするのですか。

○議長(市川雄一君) ありません。

○山本富雄君 一つの例を申し上げます。我々が参議院であの否決をしたときに、ものの十五分もたたなかつたかな、僕が帰ってきてこのお隣の会客室でテレビを見ておたら、あなたは、もう自民党案を丸のみにする以外にない、そういう記者会見をなさいましたね。覚えはありますか。

○議長(市川雄一君) はい、あります。

○山本富雄君 ああいう不見識なことは……

○議長(市川雄一君) いや、丸のみにするくらいの気持ちで臨まなきゃ成案が得られないということと言いました。

○山本富雄君 いやいや、それはそういうことだけれども、実際そういうことをおっしゃった。随分参議院をばかにした話じゃありませんか、あなた。新聞によればその前にさんざん参議院無用論を言つておいて、その言つた方が否決になった十五分後に自民党の案を丸のみ、自民党案なんて僕らお目にかつたことありませんけれども、丸のみにする以外にないなどという、そんな不見識な、しかもそれは参議院軽視に通じるのですよ。そう思いませんか。

○議長(市川雄一君) 憲法の規定に従って両院協議会を行うべしというのはあるわけですから……

○山本富雄君 いや、両院協議会のことなんか

言っているんじゃないよ。あなたは参議院を軽視したことはないかと。

○議長(市川雄一君) ありません。

○山本富雄君 それじゃ、あったらどうするの

か。

○議長(市川雄一君) だから、ありませんと。

○山本富雄君 じゃ、あったらどうするのです

か。

○議長(市川雄一君) だから、ありませんと申し

上げておる。

○山本富雄君 いやいや、あったらどうするの

です。

○議長(市川雄一君) だから、ありません。ない

ことをあつたらと聞かれてもお答えできません。

○山本富雄君 いやいや、あったらどうするの

です。

○野坂浩賢君 議長、議事進行について。

我々は、従来参議院の皆さんの動きというものは非常に注目をしておったのですが、きょうは、可決と否決となったわけですから、憲法に定めるところによって両院協議会をやつて、できるだけ協議を尽くして成案をなし遂げたい、これが両院とも念願だと思ふのですよ。

だから、今石井さんも言つたように、議長にもいろいろな御批判もあるようですが、中立的公平にやつていくというお話ですから、今までの議論ではなしにぜひ前向きに、この可決、否決の理由を言いながら、どうやってまとめるかということ、誠心誠意国民の負託にこたえるために努力しなきゃならぬのが我々の使命だろと思うのです。

○山本富雄君 議長、議事進行について。

尊敬する野坂先生の言ですから、私もそのとおりだと思ふ。厳正公平に議長がやつてくださるなら、それで結構です。

ただ、私が前段で村上さんの話を受けてお話をした、参議院軽視をしたことは一回もないんだ、こういうことについては、私はあると思つてゐるのですけれども、あつた場合には必ず政治家とし

ての市川さんの責任を追及しますよ。それだけ申し上げておきます。

○議長(市川雄一君) どうぞ、結構です。

○村上正邦君 議事進行。

私はあなたが、無用論とは私は思つておりません、参議院には敬意を表し、尊重するという態度で我々に接するという理解をしてよろしゅうございますか。

○議長(市川雄一君) 結構です。

○村上正邦君 それから、質疑打ち切りは、こちらの、参議院側の議長と協議の上でやつていただきますね、進行については。

○議長(市川雄一君) 両院協議会の規則に従つて、厳正中立に行います。

○村上正邦君 いや、そんなことを聞いていない。具体的に聞いてゐるんだ、僕は。規則、規則……

○議長(市川雄一君) 厳正中立に行います。

○石井一君 議事進行。

議長も公正にやるけれども、我々の方も、きょうはとことんまで徹してでも議論を詰めたいと思つておるのでそれについて応じてください、こういうことを申し上げておるわけであつて、あ

とは、議長がここまで公言しておるわけですからこのことを了としませんと、ただ単に一方的に言う言われましても、ここからは議長としてはなかなか物が言にくいのではないかと。

○山本富雄君 石井さん、了としてさんさん参議院ではひどい目に遭つたんだよ。そのことだけあなたに言つておくよ。

○石井一君 だから、それはこっちもこれから言い分を申し上げます。まあ、やりましようや。

○村上正邦君 だから、最初にやはり議長としてのそういう所信をお聞きしておかなければならな

いと思つたものですから、あえて最初に発言を求めたのです。

○野坂浩賢君 そういうような御懸念は無用です

から、とにかくやりましよう。

○村上正邦君 あなたは無用と言つたつて、議長

の人格はあるんだよ。

○野坂浩賢君 だから、立派な人格じゃないですか、議長にふさわしい。

○村上正邦君 いやいや、参議院無用論なんかを言う人を我々は立派な人格とは認めないよ。

○森本晃司君 認めなさいよ。公平公正なのは当たり前じゃないですか。

○山本富雄君 ルールに打ち切りなんということ

は一つも書いてないんだよ、大体。打ち切りはし

ません、徹頭徹尾話し合ふと石井さんが言つて

るんだから、最後の最後まで徹頭徹尾話し合

いんだよ。そのことを議長に言明させなさい

よ。そんな三百代言みたいなことではだめだよ。

○平井卓志君 議事進行に若干の整理をしなければなりません、それぞれの言い分ございますけ

れども、今話題になりました議事進行上の打ち

切り等の問題については、これはどちらが議長席に

座りまして両院の議長が話し合ふという前提で

御理解願えませんか。

○村上正邦君 それだつたらよろしいです。

○議長(市川雄一君) ただ、一方的に参議院側が

協議を打ち切つたり、それから、一方的に、衆議

院も参議院も、もうこれじゃだめだとか、帰ると

か、そういうことはぜひないようにお願いを申し

○議長(市川雄一君) 御静粛にお願いします。御

静粛にお願いします。

○平井卓志君 村上さん、ちょっと待つてくださ

い。

今、市川さんと相談しまして、いずれにしても

そういう事柄は、この議長として、私と二人、

衆参の議長の話し合いによるということで了解し

てくださ。

○村上正邦君 了解します。

○渡部恒三君 私はこの会に来るときに、衆参の

議長と話し合いの上で会議が持たれて、最初に私

の方から衆議院が協議会を呼びかけた趣旨説明を

申し上げるというのは、参議院側とも十分話し合

いの上、こうしろというふうに聞いてやつてきた

のに、私が趣旨説明しているとき全然聞いてない

なんて、そんな態度がありますか。両方の議長で

打ち合わせたことで私は趣旨説明させられたん

ですよ。

○村上正邦君 渡部先生、それだつたら議長が、

私が議長と言つたときに、それは後にしてくれ

とか、どういふ趣旨だとかお聞きになられて、そ

よ。

○村上正邦君 民主主義というのは人の意見を聞くことですよ。それを、あなた、あれだけ言っているけれども、あなたがやめればいいじゃないか、しゃべるのを。聞いてもらいたければ、あえてそれをあなただけやらないか。

○平井卓志君 もうわかりましたから、議事進行上の問題については、いろいろございましたけれども、今の合意で了解してください。

○村上正邦君 それは結構です。

○平井卓志君 進行ということ、ようございませぬ。そのことについて蒸し返したら本論に入れませんから、お願いいたします。

議長、どうぞ。

○議長(市川雄一君) 次に、参議院の議決の趣旨の御説明をお願いいたします。坂野重信さん。

○坂野重信君 それじゃ申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律案外三件の参議院における議決の趣旨を御説明申し上げます。参議院の各党派でそれぞれの否決の趣旨があり、それらを総合して院の否決の意思となったものであります。

順次申し上げます。

参議院側が賛成少数で否決した理由の第一、これは大変大事なことですが、そもそも選挙制度は与野党合意で変更すべきものであります。

にもかかわらず、参議院における審議においても、衆議院段階で明らかにならなかった数々の問題点が指摘されており、いまだ審議が十分に尽くされたとはいえない段階で、中央・地方の公聴会を先例のない動議で決定したり、特別委員長が与野党の合意がないまま、職権で委員会開会の強行を繰り返す、さらに、緊急動議により法案の強行採決を行うなど、強引な委員会運営を行ったのであります。これは従来の参議院の話し合いというよき慣例を打ち破ったものであり、この点については衆議院各位の反省を強くこの際求めたいと思います。

以下、順次申し上げます。

第二番目は、総定数を五百人としていることとあります。

政治改革は、国民にも少なからず犠牲を強いることになりますので、公選法の原則にある四百七十一に縮減しなければ国民の理解を得られせん。

第三は、小選挙区の定数を二百七十四としていることとあります。

衆議院の選挙は、はっきりした形で小選挙区に比重を置いた並立制とすべきであります。それが第八次選挙制度審議会の答申にも沿うものであり、したがって、二百七十四の小選挙区の定数は、中途半端な理念なき選挙制度と言わざるを得ません。

第四は、比例代表の名簿の単位を全国としていることとあります。

本来、地域に密着して選ばれる衆議院に対して、参議院は、抑制、均衡、補完の機能を果たすというのが二院制のあり方からして当然の帰結であり、これと同様の全国単位の比例制度を衆議院に導入することは容認できません。全く二院制における参議院の立場を軽視したものと言わざるを得ません。

第五は、戸別訪問を全面的に解禁していることとあります。

戸別訪問は、買収などの選挙犯罪の温床になるばかりでなく、これを受ける有権者は平穩な日常生活を脅かされる事態が予想され、また、参議院選挙にもこれが適用されると、地域の広い選挙区ではどのように戸別訪問を行うのか、極めて現実的ではなく、時期尚早と言わざるを得ません。

第六は、個人に対する企業・団体献金を禁止したこととあります。

企業等の法人は納税の面でも国家の税収のかなりの部分を占め、その財源は国全体の公益の増進に役立っており、企業等が政治資金の拠出を通じて一定の政治参加を行うということは極めて当然のこととあります。

第七は、政治資金が、改正により不透明になることとあります。

企業から政党や政党支部に献金された資金は、そこから政治家に、あるいはその政治家からさらに別の政治家に、また、特定の政治団体に回ることについて、一切歯どめがないのであります。政党は、政治献金を受ける受け皿で、政党を通過すれば、その先は一切不透明となることは、政治資金の公開性の確保の観点から致命的な欠陥であります。

第八は、地方の首長、議員に対する配慮が欠けていることとあります。

地方の議員や首長の大半が無所属であり、政党への公的助成による助成すら受けられず、助成を受けるためには、意に反してみずからの主義、信条を変更して、政党への所属を余儀なくされるということ。それができないなら個人献金だけで政治活動を行わざるを得なくなりますが、我が国には個人献金の習慣がなく、いわば地方政治家の政治活動が極めて困難になる点であります。

第九は、女性の立候補がより困難になることとあります。

並立制は男性優位の制度で、かつ、重複立候補を認めることにより、女性が立候補しにくくなるのは問題であり、女性の地位を低下させるような制度は容認できません。

第十は、比較第一党に三、四割の得票で六割以上の議席を与えることとあります。

小選挙区制の導入は、国民の多様な意思を国会の議席に公平に反映させるといふ、全国民の代表という憲法第十五条及び第四十三条等の憲法原則に反して、民意をゆがめ、虚構の多数をつくり上げるものであるからであります。

第十一は、企業・団体献金は全面的に禁止すべきであるのに、政党へは温存されており、実効性がなく、また、政党助成金は、憲法第十九条の思想、良心の自由を侵害するものであることとあります。

企業・団体献金を禁止しない上に、国の財政から、税として徴収したものを政党に交付するの

は、国民に対して、支持しない政党の活動にまで資金負担を強制することになり、容認できません。

第十二は、少数政党排除、新人や無所属候補が著しく不利になることとあります。

異常に高い供託金制度や、比例代表選挙における名簿届け出政党の要件、あるいは政党交付金の対象となる政党の要件などが、少数政党の排除、既成政党に著しく有利になる問題、及び選挙運動の制限、法定ビラの頒布の制限など、無所属候補の差別、さらに三割の阻止事項など、憲法第十四条の平等の原則に反し、公平を欠く点が多いことなどあります。

以上が本院における議決の趣旨であります。

○議長(市川雄一君) これにて各議院の議決の趣旨についての説明は終わりました。

補足説明並びに御意見のある方はお述べ願います。

最初に、衆議院側から石井一さん。

○石井一君 御指名がございましたので、私から数点意見を申し述べさせていただきますと存じます。

まず第一点目は、法案の国会審議という問題でございます。私自身衆議院の特別委員長としての任を仰せられました関係から、衆議院での審議状況もよく御存じであろうかと思いますが、基本的な問題としてまず御理解をいただきたいと思っております。

私たち、委員会の実質審議を始めたのは十月十八日であります。そして、委員会での締めくくり総括、採決を行いましたのが十一月十六日でございます。それから、九一カ月、三十日間もつて終了いたしました。参議院に送付をいたしましたのは十一月十八日でございます。本会議の議了を経て、手続を経た後にお送りいたしましたわけでございます。

衆議院の審議は、総括二日、一般質疑十三日、中央・地方公聴会四日、参考人の招致と、月曜日から金曜日まで、最低六時間、多いときには七時

間、連続の審議を続けまして、総審議時間百二十八時間、安部、沖繩に次ぐ長時間の審議を経た後に参議院にお送りをしたわけでございます。

衆議院の審議は、私は、整々々と秩序を保って行われたと確信をいたしております。ただ一度、委員長職権による委員会の開会を決定をいたしました。これは、私はその後理事で謝罪をいたしました。しかしそれを決めたことは決めたが、実際には開会はいませんでした。与野党の六者協議なりその他の協議を促進して、その次の日に委員会を開いたわけでございます。我々の言葉で言います荷崩れをしたような形で参議院に送ったというふうには何ら思っておりません。

本会議の議決は二百七十票対二百二十六票でございます。先刻、参議院で否決されました、十二票の差が大変大きい。これは予想に反して大きかったわけですが、本来こちらは勝つつもりでやったことも確かでしょう。びっくりしたということもございまして、参議院の十二票に比べて衆議院の四十四票の差ということ、これはそのとき何の問題にもなりませんでしたが、まことに注目していただかなければならない衆議院の意思の決定であるということをお願いさせていただきます。

さて、参議院におきましては、皆様の方がよく御存じのことでございますが、十一月十八日に送付をいたしました後、本会議、委員会、公聴会等々、実質八十時間近い審議をされたというふうな何っております。しかしながら、その開会をされましたのが、実質審議に入りましたのが十二月二十四日でございます。私の方から送りましてから三十六日間、ほかに理由があったといたしましても、放置されました事実、これはやはり大変大きな問題ではないかと思っております。

私が十一月十八日に送付するときは、十二月十五日の会期の終わりとすることを念頭に置いておりました。参議院には通常一カ月は差し上げない

れば審議ができない、これだと少し欠けてくる。数日間欠けてくるけれども、しかし、まあ延長は二回できるのだから、十日程度の延長を一回してくれば、衆議院でやった百三十時間の審議ができる時間を十分お与えして、私は与野党を説得して、参議院を尊重した中にこの法案をお送りしたわけでございますけれども、実際十二月二十四日に実質審議入りしたには大変驚きました。

補正予算の審議もあつたでしょう、その他もあつたと思っております。本来、自民党政権時代にも、補正予算の審議は一日ないし二日で、経済の冷えておるのときに処理をしてきたのが通例でありまして、三十六日間、一カ月以上あけて送っておるのにかかわらず、何の手も触れられなかったというふうなこと。本会議の趣旨説明はございまして、私は、この点は何か一方向的にやつたという点でなく、参議院の皆様への一つの問題の提起をさせていただきたいと思うのであります。

参議院におきましては、一月二十一日、衆議院が送付いたしましたから六十三日を経過した時点において意思決定をされたわけでございます。憲法の規定から、六十日が経過すればみなし否決というふうなことも言われております。そういうふうなことは今問題にされておられませんけれども、要は、六十日を過ぎてまだ意思決定がされなかつたという参議院のこの事実、参議院の与野党側に対します運営の御批判もございまして、これども、これはやはり国民の目から見ても我々プロの目から見ても、自民党を中心とした参議院の野党の皆様の大変な引き延ばし、憲政史上にとりど例のない日数を空費してこういう形での審議をされたというふうな批判をされてもやむを得ぬ一面があるかというふうに思っております。

また、参議院の採決につきましてとやかく私は申し上げるつもりはございませんが、自民党、共産党がこれを採決の否決に持っていかれたんでなく、残念ながら、与党である社会党の造反組の十

七票によつて、十二票の差ですから、決定されたということ、これまた我々も反省しなければいけない。連立与野党のその政策の整合性というふうな問題もございまして、野党の自民党や共産党がこれを獲得されたのでなく、こちらのサイドのエラーによつてこの結果が出たというこの事実も厳粛に受けとめていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

余り長い議論もいたしませんので、私が今申し上げたことは、国会は、衆議院も参議院も慎重に時間をかけてこれまでにもない審議をしたんではなからうかと。衆議院においては自信を持って言えます。参議院にはいろいろ問題もありません。反省もありませんけれども、時間だけではございせんが、そこで費やした十分な時間の問題というものをひとつ御理解いただきたいというところであります。

第二点は、憲法五十九条に關連しての法案の取り扱いという問題でございます。この關連四法案は、国会法八十三条の二の規定により参議院より返付されておまして、今この法案をどうするかということ、衆議院の手にあることは間違いないと存じます。衆議院が可決し、参議院が否決したんだからこれは宙ぶらりんになつておるんだとか、あるいはこれはもう死んだと同然だとか言われますが、そうではなく、国会法によりましてこちらのサイドに今御預かりをしておるといふのが現在の姿ではないかと思つております。

そして、五十九条の一項、二項、三項、四項とございまして、御案内のとおりであります。多くの説明を要しませんが、一項は、両院で可決した場合に法律が成立するということ、四項はみなし否決でございますから、このような両院で違つた決定をしております今回の場合は第二項あるいは第三項に該当する問題であるわけでありまして、

第二項「衆議院で可決し、参議院でこれと異なる議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。」本来、これを私たちは選択してもよかつた

わけですが、また、そういうことも考えたこともございましてけれども、しかし第三項にそれを補充した規定がございまして、「前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。」結局これは求めなくてもよかつたわけだと思つております。

しかしながら、参議院が否決をされておる、参議院軽視でなく参議院重視という観点から皆様の御意見も拝聴し、そしてこういう議員の身分を決める重要な案件でもあるので、納得のいく合意に達したい、こういう考えからこの両院協議会をお願いをいたしておるわけでありまして、私たちはそういう意味で、徹底的にこの場で議論をし、国民の納得のいく結論をひとつ参議院の良識をもって出していただきたい。私たち衆議院のサイドは、いかなるとは言えぬかも知れませんが、皆様方の御意見を徹底的にお聞きして、それを取り入れることによつて、何とかこの際成立にこぎつけさせていただきたい、そういう願いのもとに、参議院重視のもとにこの両院協議会をお願いを申し上げておるということをひとつ御理解をいただきたいと思います。

私たちは、それぞれ政界にたがれてはおりますが、もう今や政界のレベルの話ではないと思つてます。政界の代表がやつたて話が決まらない。仄聞するところによりますと、参議院の皆さんは、自民党の執行部が何と言つたって、それをばねのけてまでいろいろの決定をされたということとあります。この決定はもうだれに相談するとかどこへ持っていくとかというのではなく、皆様の見識においてここで決めることであり、我々の代表権はそれぞれの院である。党でもなければ何物でもない。そういうことで、この両院協議会の趣旨に沿つた合意をひとつ求めていただきたいということを切にお願いを申し上げる次第でございます。

それから第三点は、一体この協議会においてどういう形で歩み寄るべきか、その妥協をどうするべきか。

このことにつきましては、後刻具体的に園田委員の方から我々のまとまった考え方を申し述べる予定になっておりますので、私はそれに深く踏み込んでお話をするつもりはございませんけれども、ただ、やはり基本となるべき問題点というもののだけはお互いの一つのベースとして持っておかなければいけない。私たちもそのことに注目をしながら案をつくっていくかなければいけない。

自民党は野党第一党、私は世界でも冠たる、最も実力のある野党だと思えますけれども、最も最近の党大会が六日前、一月二十一日に行われました。そして、党大会の総裁のごあいさつとそれから運動方針というものがその場で採択されました。自民党大会は、実は参議院の委員会では可決をされて本会議で否決をされた間に起こったという時間的な問題ではございますが、六日前に発表されました公党、堂々たる、三十八年間政権を持つてられました自民党の基本的な考え方は、私はここにすべて盛りだくさんするように思います。

自民党の方は皆さん御存じでございますが、連立与党の人はここまで理解をされてない方もあろうかと思えますので、あえて申し上げさせていたいただきますが、河野総裁は「わが自由民主党は政治改革の断行を当面の最重要課題であると認識し、政治改革関連法案の今国会での成立を主張し続けて参りました」少し略しますが、「今国会の会期末が近づいてきたこともあり、わが党は、連立与党側に対し、参議院において合意を達成するため提案を行いました。これは①衆議院における小選挙区の定数は二百八十以上とする②比例選挙区の選挙単位は参議院と同じであることは許されず、最低限でもブロック制とする③地方公聴会での意見などもふまえ、政治家個人の政治資金管理団体に対する企業・団体献金は一定の範囲内で認める」ということが三つの重要な問題点だということとを、総裁は六日前に全党員に対し、全国国民に対し公約をされておるわけであります。

私たちは、本来社会党の造反がなければ政府原案が通っておりましたが、この段階に至りました

ら、自民党の案を丸のみするなんていう下劣な言葉は使いません。しかしながら、自民党がここで約束されておることだけにできるだけ近づいた中に成案を求めるといふ柔軟な対応で進めていきたいというふうに思っております。

今、坂野先生が反対の理由を何点か言われました中に、おやおやおやと思つたことがたくさんございます。私は二十数年自民党の黨員でございました。今でも自民党に対するノスタルジーを持っていますし、自民党に対する誇りも持っておりまゝす。事情がありこういう立場になっておること、ある意味において内心じくじたるものを感じておりますが、自民党がどういう経過で今日まで来たのか。例えば坂野先生の御指摘の第十「小選挙区制の導入は、国民の多様な意思を国会の議席に公平に反映させるという、全国民の代表という憲法第十五条及び第四十三条等の憲法原則に反して、民意をゆがめ、虚構の多数をつくり上げるものであるからであります。」これは共産党がこういう

ことを言われたのはずっと聞いておりましたが、自民党は竹下内閣以来……（共産党も入っているんですよ）と呼ぶ者あり）これは自民党じゃない。ああ、そうですか、院を代表して。それじゃ、この点は、私は、自民党の御発言でございましたので、これがそうだというふうに……

○坂野重信君 院の代表だから、初めに僕が読んだんですよ、それを。

○石井一君 ああ、そうですね。はい、わかりました。それならよろしゅうございます。

私が申し上げたいことは、その次に、河野総裁のそのあいさつの中に「この提案はわが党が実に六年余りにわたって、政治改革本部などの公式の場で八百三十回、千三百時間」……（自民党じゃないんだよ、我々は、院の代表なんだよ」と呼ぶ者あり）いや、しかし、これは重要なところですよ。「に及ぶ党内論議を行ってきたことを基礎として、ご二任をいただいた私の判断」として政治的決着をこの国会で図りたいと、こういうふうに言うておられるわけですね。それで、この三項目

は運動方針では決まっているのです。
だから、それじゃ自民党とは全然違うことを参議院でおやりになるという御主張になるのですが、私はそこまでのお気持ちは皆様にはないと思います。そこところは後で御意見を聞かしていただきたいと思うのでありますが、私としては、三つの骨格部分を含めて、皆様方が過去六年間御

苦勞さねてまいりましたこの問題につきまして、柔軟な対応で臨んでいただきたい、我々もそれにこたえたい、そういうことを申し上げておりますので、この点につきまして御理解をいただきたいと思ひます。

もうほつぽつやめろという紙が来ましたので、これからまだ佳境に入ろうというところなんです
が……（どうぞやつてくださいよ」と呼ぶ者あり）
そうですか。それではお許しをいただいて、できるだけ簡単にやります。

第四点は、世論の動向ということでございま
す。

國民の世論は我々お互いに重要だと思ふのです
が、世論にもいろいろあると思いますけれども、
実は参議院で否決されました直後の翌日、一月二
十二日の、これは日本テレビの電話による意見聴
取。まず第一、大体十二万本ぐらい電話が返って
きておるデータですけれども、法案の参議院否決
はよかったか。これに対して、三万二千五百
二十九はよかった、二七％、しかし八万七千八百
八十一、七三％はそれはおかしい、こういう結果
が出ております。余り細かく言いませんが、今国

会中に法案を成立させるべきだというのが、イエスが八二％、もうひとつというのが一八％。これも、それは電話だから頼りにならないとかなんともか言いますが、重要な問題だと思います。そのほかに、一体政治家に改革ができるのか、これも八〇％はもうできない。その次に、首相の責任ということに對して、首相の責任はないと言ったのが七〇％なんです、こういうふうなのが一つの傾向だと思います。

そして、最近各新聞社の社説にいたしました

も、結局は、皆さん読んでおられますから一々これは申し上げませんけれども、国民生活はもう破局へまっしぐらだ、國際的孤立と政党政治の麻痺だ、こういう論調が出ております。これが国民全体に読まれておる、國民の世論を背景にしておる國會の決定ということを思いますと、大変恐ろしい感じがいたします。

昨日、民間臨調が、もし政治改革法案が成立しなかつたら、日本の政治の破局のシナリオはこうなるだろうということを発表しておりますけれども、そう長くごさいませんから。「政治の閉塞状況を開閉する担い手がなくなり、社会のストレスは極限に達する。政治家の汚職、自己改革能力の低下に伴い国民の倫理観、規律も低落し、税金不払い運動が起こる。政党政治を糾弾する声が高まり、暴発。政党政治は機能を停止する」、こういう危険を指摘しておる学界、労働界あるいは経済界の絶望的な声というふうなものもごさいます。さらに、国際的なインパクト、まあ外国のこと

はどうでもいいと言われる人もありますが、このところ、おとつい、きのう、きょうと出されなう外国の論調というものは物すごいものがあるといふことは御承知のとおりです。そこまで我が国の国際的な立場というのは高くなつておる。そして、それはことごとく改革を支持し、この際それを推進しろといふことを言つておる。

例えば、ウォールストリート・ジャーナルは「日本が脱線する」といふ社説で、経済的に破綻を来すだろう、何も経済には直接関係のない政治

改革だしかながらもっと重要な問題だということを指摘しております。同じ日のワシントン・ポストは「トラブルの中の日本」という社説で、激しい嵐が迫っているのも知らないで、船のかげの奪い合いをしている、我が国会、衆議院と参議院の姿を世界はみんな見守っておるといふふうに言っていますし、ひきょうな十七人の社会主義者の反乱によってこれがなされている、自民党でも共産党でもないと言っています。こういう状況であるということ。ニューヨーク・タイムズは「ロ

本、旧秩序の逆襲、五五年体制がもう一遍逆襲に出てきたとか、今こそ日本の改革政権を全力を挙げて世界が支援してやらなければいかぬというようなことも言っております。

こんなことばかり言っておって恐縮ですけども、私は、今の日本の国内の世論、国際的な世論に対して、参議院の皆様の、ここにおられる十人の皆様の良識を切にお訴えしたいと思ひます。

最後に、私は参議院無用論とか軽視論を申すわけではございませんが、二院制の意義と日本国憲法の建前という問題を申し上げます。

日本国憲法の建前は、明治憲法と違ひましていろいろの経過がございましたが、議院内閣制度をとり、参議院には解散を置かず、憲法には五十九条、六十条、六十一條の両院に関する規定がございます。憲法では、参議院は良識の府として常に衆議院を見守り、行き過ぎを是正するという役割を求めているように思ひますし、政局の死命を制するよう意思決定は慎むことが要請されておるといふ強力な学説もございいます。

だからといって、参議院を無視するというようなことを私は一言も言っておりません。参議院の重たい否決というものを十分に踏まえて、しかし、ここで歩み寄ろうじやないか、参議院の良識を出していただくときだ。フランスの格言に、第二院が第一院と同じ結論を出すなら無意味だ、しかし違う結論を出すなら有害だ、こういう言葉もございいます。もし今回これが葬り去られたとしたら、参議院軽視論など全然考えていない人でも、五十年、半世紀たったこの日本の二院制に対して、あるいは有害ではないか、あるいは無用ではないかという議論まで巻き起こしてくるという問題提起が出てくるだらうと思ひます。

したがって、これで私の陳述を終わらせていただきたいと思いますけれども、以上、私が血の出るような努力をし、衆議院を通し、参議院のことを考え、そして今日まで自民党内にあつて五年、六年、政治改革の中心として頑張ってきた、そういう立場で、党利も党略もございせん、こ

の際、国際的な、国内的な立場すべてから考えて、妥協点を見出し合意に達したいということをして、私の立場から特に、特にお訴えをいたしまして、新生党・改革連合を代表しての陳述を終わらせていただきます。

長時間ありがとうございました。

議長(市川雄一) 次に、左近正男さん。

○左近正男君 日本社会党に所属する左近正男でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

私どもの党、細川連立内閣の与党、しかも与党の第一党でございます。その私どもの党の党内の一部行動によつて、この法案が参議院で否決をされたわけでありまして、この事態については、与党である私ども日本社会党は深く反省をし、非常に責任を感じておるところでございます。

今、衆議院の政治改革特別委員会の委員長でもありました石井先生の方から、衆議院の審議経過については詳しくお話がございました。私もその特別委員会に属してございまして、与党側の筆頭理事としてその任に当たつてまいりました。私ども衆議院側は、いろいろ対立した事項もたくさんございましてけれども、理事会の中で、自民党の理事の方々、共産党の理事の方々と本当に真剣に議論をしてこの議事運営についてやってきたつもりでございますし、私はそのように自負をいたしております。したがって、一方的な形で衆議院の審議を絶対にしておられない。まあ最終的には採決になりましたけれども、自民党の皆さん方、共産党の皆さん方の御理解もいただいて、整々々とこの審議がされてきたのではないかと、このように私は思ひます。

委員会での採決のときには、私は本当に、ある面では感さわったというふうな気持ちでございしました。その辺の経過についても、参議院側の皆さん方によく御理解をいただいております。

そこで、なぜこういう形で衆議院側の審議がされたのだらうか。これは自民党もあるいは共産党の皆さんも、私ども与党の各党も、今国民の皆さん

ん方が何を求めているか。やはり政治改革をしつかりとやり遂げなさい、腐敗防止も含めて、七十年間続いた中選挙区制のこのもろもろの制度的な欠陥というか、疲れておる問題、ここらについて正をなさなさいという、そういう声は世論の大きな部分を占めておると思ひます。そういうような背景があつたから、与野党を問わず、政治改革の土俵に乗つて真剣に議論をしてきたんだ、このように思ひます。

私も、海部内閣のとき、宮澤内閣のとき、それと今回と、この特別委員会の理事を担当してまいりました。海部内閣のときには、今議論がされておるとはほぼ同じような制度の並立制、私どもの党はこれは反対をいたしました。廃案になりました。また、宮澤内閣のときには、自民党の皆さん方が小選挙区制の制度、あるいは私どもが併用制の制度を出しまして、いろいろと議論をいたしまして、民間臨調から提起をされた連用制というものを、こういうものもまた台にしながら、かなりこれも長時間の議論をしてきたわけでありまして、私ども、世界にはいろいろな選挙制度があると思ひますが、これはベストという制度はないと思ひます。よりよい制度、ベターの制度をどう構築をしていくか、こういうことだと私は思ひます。

今までなぜこの制度問題についてお互いかなり深刻な対立を来しておつたのかといへば、中選挙区制あるいは並立制、併用制、この制度の根本的な違いがありまして、なかなか合意を見ることができなかったわけでありまして、私どもの党にとっては、今度新しい内閣ができまして、政治改革内閣として細川内閣の提起した内容、並立制でございました。この問題、私どももこの歴史的な経過から見ると、かなり深刻な問題でありましたけれども、いろいろ党内の議論を経て、並立制に乗つていこう、こういうことを決定して今日まで来たわけでありまして、したがって、自民党の皆さん方と私どもと与党全体が、並立制という土俵の中で改革をしていこうという一致点を見出すことができたわけでありま

す。このことが衆議院の段階で、本当に長く自民党の皆さん方が政権をとつておたとき、もう五年間もこの選挙制度の大きな改革問題について取り組んできた歴史的経過、そういうものを踏まえて衆議院段階ではかなり突っ込んだ議論をしてきた、こういう点についても御理解がいただけるのではないかな、このように私は思ひます。長くは申しません。もう石井先生の方から詳しく報告提起されたところでございいます。

そこで、これからの問題であります。私どもは何としてもこの国会中にやはり政治改革をやり遂げていくというのが、国民世論というのか、大きな声だと私は思ひます。私どもの党もそういう立場で、今日いろいろ反省も深めながら、私自身もこの協議会に出席をさせていただいておるところでございます。したがって、これからどうするか、具体的な修正問題について議論をして、本当にこの協議会の中で円満に成案が得られることを私は強く望んでおるところでございます。

非常に短い時間でございますが、私の所信を申し上げさせていただきます。終わらせていただきます。と思ひます。どうもありがとうございました。

議長(市川雄一) 次に、荒井聰さん。

○荒井聰君 議長の御指名、ありがとうございます。

私は、昨年の七月十八日、政治改革を公約として選挙に初当選した者でございます。皆様方のように政治経歴が長いあるいは大変な人生経験を積んでいるという方々とは異なりまして、むしろ市民感覚に近い感覚を一番持っている者として、また私の前歴では地方自治に携わつていましたものですから、その立場から意見を述べさせていただきます。

ただいま石井先生から御説明がございましたけれども、これだけの歳月をかけて与野党が既に小選挙区並立制という基本的な点について合意しているはずの政治改革法案が実現できないという事になりますれば、日本の政党政治、議会政治に対する国民の不信は決定的なものとなりま

しょう。先ほどの石井先生のNNNの電話調査によつて、十二万人のうちの約八〇%の人が、今の政治家には政治改革はできない、そう言っております。

我が国は、国内だけではなく、国際社会の信頼を失うことになるのではないのでしょうか。これはニューヨーク・タイムズやワシントン・ポストなどの社説の中にそのような内容が出ております。もはや政治改革の実現なしには景気対策も成功せず、政治改革なしにはこれ以上の行財政改革も経済社会の改革・開放も不可能な限界点に達している。私はそう思っております。

今、世界は冷戦の終えんによって新たな時代に入り、世界の国々と人々は新たな海図なき航海に船出いたしております。日本ももちろんその例外ではありません。政治も経済も行政も新たな日本に生まれ変わらなければならないという国民の皆様方の期待を担って、私たちは一番基本的なフレームである政治改革に取り組んできたのではないのでしょうか。

申すまでもなく、この改革への努力は、単に選挙の仕組みや政治資金の問題だけではなく、争などという次元の問題では決してありません。今問われているのは、日本の政治のあり方そのものであり、国際社会の中で我々が自己改革をなし得る国民として、成熟した民主主義国家をつくり出せるのかどうかということが今まさに問われているのだと私は思っております。

国民も、また世界の人々も、我々がこの改革をなし遂げ、自由で公正で透明な責任ある民主政治を実現することができるといかに強く注目しているのだと思ひます。五年間もの間繰り返して来たこの問題を、今わずかな見解の相違でその全体を葬り去ってしまうのなら、我々はこの改革をなし遂げる機会を恐らく二度と持つことはできないだろうと思ひます。

残された時間はわずか五十時間余りの中ではございますが、日本が民主的に成熟した国であり、

賢明な判断力を持つ国民であることを世界に示さなければならぬときは今まさにこのときだという気持ちでいっぱいでございます。

私は、今このような時期に当たりまして、聖書の中に出てくるバビロンの塔の逸話を思い出します。バビロニアという都にバビロニアの王が、自分分が山国から出てきたために、山のような高い大きな塔をつくらうとした。着々と地上上がったが、しかし最後の段階になって、下で働いている人の言葉と上で石を積み上げていく人の言葉とが違つてきて、理解ができなくなつて、その塔をつくることはできなかつたというバビロニアの塔の逸話であります。

私たちは今、日本の政治という大きな高塔をつくらうとしていっているのです。そして国民は、七割の人が政治改革をなし遂げるべきだ、そう答えております。この人たちの声を私たちの声として、私たちがそれをなし遂げなければ、今まさに政治改革は、そして日本の政治は、バビロニアの塔に化してしまふのだと思ひます。ぜひ参議院の皆様のお力によってこの協議会で成案が得られるよう、よろしく願ひいたします。

○議長(市川雄一君) 次に、森本晃司さん。
○森本晃司君 公明党の森本晃司でございます。先ほど来参議院側からいろいろと御意見が述べられておりまして、重なる点も多々ございまして、できるだけその点は省かせていただいて申し上げたいわけですが、どうしても申し上げなければならぬ点、重なることを御容赦いただきたいと思ひます。

私は、結論から申し上げますと、政治改革の廃案は許されないという思いで今いっぱいございします。これは与野党、また政治家としての共同責任であると思ひます。今国会の、六年越しの政治改革であります。今国会の、しかも最大の課題でありましたこの政治改革法案、衆議院で十一月十八日に整々可決されたわけでございます。そして参議院に送られて、多く

の国民の皆さんも今新しい日本の政治改革が始まると大きな期待を寄せておられました。御承知のように、参議院で八十二時間二十九分にわたる議論がされて、そして二十一日に否決されました。

私にとつてもまことに残念な思いでございます。参議院で否決された点については我々も重く受けとめさせていただきたいと思ひます。しかし、先ほどもお話ございましたように、その採決が終わつた直後の十二万人の電話調査、否決はよくないというのが七三%であり、成立を望むという声が八二%ありました。私もそのテレビ調査を見ながら、今こそ国民の期待にもう一度本気になつてこたえなければならぬと痛感した次第でございます。ロッキード事件、リクルート、佐川等々と続いた政治腐敗に対する国民の憤りと不信はもう頂点に高まつている。それだけに、熱い期待が寄せられていた。その声にこたえることが政治であり、政党であり、政治家の仕事ではないかと思ひます。

審議不十分だという御意見も先ほどございましたが、衆議院で百三十時間、また参議院で八十時間、及ぶ議論をしていただきました。また、強引ではなかつたかというお話もあるようでございしますけれども、決してそうではございません。私たち与野党は、参議院の皆さんも一緒にいていただきたまひて推進本部をつくつて、そこですべての議論をしてきた。参議院の皆さん方の御意見も、その場で与野党としての意見は十分議論させていただいたと私たちは思ひます。ぜひ今国会でこの六年越しの法案を成立させたいと思ひます。

昨年の夏の衆議院選挙でございますが、すべての党が政治改革を公約とさせていたいただきました。この公約を実現するのが私たちの責務ではないかと重ねて申し上げます。また、国際社会において、昨日の夕刊にポスト紙の社説等々、日本の脱線というふうに書かれていたことが非常に私も残念で、胸の痛みを思ひました。景気対策も講じていかなければならない。政

治的空白は避けなければならない。また同時に、政治の混乱は避けなければならない。そのことを今痛感しております。

そうした中で、こうして憲法第五十九条で定められた両院協議会が開かれていふこと、このときに、私は同時に皆さん方に申し上げたいわけでございますが、参議院の否決というのも極めて重いことと受けとめさせていただいておりますが、衆議院の四十四票の差の重さも同時に受けとめていただきたいと思ひます。

参議院の先生方の、良識の府としてのその御協議をきよは期待をしております。どうも誠に遺憾でございます。国民の皆さんが昨日来注視しているところでございます。どうか徹底的に議論して、妥協案を見出してまいりたいと思ひます。

私は、衆議院の本案議決で与野党を代表して代表質問に立たせていただきました。そのとき申し上げました。自民党案の並立制も私たちの出している並立制もそんなに大きな差がない、妥協点は必ず見出せるものだ、そのように私は訴えをさせていただきました。いただいたことを思い出しております。

一九八九年、自民党の党大会、きよは参議院の代表としてお見えいたしておりますが、自民党の出身の先生方が大半を占めております。思い返していただきたまひてございしますが、その八九年のときに自民党の政治改革大綱なるものが発表されました。中選挙区制から、小選挙区、比例代表を併用したものへ新たな一歩を進めていただいたと私は記憶をしております。ぜひ今と、そして民意を反映するといふ意味での比例代表を加味したこの並立制、大きな違いはございせんので、どうぞきよ議論をさせていただきます。政治家としての責任ある決断をお互いにいたしまして、国民の期待にこたえてまいりたい、このように考えているところでございします。

発言の機会を与えていただき、また、御清聴いただきましたことを心から感謝申し上げます。私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

いました。

○議長(市川雄一君) 次に、米沢隆さん。

○米沢隆君 少々重複するかもしれませんが、簡単に意見を述べてみたいと思います。

この政治改革の問題は、足かけ六年にわたる協議が重ねられてきたわけでございます。その間、海部政権が倒れる、宮澤政権が倒れる、そして今、細川政権によって政治改革が実現できるかどうか、まさに国民の皆さん方はかたずをのんでこの協議会の成否を注視しておられると言っても過言ではございません。

この政治改革の論が始まった経緯や背景をもう一度振り返ってみることも大事だと思います。まさに我が国の政治のあり方に深い反省をすべきだということからこの論は始まりました。

言うまでもなく、毎年毎年スキヤンダルが発生し、政治腐敗の事件が次から次に起こり、その間国会は空転し、国民生活の議論そのものが残念ながら、ないがしろにされたまま政治が行われているという批判は日増しに大きくなって、今や国民の政治不信は、単に不信というよりもがけっ縁に立っておるという感じがしてならない。そういうところから、今度こそそのような腐敗の根を断つて、新しい政治をお互い協力して生み出していこうではないかという決意からこの政治改革は始まったものと承知いたしております。それは、単に与党、野党を問わず、全政党がそのような共通の気持ちを持って、国民の政治不信を打破していく最後のチャンスだということから議論は延々と続いてきたと言っても過言ではございません。

同時にこれは、衆参を問わず国民に対する我々政治家の全体の責任であるということも承知しなければならぬ、今この段階に来て責任を回避することは許されない、そういう気持ちで今までの議論に参加してまいりました。しかし、残念ながら、今両院協議会を開いて最終段階での正念場の議論をしていこうという事態を迎えておるわけでございます。何とかして皆さんと合意を得た上で、今度こそ政治改革、すべて一〇〇%、みんながオーケーするものにはなり得ないかもしれませんが、できるだけ都合を得られる努力をした上で、この両院協議会において結論を得られることを心から期待をしておるわけでございます。

確かに参議院では否決をされました。大変重事実でもございます。同時に、先ほどからありますように、衆議院の方ではこれを通過させたという事実もこれまた事実でございます。いわば両院の結論は違つてはおりますけれども、この政治改革法案に対する考え方は一対一でまだ勝負なしという段階に来て、今衆議院に返付されていると私は思っております。

したがって、この両院協議会の意義と、ここでどういう結論を出すかということとはまさに大事なものでございまして、でき得ればそれぞれの所論を乗り越えて新しい合意できる結論が出てくるように、参議院の皆さん方にも心からお願いをしたいと存じます。

後ほど与党の園田委員の方から我々の案を提示する予定ではございますが、我々は、その点について十分に御意見を賜った上で、必要ならば踏み込んでいこうという気持ちできょうは来ておりますことを明らかにしたいと思います。

万一、この政治改革法案が不成立になったときの政局を考えたときに、先ほど石井先生の方からも冒頭申し上げましたとおり、私は、日本の政局は大混乱は必至だと思っております。国際的な信用の失墜、現在のこの厳しい経済環境への悪影響、国民の政治不信、我々は政権に恋々とするつもりはありませんが、少なくとも政治家として大局に立つならば、この政治改革法案は今会期中に結論を出すということがすべてに増して重要な視点である、そう私は思っております。

もし、ここで中途半端に終わりますと、まさに政治改革論議を我々幾ら一生懸命やってきたといえども、国民の目から見れば、政治家の議論は自分たちがかわいいう議論であつて、党利党略はあつても国家や国民の生活はないものだということ、政党政治は死を見ることもあり得るかもしれないというものを考えていかねばならぬと思うわけでございます。あえて申し上げますならば、今国会で政治改革は不発に終わった、何も決着がつかなかったということでは万歳を喝采する人はこの中にはだれもない、そう私は思っております。

制度でございますから、一〇〇%、一から百までみんながすべて合意できるというのは大変難しいかもしれませんが、いろいろな意見があることも事実でございますが、その意見が政治改革の前の議論として大半の合意が得られなければ、幾らそれを主張されても、結局は現状を追求するにすぎないという結果になることもあえて考えながら、ぜひこの協議会において成案を得られるように皆さんの御協力を賜りたいと心から念じておる一人でございます。

以上です。

○議長(市川雄一君) 次に、園田博之さん。

○山本富雄君 ちよっと議長、議事進行について。

今それを何でお配りするか知りませんけれども、提案というのはこの後でしよう。皆さん方がずっと一通りおやりになったんだから、我が方がその後やってということはルールで決められているわけですよ。議長、どう思います。何を御配りになるんですか。これは提案でしょう。それは順序が違つてしょう。

○議長(市川雄一君) それでは、園田さん、口頭であなただの補足説明と意見を言ってください。先ほど、補足説明並びに御意見を述べてくださいというふうに私は申し上げたつもりです。どうぞ。

○園田博之君 それでは、発言をさせていただきます。

今衆議院側から、六人の方々から御意見を陳述させていただきます。今度の政治改革関連四法案、当初内閣から衆議院に提出をされて、衆議院では一部修正をして可決をいたしました。そしてその後、御案内のとおり参議院で御検討いただいた、そして採決をしていただいた結果、残念な

ら否決をされたところであります。確かに、両院でおつしやるとおり、衆議院の可決も重大であります。参議院で否決されたという事実もまさに重大であります。そういう意味で衆議院側からお願ひして、きょうこうやって両院協議会を開催していただいているところであります。

今回できるだけ早くこの両院協議会で具体的な検討をいただくために、私から一つの御提案を差し上げて、そして衆参両院の御意見をいただきたい、こう思つておるところであります。今議長にお願ひして、書類でその御説明をさせていただきますと思つております。

なお、この提案につきましても何とぞ参議院側からもいろいろな御意見をいただいて、いづれにしろ、皆さん方おつしやっているとおり、両院の意見を聞き合つて何か成案を得られるためにこの両院協議会を開催をしておるところでございます。ぜひそういった意味で具体的な提案をさせていただきますことを御理解をいただきたいと思いますとおるところであります。

○村上正邦君 議事進行について。

提案はだめですよ。提案というのは、議事に入つてから出てくるんですよ。

○議長(市川雄一君) 意見、園田さんの意見。

○村上正邦君 意見じゃなくて提案と言っているんだ。意見じゃないんだ。資料も配付させてと、こう言っているわけだから、それはだめだよ。そんな衆議院のやり方は通らないよ。

○石井一君 提案と意見というのは微妙な差があると思うのですよ。(発言する者あり) ちよっと聞いてよ。何もわからぬことを言うのじゃないのだから。だから、ここはひとつ園田さんの意見陳述だけを参議院の終わりにして、もう、そういうことを了承してもらつて議事進行してください。

○村上正邦君 いやいや、協議に入つてそれから、議長が協議を開始しますと、それからなんです。補足説明が先ですよ。

○議長(市川雄一君) ちよっと待つてください。園田さん、さきがけを代表する御意見を言つて

けてございます。

加えて、先ほども私が申し上げたように両院協議会の過去の実績からいふならば、これはもう非常に軽微な言つては甚だ語弊がございますが、法律はどれでも重いのですけれども、やはりその中におのずから法律の中の大きな問題、例えば今度の政治改革の問題は、諸先生が先ほど来ずっとおっしゃっているとおりの、これは非常に重いのですよ。国際的にも非常に関心を持たれている、国民全体も関心を持っている、我々国会の責任ある者にとつても非常に大事なことである、こういう点からいいますと、それが衆議院で可決された、片や参議院で否決されたということを、ここで本当にそういうようなことを議論をして詰めていくというのは、本来この両院協議会の仕事としてできるかどうか。

そして、今私が申し上げた過去の例からいえば、やはり法律の一部修正ということでやってきた例はあるけれども、ここで議論しない場合は、その次の三分の二のケースはない、こういうことでございます。全然ないのであります。

それで、私は申し上げたいのですけれども、この法律、要するに憲法の解釈というものの、五十九条の一項からずっと最後までまでの解釈というものはそれじゃだれがするんだ、こういうことなんです。私も、きょうここへ参ります前に、かつての古い憲法の本やあるいは国会のいろんな資料を読んでみましたけれども、ただ簡単に書いてあることは、要するに国会というのは二院制だけれども、それぞれ独自性はあるけれども、最後は衆議院が優位性を持っているんだから、それで最後は三分の二だ、こう書いてありますが、これは大変無責任な答えだと思ふのです。

要するに憲法というものは、私がさっき申し上げているように、この新しい制度をつくるに当たっては非常に不備だったのです。もう釈迦に説法でございますけれども、もともと一院制だったのです。一院制を二院制に直すために、修正をしたためにいろいろなところのそが起つて

きた、だんだんと直してきたものですから。

これだけ賢明な衆議院の先生のお集まりのときには、この五十九条の適用問題についても、いわゆる憲法学者がこう言つたからとかいうことではないし、それからまた今のうちに先例もないのですから、ここでだめなときにはその三分の二のところを適用した先例がないのでありますから、こういったものについては、やはり国会というのは慣行を重んじ、先例を尊重し、文殊の知恵を結集して、そしてよき先例をつくっていくことが大事である、私はこう思うわけでありまして、今この両院協議会においての議論に先立って懸念すべき点を申し上げ、先生方が何としても、要するにこの大事な法案の取り扱いについて慎重の上にも慎重に取り組んでいただきたいということを切にお願ひして、私の陳述を終わりたいと思ひます。

○議長(市川雄一君) 下条進一郎さんの発言が終りました。

次に、下稲葉耕吉さん。

○下稲葉耕吉君 発言の機会を与えていただきました。まず御礼申し上げます。

先ほど来、石井先生、左近先生から、衆議院における委員会の審議状況並びに参議院のことにも触れて御発言がございました。あえて衆議院のことには触れませんが、参議院の問題についての御発言の中で、実は私も、これは困つたものだな、御理解が不十分なんだな、残念だなというふうな感じがひしひしとしたわけでございます。

私ども、後で閣内委員からも発言してもらいますけれども、特別委員会の理事の立場ですと審議に参加してまいつたわけでございますが、参議院は御承知のとおり三十五人委員会でございます。委員長の権限を除けば十七対十七で同数でございます。それと野党の勢力が伯仲している委員会でございます。加えて、議員の身分に関する問題でもございまして、慎重の上にも慎重を期して、そして与野党の合意のもとに何とかうまく改正すべきであるというふうなことで終始努力した

つもりでございます。

ところが、衆議院の委員会の審議の状況をお伺いいたしました。委員長が職権で一回だけやられたけれども、それも結果的にやらぬで済んだというふうなお話でございましたが、参議院の場合はもろ全く違つたのです。参議院は、お話をございましたように、まあ参議院の良識とか何とか言われますが、私どもは今日の委員会の中で痛切に感じますのは、参議院のよき伝統というふうなものがある無残にも踏みにじられたということになったわけなんです。それにまず心から憤りを感じる。それはどういふことかといふと、参議院の人たちのほかのところ、どこかGHQが何かございまして、そこから指示が出されますと、委員の人たちはもうしゃにむにベルトコンベヤーに乗つたみたいになつて、もう審議そのものじゃないのです。動議が何回出されたと思われませんか。委員長が職権で何回委員会を開いたと思われませんか。職権委員長だ、職権委員長だ、あだ名さえつちやつた。とどのつまり、委員長が不信任で、そしておやめにならざるを得なかつた。そういうふうな事態が参議院の特別委員会の実態なんです。

先ほど来、二つの内閣がつぶれて六年目だとおっしゃいました。確かにそうでしょう。それだけ重要な政治改革法案です。ところが、参議院ではいつ審議が始まりましたか。今国会が初めてです。今国会が初めてなんです。しかも、衆議院では今国会も百二十何時間審議した、参議院は八十時間いいじゃないか。八十時間いってないのですよ。

おまけに、後で詳しく申し上げますが、おまえの方はなかなか審議に入らなかつたじゃないか、こうおっしゃいます。それなら申し上げますが、私どもの責任で審議に入らないということは一回もありません。むしろ、こういうふうな状態の中で、国民が困っているじゃないか、何とか補正予算を早く出してください。政府は、約束した

がらも出さなかつたでしょう。年末年始の休みもあつたでしょう。

もつと言いますと、こんなことまで申し上げたくなのだけれども、いろいろ話が出ましたので申し上げますけれども、例えば委員長が御就任なさいましたのは九月二十一日なんです。公正かつ円満に運営される、こういうふうな御発言があつた。ところが、その委員長が、私は衆議院のことは申し上げません、立法院の長である、責任者である委員長が政府の官邸へ行かれるとか、あるいは、公正公平にやります、公正円満に運営やりますという方が、特別委員長として与野党の幹部会に出席されて決意表明される、そういうふうなことは公正円満な審議ができないんじゃないですか。私ども御注意申し上げた。そして、その返事がいただけるまで数日かかっているのです。そんなのは一日で片づく問題です。

それで、委員会では、こういうふうな発言をされたのです。

この際、一言ごあいさつさせていただきます。私の問題をめぐつてさまざまな御指摘があり、今日まで委員会が開催できなかったことはまことに遺憾であります。

改めて、

云々と、委員長がそういうふうなことで御発言なさっている。そういうふうなことで、まだいろいろとございまして、挙げろとおっしゃられれば幾らでも御指摘申し上げますけれども。

あるいは、もう一つ申し上げましょうか。例えば、予算委員会と並行して何とかお経読みやろうというふうなことでやりました。その日にちも私も相談して決めたのです。ところが、参議院の予算委員会はずっと続いている。夜に及んでいない。そのとき、だれが参議院の予算委員会に行つて、お経読みやるから何とか時間をくれないうかと言つたか。連立与野党の理事さんは全然動いていないのです。私が予算委員会へ行つて、予

算委員会の理事さんに相談して、それでお経読みやらしてくれませんかとお願ひして、そして自民党の質問者を一人取りやめていただいて、早くやめていただいて、そしてそういうふうな中でお経読みをやったのですよ。その一事をもつて見て、それを私どもが審議引き延ばしをやっている、とんでもない話ですよ。

そして、私どもは整々爾々として審議に参加しようとして大変努力した。ところが、どこかでもう出口が決まっていた、それでやれど。中央・地方の公聴会も、衆議院ですら二日おやりになっているでしょう。参議院では初めてのこの審議なんですから、少なくとも二日ずつお願ひしたい。それも否決されているのですよ。中央一日、地方一日。それも動議ですよ。公聴会を動議で決めるというの、参議院始まって以来なんです。参議院の歴史を見ても、そういうふうな公聴会を動議で決めたというのはありませんですよ。そういうふうな暴挙をなさっている。まさにフアッショですよ。

しかも、地方の公聴会を決めた翌日は締めくくりに総括、そこまで決めているのですよ。地方公聴会へ行つて、公聴人の皆さんが何と言われたか。全然意味ないじゃないですか、締め総が決まっているのに。そういうふうな運営というのはありますかね。それで、もう出口決まっているんだとか、どうしたどうしたと。本当のところ、連立与党の委員の皆さんたちも、あるいは内心困っていただろうと思いますよ、そういうふうな運営をされて、それがこの理由の第一に書いてある中身なんです。

それから、例えば衆議院の本会議の設定にいたしましたも、参議院で補正の審議をやっている最中なんです。普通、会期延長の議題が出ますと審議はストップしますわね。ところが、この大事な補正予算だから何とか上げぬといかぬですよというふうなことで一生懸命やっていると、衆議院は本会議のペルを押して四十五日の大規模な会期延長の話ですよ。皆さんたちが衆議院と参議院

の立場を変えたら、どういうふうに思われますか。それでも私どもは協力しているのですよ、一生懸命やらなければいかぬということ。

そして、審議の過程で、衆議院の皆様方の中で、それはいろいろ真剣に特別委員会なりなんなりで御審議いただいたのでしよう。ところが、参議院の立場、地方政治の立場から考えてみまして、全然審議されてないようなことが出てくるのです。例えば、政党助成の三要件の問題でも、参議院なんというのは三年ごとに選挙やっているでしょう。ある政党の人が現職二人いまして、最初の三年は助成ももらえるけれども、あとの三年は助成がもらえないとか、こんな欠陥法案なんですよ。

そういうようなことが我々審議の過程の中でわかってくる。そういうようなものを真剣にやろう、真剣にやろう、もっと審議の時間が欲しい、審議の時間が欲しい。ところが、ペルトコンベンヤに乗っけられてしまつて、いつまでに上げろ、いつまでに上げる、もうだめです、もうだめです。ですから、職権、職権、職権ですよ。もともと参議院というのは話し合いによって円満に運営している。これが参議院のよき伝統だったので、これが無残にも踏みにじられてしまった。本場に政治改革が大事だということ、私どもはだれにも負けません。これは今までも先頭に立ててやってきたし、今後やるつもりですよ。しかし、こういうふうな、何といひますか、話し合いによって合意を見つけて何とかその中ですばらしい法案を我々の手でつくっていくじゃないか、そういうふうな気持ちで全然それがれてしまっているのですよ。言えと言えれば幾らでも申し上げますけれども、そういうふうな形で法案を上げられてしまった。こんなものはたまったものじゃない、さげません。

そして、参議院始まって以来というのはたくさんございいますよ、そういうふうな暴挙が。そういうふうな中で法案は本会議で否決になったわけですよ。それは社会党の造反とか何だかんだおっしゃ

いましたけれども、私どもとしては、やはり皆様方は参議院は大事だ、大事だというふうなことをおっしゃるけれども、結果的に見て参議院をここまで押しつぶしてしまつて、こういうふうな審議を強要させて、だれがやったかというのですよ。みんなそういうふうな形になっているのです。我々の自民党は衆議院では否決されました。政府提案というのは参議院で否決されました。やはりこの事実から出発すべきだと思います。私の発言を終わります。

○議長(市川雄一君) 次に、関根則之さん。○関根則之君 政治改革関連四法案につきまして、参議院で否決をいたしましたけれども、その大きな理由の一つは、ただいま下稲葉委員から発言があるございまして、この法案に対しての政治改革に関する特別委員会におきましての審議が十分に尽くされなかったことにあると我々は考えております。

参議院の委員会におきましては、連立与党の数の力によります一方の態度、議会運営、不公正な委員長の強権的な委員会運営によって極めて不十分な審議時間しか与えられなかったわけでございます。今回の参議院における審議時間は全部で七十六時間四十六分でございます。衆議院の審議時間の百二十一時間四十五分の六割にすぎません。衆議院においては過去二回、これも先ほどお話をいたしましたけれども、海部内閣のとき、宮澤内閣のときに既に議論をなさっていらつしやるわけでございますが、参議院がこの法案につきまして、政治改革につきまして審議をいたしますのは今国会が初めてでございます。過去の分まで総計をいたしますと、衆議院の審議時間は実に二百四十一時間に及ぶと思ひますけれども、そのわずか三割にしか当たらないということでございます。

審議日数につきましては、衆議院は十九日でございます。参議院はわずか十三日で強行採決に持ち込まれているわけでございます。公聴会につきましても、衆議院の方は中央公聴会が二日、地方公聴会が二日ということになって

おります。我々としては、動議まで提出をいたしました。何とか衆議院並み、特に参議院におきましての議論の中で、地方の首長なり議員なりに対する政治資金を初めといたしまして、政治活動の基盤をどうするんだという問題が大変大きな問題になりました。また、小選挙区の数とも関連をいたしました。地域に密着した代表の数が少なくなつてしまつてはいないか。特に比例代表が全国単位で行われておりますので、自分の地域と関係のない人が出てくる。地域代表としての衆議院の性格が著しく損なわれる。地方の時代を標榜なさつておる細川内閣としても、そういう点に大いに問題があるじゃないか、そういうことが言われて問題になっていまして、じつくりと時間をとつて、回数もふやして、場所もふやして実施してもらいたいということを要請をいたしましたけれども、これも与党サイドの一方的な動議によりまして、たった一日で済ましてしまつてしまつたような結果になつたわけでございます。

一般質疑の日数も、衆議院は九日とっておりますけれども、参議院ではたったの四日。テーマ別の一般質疑というものも参議院においては行われていないわけでございます。

こういう意味から、大変審議を急ぎ過ぎる、一方的に審議をカットしてしまつて、そういうことが行われたということをおし上げておきます。選挙制度は民主政治の土俵づくりでありますから、できる限り各党各会派の合意を得まして、よりよい法案に仕上げていかなければならないと私どもは考えております。特に、良識の府としての参議院におきまして十分な審議を尽くすためには、理事の間におきましてとことん話し合いを行い、その合意によって委員会の運営は行われるべきものと考えております。そのような話し合いに基づき審議こそ議会制民主主義の本来の要請に沿うものであります。この原則をなおざりにすることとは、参議院のあり方そのものにも重大な汚点を残すことになると考えております。

理事懇談会におきまして日程の協議が行われて
いる最中に、数の力によって押し切っていく与党
の強引な手法によりまして委員会の審議が進めら
れ、そのため我が党がこれに反対せざるを得ない
状況に結果的に追い込まれてしまいましたことは
、我が国憲政史上画期的な立法である政治改革
法案にとってまことに不幸なことであつたと私ど
もは考えております。

強権的な委員会運営の具体例を申し上げます。
理事間の合意を得ないままの委員長職権による
理事会、委員会の開会、何回となく委員会の審
議が始まった当初から繰り返されてまいりました
けれども、その最たるものは一月五日の委員会開
会の強行であります。一月四日からずっと理事間
の協議が続けられてきたわけでございますけれど
も、理事懇が紛糾をいたしまして、我が党が、打
ち合わせのために一時間程度ひと休養をとって
くれ、こういう要請を申し上げましたけれども、
事實上三十分足らずの時間の確保ができなくて、
一方的に協議を打ち切りまして、我が党が欠席の
まま総括質疑を開始されました。この強行が行わ
れましたことは、これまでの参議院における民主
的なき慣例を全く無視するものであります。

一月十日及び十二日の二回にわたりました中央
公聴会及び地方公聴会の日程が、これもまた動議
により決定されました。本来、公聴会は、国会審
議が大方尽くされまして、最終段階に至った時期
を見計らって外部の関係者や地方の意見をお聞き
して、審議の参考にするために設けられているも
のであるにもかかわらず、実質審議が始められた
ばかりの段階におきまして、与野党間において協
議が調わぬまま、公聴会の設定を動議により強行
することは余りにも非民主的な運営と言わざるを
得ないのであります。

しかも、一月十日の動議の採決につきまして
は、委員長による賛否の取り違いという重大な欠
陥が指摘されていたのであります。

二院クラブの下村委員は、質問を終えまして自
席に戻るために歩いておりました途中におきまし

て、いきなり動議が提出をされまして、委員会室
が大変喧騒の中に包まれておりました最中に採決
が行われまして、必ずしも明確に聞き取ることが
できないような委員長の声であつたわけでござい
ますけれども、下村委員は、そういう状態であり
ますから、何が起つたかわからない、そういう
ふうにして申しているわけでございます。きょうも御
出席をいただいております青島委員が確認をして
いただいたわけでございますけれども、下村委員
はこの動議には賛成をしていないということを
はっきりと申しておりました、その旨を委員長に
申し上げて状況を聞いてもらいたいということを
言っているにもかかわらず、全く委員長がそれを
取り上げない、そういう事実もあつたわけでござ
います。委員長はこの事実の確認すら行おうとし
なかつた。その委員長の態度、大変私どもは委員
長としておかしいんじゃないかということで抗議
したわけでございます。

各会派の関連四法案に対します態度が拮抗をい
たしておりました、採決の賛否が大変微妙に分か
れるような状況であつたわけでございますから、
そういう状態であれば、採決に当たりましては当
然慎重に判定を行ふべき状況であつたと思うわけ
でございますけれども、そういう状況について
の配慮が全くなく、少数者の意見に何ら聞く耳を
持たない与野党の委員長の姿勢はまことに強権的
であると言わざるを得ないのであります。委員長
に対する不信任動議が参議院史上初めて成立いた
しましたけれども、このような事実をもとにした
ものであります、十分な理由があつたことで
ございます。

参議院らしい充実した審議を行いますためには
なお審議の継続が必要であると私どもは主張いた
しましたけれども、その要請にもかかわらず、一
月二十日突然質疑打ち切りの動議が提出されま
して、討論、採決が強行されました。一月十八日
よりややく地方公聴会が行われたばかりで、そこ
に出されました地方の方々の、公述人の声をどう法
案審議に生かすかについて真剣な討議を要するに

もかわりませず、一方的に質疑を打ち切り、採
決を強行いたしましたことは、まさに問答無用の
暴挙でありまして、私どもはこれをフッシュョ
的なやり方であるというふうに通ぜざるを得ないの
であります。

以上、申し上げましたように、目的のためには
手段を選ばぬ非民主的かつ強権的な委員会運営が
まかり通るという事態は、まことに参議院の審議
の歴史の中で異例なことでございます。良識の府
たる参議院の権威のためにも、このような委員会
運営を容認することはできないのであります。

三度にも及びます与野党サイドの動議の提出や強
行採決によって初めて可決されることのできた法
案に対しまして、参議院の良識が本会議における
否決という答えをもって応じたものであることを
申し上げます、私の補足的な発言を終わりと
す。

○議長(市川雄一君) 次に、橋本敦さん。

○橋本敦君 私は、日本共産党の立場で、趣旨の
補足的意見の表明をいたします。

最初に、坂野協議委員会からお話がありましたよ
うに、参議院での否決の趣旨は、参議院の各会派
それぞれによってそれぞれの要件があるわけでござ
います。それが一体となつて参議院での否決とい
うことになつていくわけであります。そういう
わけで、私は日本共産党の立場から意見を述べ
る次第であります。

まず第一は、参議院での否決の重みでありま
す。

言うまでもありませんが、憲法第五十九条第一
項が「法律案は、この憲法に特別の定めのある場合
を除いては、両議院で可決したとき法律となる。」
と明確に定めております。つまり、一院で否決さ
れた法律案は、予算、条約等と違ひまして、廃案
とするというのが、本来二院制を採用している憲
法の基本的な原則であるというところであります。
この憲法上の原則に基づいて、参議院で否決され
た小選挙区並立制法案など本件四法律案は、その
否決の趣旨が、まさに国民の審判が下され、国民

によって拒否せられたものとして重く受けとめ
て、この憲法上の立場から廃案とするというの
が、これが憲法原則であるというように考えるわ
けであります。したがって、このことを要求して
おります我が党が、両院協議会の設置にも反対を
してきたゆえんはそこにあるわけであります。

次に、そもそもこの四法律案が参議院で否決さ
れましたのは、私どもの立場でいえば、それはこ
の法律案が憲法と民主主義に反する重大な問題点
を持つているとともに、金権腐敗政治の掃選
挙制度の問題にすりかえてはならないという大き
な、正しい国民世論に背くものであるからである
と考えております。

小選挙区制度そのものが、多数の民意を切り捨
てて大政党に有利に民意をゆがめるといふ重大な
欠陥を持つていことは、審議の中でも政府もお
認めになつていたことであります、それが並立
制で比例代表を加えることによって緩和されると
いう議論がございました。私どもの立場では、並
立制をとりましたも主権者である国民の意思をゆ
がめる小選挙区制の欠陥はなくなるという状
況で、これは憲法第十五条、第四十三条を初め、
我が国憲法によって立つ主権在民の原則、議会制
民主主義の根本原則に真っ向から背理するものと
考えているわけであります。

〔議長退席、副議長着席〕
また、本政府案は、これを前提にいたしまし
て、少数政党排除、民意切り捨てのための極めて
不当な条項を盛り込んでいられることも審議の中で厳
しく指摘されてまいりました。これらが憲法第十
四条の平等の原則に反することは言うまでもあり
ません。

さらには、金権政治根絶のために、私どもは、
企業・団体献金の即時全面禁止こそが不可欠の根
本的課題である、こう主張してまいりましたが、
政府法案では、金権腐敗の最大の温床である企業
・団体献金を政党には温存するということにした
上、それが政治家や政治団体に不透明に筒抜けに
なるといふ欠陥があつたことも審議の中で明らか

になりました。

それに加えて、政党助成ということで国民の血税を、憲法第十九条の保障しております国民一人一人の思想、良心の自由を侵しても政党につき込むという内容を持っているものでありますから、到底賛成することができない問題であるわけであります。

こういうような法案の持つ、憲法にかかわる根本的的重大な欠陥は修正によって是正されるのか、また、こうした根本的立場を踏まえて行った参議院の否決の意思、これと法案との根本的矛盾は修正によって解決し得るのか、これが問題の一つとなるわけでありますが、私どもの立場でいえば、いかなる修正であろうとも、修正ということでは政府案に近づき、あるいは、伝えられております自民党案丸のみなどとは言わないというお話でありますが、そういった方向に近づけば近づくほど修正はむしろ改悪への道となり、憲法と民主主義の理念に一層背理する結果にならざるを得ない。そういうことで、私どもとしては容認することはできないと考えております。

〔副議長退席、議長着席〕

次に、主権者たる国民の参政権と民主主義の根幹にかかわる重要法案ということで、どうとらえるかという問題であります。

そもそも選挙制度に関する法律は、憲法と民主政治の基本原則、とりわけ主権者である国民の参政権に深くかかわるものでありますから、その改正は本来、圧倒的多数の主権者である国民は言うに及ばず、議会内の大方の会派の賛成のもとに、国民の前で慎重審議を重ねて合意に達すべき性質のものであります。

一院で明確に否決されたにもかかわらず、あえてそれを復活させようということで、国民に公開されない委員会、つまり公開される委員会ではなくて、傍聴を許さない、いわば国民から見れば密室的妥協、協議の場で、しかも本道から外れて例外的に認められている両院協議という、こういう手続でこれを処理するということは、これらの法

案が憲法と国民の参政権にかかわる重要な内容を持つていてという性格やその重み、また主権者たる国民の権利の尊重ということから見て、本来ふさわしいかどうか、重大な疑問があるところであります。

第三の問題として、憲法上、両院協議会を開くことができる、こうなっているから当然だということでは、私どもはとらえないということであります。言うまでもなく、予算、条約、首班指名の場合にはこれは異なりますが、一般法案の場合にはまさに両院対等の立場で、憲法上の第一原則は、一院が、つまり参議院が否決をすれば廃案ということが原則だと思われたいわけですが、その一般法律案については両院協議会が義務的でも必要でもないことは、各協議委員言うまでもなく御承知のとおりであります。そういう点からいいますと、両院協議会というのは例外的規定であると考えざるを得ません。

憲法学界の見解を調べてみても、憲法が、法律案は両院の可決が原則であるとした上で、なお五十九条三項で両院協議会を開くことを妨げない、こうしておられます趣旨は「ある議案に關し、両議院の意見がその大綱においては一致しながら、細目の点で対立する場合に、その間における妥協案を容易ならしめ」、これは宮沢氏の「日本国憲法」であります。あるいは両院の意思の食い違い調整の可能性がある、そういったことを探ることが合理的と認められる例外的な場合と、こう解釈しているとおりであります。これは先ほど下条協議委員からも御指摘になった立場と同じであります。

そういうものでありますから、本件の場合にどうかということを検討していきましますと、参議院の意思は明確に政府案の全面的な否決でありまして、細目の点で一致しないといった、そういった程度の問題ではありまません。法案の大綱、骨格、それを含めて根本的に一致しないという、そういう

状況であって、それが否決の趣旨の太い立場と重みであります。

そういうわけですから、こういった問題についてこの協議会でどう扱うかということは、下条議員も指摘されたとおり、まことに慎重を要する問題であったと言わざるを得ません。私も日本共産党の立場からいえば、今明白なことは、衆議院で可決された政府四法案を参議院が否決したという、こういう事実があるだけであります。この、こういう事実の問題として、この否決と法案との間の根本的矛盾と背理の決定的な大きさを考えますと、技術的な妥協、協議を探るといふこの手続で処理できるものではないというように考えざるを得ないところであります。

さらにまた、国会の会期の一方的長期延長を含めて、動議による公聴会の強行、質疑終局など、私からは重ねて詳しくは申しませんが、下稲葉協議委員あるいは関根協議委員から御指摘のとおり、参議院の運営の民主的ルールや慣行を踏み違えて、慎重審議の要求を退け、あえて職権強行ということを強引に進めてきたというその事態はまことに重大であります。

こうやって採決にまで持ち込んだ連立与党が、採決の結果、否決されるや一転して今度は協議会での妥協をというのは、これは政治的な道義と信義にかなうだろうか。この面から考えましても、こうした態度を貫いてきた与党側に両院協議会を求める資格があるのかどうかという点も、私どもは論議をせざるを得ないと考え次第であります。

以上のようなことで、私も日本共産党としては、憲法の原則に基づいて小選挙区並立制法案など政府四法案は廃案とするべきであって、そして、その上で原点に返って、国民が真に願う政治改革の道を私どもは進めていかなくちゃならぬ。私も日本共産党の立場でいえば、現在の小選挙区制を維持して、定数は正を行って、公正な民意を反映させ、同時に、国民が切実に一番願っている腐敗政治根絶のための最大の課題として、企業・団体献金の全面的禁止を柱とするそういった趣

旨を貫いて真の政治改革に進んでいかねばならない、こんなふうに考えているところであります。

以上で意見表明を終わります。

○議長(市川雄一君) 青島幸男さん。

○青島幸男君 二院クラブの青島幸男でございます。

私ども二院クラブは衆議院に議席がございませんで、あるいは二院クラブにつきましましていろいろ御認識が浅いかというふうな不安もございしますので、二院クラブについてまず御説明申し上げます。

二院クラブは、参議院は無所属が本来あるべき姿であって、政党的に結束された方々が衆議院と同じような議席数を持って、同じような扱いをなさるのでは参議院の意味がなくなるではないかという緑風会以来の伝統に基づきまして、市川房枝さんがつくられましたクラブでございます。

私ども現在五人おりますが、そのメンバーは、おのおのがお互いの思想、信条についてはこれを最大限尊重し合う、お互いに党議については拘束をしないということで、院内で発言の場を得るためにたまたま会派として結束をしている、こういう状態でございます。その自由な立場におります五人が、そろってこのたびの法案につきまして反対をするという結果になりました経緯と心情につきまして、ここで御報告申し上げます。

本来国民が願っております政治改革というのは、決して選挙制度の改変ではなかつたはずだと私は認識しております。わいろに似たさまたまの形の政治献金を、そのまま横行を許しておりますことが、このたびのゼネコン汚職などにつながる腐敗に結びついたということから考え合わせますと、企業・団体の献金を厳しく規制するといふふうな政治資金規正法の厳密な立法と施行が、国民のニーズにかなったことではないかというふうに考えております。

それから、国民が思ってもいなかった小選挙区制を突如導入されたということにつきましても、私どもは憤りを持っておりますし、小選挙区制は

金がかからなくなるとかあるいは広く民意を反映できるとかということは、全く論証できない筋合いのものでございまして、論拠が浅い、甘い、何もないと言っているくらいだと思いますね。

現実には、ただいまの国民の方々の政治意識を考えると、新聞その他の報道を見ましても、ラジオ、テレビの報道を見ましても、大要に政治関係のものが多くなっております。それだけ皆さん方が政治に深い関心をお持ちになっておられますし、それから、五五年体制のころのように主人の言いなりになっている女性たちとかあるいは政治的に余り関心を持たない学生さんたちというようなもの、ずっと少なくなりました。職場においても、指導部に盲従しない方々、あるいは農業あるいは漁業、そういうことに従事しておられた方も、団体を通じて結束してというような格好ではなしに、それぞれがそれぞれの政治認識と意識を持って選挙に臨まれるというような状況になっております。

そういう政治意識の多様化が、中選挙区制で行われたにもかかわらず、四名の議員から始まった日本新党があれだけ躍進を示して、しかも国民の支持を得て与党にまでなつて、しかも代表者になられるというような現実の問題がここに起こったわけですから、小選挙区ならこういうことが起こるんだということではないんだというこの証左だと私は思っておりますし、それだけ国民の政治意識は多様化しているのです。

その多様化している意識を見事に反映させて議席を決めるのが本筋でありまして、むしろ、小選挙区制になるあるいは比例代表並立制にしますと、恣意的に集約して大政党に結束させてしまふという結果になりはしないかというのを恐れておりますし、それから、三％条項あるいは五人以上の議員を有するとか、あるいは新党を結成する場合、比例区では三十人以上を擁立せよとかいうような高いハードルを設けて、新しい力、新しい魅力のある、意欲と努力の結集が国民の期待

に任されるであろうということをむげにも断ち切つて、しかも国庫補助というようになつて大政党に圧倒的に有利ですから、恣意的に大政党を肥大化させ、恒常的に定着させてしまふというこのやり方につきましては、私も真つ向から反対せざるを得ません。

こういう状況ですから、自民党が半分近くある、それに対抗する野党が三〇、一〇、六、四の割合で存在するというようなことは、中選挙区制ならばあり得ますけれども、小選挙区制になったら、自民党五〇に対してはばらばらで対決したのでは勝ち目がありませんから、当然結束することになるでしょう。そうなりますと、多様化した国民の政治意識を全く無視して、内容の少ないメニューを提示することになりますね。それは比例区で吸い上げるからいいんだというお考えのようですが、比例区も同じようなメニューになるわけですから、三つ、四つの中から選択をしるという国民に強いるわけです。

それで、でき上がった政界は肥大化して、しかもそれは定着するわけですから、独善的な指導者が背後にあつて、その意欲のもとに結集するということになりますと、民主主義は踏みじられ、国民の願いはどこへやらということになるに違いないと私は確信しておりますし、私も五人の見解もそれとまともにございまして、今度反対をしたわけでございます。そういう事態にならないことを私は願っております。

ですから、この場でこの問題が論じられるということにはささかの疑念を禁じ得ませんけれども、ここで出されております法案につきましては、総数を幾つにすればいいとか、あるいは比例区と小選挙区の割合をこうしろあしろとか、あるいは三％条項を二％にしろというようなごく小さなことで訂正あるいは修正をいたしても、基本的に私どもは賛成できないという立場におりますので、参議院が否決したというのを民意とお考えただいて、重く心におとめただいて審議に当たっていただきたいと望むものでございます。

また、もう一つ申し上げますと、さまざまな方々が今までも申されましたように、委員会の運営のあり方が全く理不尽でございました。私も下村が発言を終わって議席に立ち返るその瞬間に動議が出されました、これは公聴会の日程の動議でございましたが、本人の意に反して賛成というふうになされてしまいました。彼の心情と名譽をいたく傷つけて何とも思わないというふうなことでしたので、私も委員長の不信任に賛成をいたしました、皆さんの怒りとともに、委員長の更迭、交代を願つたわけです。

新しくおいでになった委員長にも私はこのことを申し上げました。証人も大勢おいでになりますし、テレビでもきつと映像がとられて証拠も残っております、そのことから、せんだつての採決は一点の疑念もない、完全無欠、完璧な採決であつたと御認識ですかと確かめましたところ、そのとおりだとおっしゃられましたので、そのような見解をお持ちの委員長のもとではこれ以上審議が続けられないということで強硬に私は突っぱねたこともございましたが、理事の皆さん方のお話し合いもありまして、不本意ながら質問は続けましたけれども、そのようなことです。

それも、ついこの間まで小選挙区制に反対をなさつていた社会党の方が理事にお立ちになつて、一回、政府・与党というような形で権力の座に着くと、こうも横暴でこうも強引なやり方が許されるものか。このことを思い合わせますと、この小選挙区比例代表制に基づきまして強大な政党が一つ出現してしまふと、どれだけ横暴、どれだけ国民の真意を踏みにじつて、ねじ曲げた採決あるいは運営がなされるかと、肌をアワを生じるほどの驚きを感じました。

ですから、この場ではつきり申し上げますけれども、この法案は、修正などは私どもは全くのめくない、廃案にしたいだきたいということ、この場でそのことを御議論になられるということにつきましては、慎重の上にも慎重に御配慮をいたしたいということを重ねて申し上げます、私の陳述を終わります。

○議長(市川雄一君) これより協議に入ります。

○園田博之君 それでは、先ほど御意見を申し上げますが、具体的な御提案をさせていただきます。

今、議長のお許しを得て、書類を配らせていただきます。

○議長(市川雄一君) はい、配付してください。

書類の配付を終えてから説明してください。

○園田博之君 それでは、よろしく申し上げます。

○議長(市川雄一君) はい、どうぞ。

○園田博之君 この提案は、衆議院側全員の御同意を得まして提案をさせていただきます。詳細はお配りしました書類を見ていただきますが、私からはその骨子と考え方を若干述べさせていただきます。

まず、公職選挙法の定数についてでございますが、小選挙区選出の定数を二百八十、比例代表選出の定数を二百二十、合計五百名。

次に、比例代表選出の各選挙区を七ブロックに区分し、政党の得票数の集計は全国単位とする。

次に、政治資金に関してありますが、企業等の団体献金は、地方議会議員の資金管理団体に対してのみ猶予いたします。ただし、その期間は五年間といたします。

以上が通常、骨格と言われる課題についてでございますが、そのほかにつきましても、戸別訪問につきましては、現行どおり禁止とする。

さらに、政党要件につきまして、阻止条項については、三％を二％に緩和をする。

また、そのほか、今いろいろの方々から腐敗防止ということについても御意見をいただいておりますが、この点についても、さらに強化し、修正する必要があるれば、私どもとしても真剣に検討をさせていただきますと思ひます。

また、今提案させていただきます項目につきまし

でも、ここで参議院側の御意見が具体的にいたされれば、さらにこの案にこだわらずに御検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございますが、どうか皆さん方の真剣な御意見をいただきますように重ねてお願い申し上げます。

○議長(市川雄一君) それでは、速記をとめていただきますか。

〔速記中止〕

○議長(市川雄一君) 速記を起していただきます。再開の時間をここで決めなければ、休憩はできないと思うのですが、よろしいですね。(発言する者あり) 再開の時間をここで決めてください。

じゃ、七時再開とします。正副議長で今話をいたしましたので、七時再開で、休憩に入ります。時間厳守でお願いいたします。

午後七時再開で、休憩いたします。
午後四時休憩

午後七時六分開会

○議長(市川雄一君) 休憩前に引き続き協議を再開いたします。

協議を続行いたします。
参議院側から御意見をお願いしたいと思っております。

○松浦功君 御提案をいただいた問題について、私も頭が悪いのかもしれませんが、理解できない部分がありますので、ひとつ御回答いただけたらありがたいな、こんなふうに思っております。

まず最初に、二百八十人、二百二十人というのはどういふことなんでしょうか。このことについて園田先生からお伺いをしたいと思います。

○園田博之君 これは結論を言うと、根拠はございません。

私どもの原案がもと二百五十対二百五十でございました。自民党の案は三百対百七十一でござ

いました。そういう意味で、小選挙区と比例代表選挙のバランスを変えることでいわゆるもとの対案でありました自民党の出された案に近づきたい、こう思って御提案したものであります。

○松浦功君 それだけでございますね。そうすると、腰だめというふうに御理解をさせていただいていいわけですね。わかりました。

それから、きのうかの新聞に、皆様方がおやりになったかどうか存じませんが、三百対二百というところで大分いろいろ書いてございました。そういう何かお話し合いの経緯がございましたのか、お伺いいたします。

○園田博之君 これは新聞、テレビ等で推測で報道しているものでございまして、全くそういう事実はございません。

○松浦功君 そうですか。そういうことなしにいきなり二百八十、二百二十、こういうことではありますね。

前の二百七十四という案がありましたけれども、あれについてもそれらしき解説は何っておりますけれども、これも余り根拠があるとはなかなか言えないんじゃないでしょうか、前のことですが。

○園田博之君 これは衆議院のときに提案されたものですけれども、基本的には、さっき私が申し上げたように、近づけることで同意を得たい、こういう意味でつくったものであります。ただ二百七十四には、あのときには総理の考えもあって、根拠があったようでございます。

○松浦功君 ありがとうございます。そうすると、二百八十の二百二十ということですが、現在の修正政府案から小選挙区が六つふえて、比例区が六つ減るといふ計算でございすね。それがどういふ影響になって、六つほどにふえてくるのでしょうか、何県にといいますか。

○園田博之君 これは今の時点では計算しておりません。

○松浦功君 そうですか。それはこれからの問題

というふうに考えていいわけですね。
○園田博之君 はい。

○松浦功君 それと、また後で現場の委員、理事からみんなそれぞれ疑問が出されると思いが、ブロック制の問題ですね。この七ブロックというのは何ででしょうか。私どもには全然理解ができないのでございすけれども、何か根拠があるのでしょうか。

○園田博之君 このブロックは、委員会でも議論されたことは余りないのじゃないかと思いが、私どももそれほど煮詰めて議論したわけではございません。したがって、前に衆議院で審議されるときにもブロックの提案があったり、私どもも考えたこともございす。基本的には、ブロックを決める場合に、おっしゃるようなブロックの根拠というのはなかなか定めにくいのです。したがって、ブロックという提案が衆議院を通過するときにもあったのだけれども、私たちは、そういう問題もあり、ブロック制というのは無理じゃないだろうか、こう思っております。

しかし、今度参議院でまた御審議いただいて、参議院は参議院の中にいろいろ御意見があったようでございます。特にこの部分については、参議院の制度と衆議院の制度が全く一緒ではおかしいのではないかと御意見も大分あったようでございます。そういうことも頭に入れて、ではブロック制を取り入れるという提案をしてみようか、こう思っています。ここでは全国を七つのブロックに割って、その書類に示してございすが、こういうふうにブロック化したらどうだろうかという提案だと考えていたのだと思いが、

○松浦功君 そうすると、確たる根拠があつてこういう区分けをしたのではないということですね。たまたま拝見すると、埼玉と山梨が離れたり、一緒にならなければならないところが離れたりしているものですから、ちょっとその点について疑問を感じたものですから。

この辺については非常に弾力性を持ってまだお

考えになっておられるというふうに理解してよろしうございすか。

○園田博之君 それはもちろん、これを前提にいろいろ御意見がいただけるのだしたら、これは真剣に検討しなければならぬだろうなと思っております。

○松浦功君 この七つのブロックにということになると、選挙管理機関が当然要ると思うのですが、その規定が何にも入っていないのですね、修正案に。それで選挙できるのでしょうか。

○園田博之君 これは、さっき下条先生からもちょっとお話がありました。すべてこれを実施できるためのいわゆる本当の法案化その他をする時間というのは、ちょっと私はこの時間では無理だろうと思っております。おっしゃるように、選挙管理委員会の問題もあります。こういう問題も基本的に合意していただけるのだしたら、そういうものも検討しなければならぬことは承知しております。

○松浦功君 それからもう一つ、この問題についてお伺いしておきたいと思うのですが、全国集計でブロックと、こういうことになっているのです。そうすると、全国集計ですと、非常に妙な結果が出てくるということがあります。例えば、相当とっているのにある府県には行かなくなってしまう。それで東京あたりにばっと寄るというような結果が出てくる可能性があるのです。全国集計ですと、その問題を一体どういふふうにお考えになっておられるのかです。

○園田博之君 これは少し私見かもしれませんが、ブロック制にした場合に、ブロック集計にするのか全国集計にするのか、両方に長短所がやはりあるだろうと思いが、私たちは、特に少数党派、少数政党の問題なんかも大分訴えられておりましたし、集計だけは全国でしないと、大きな政党の場合にはある程度のいろいろな対策ができるかもしれないけれども、小さな政党の場合には、ブロック集計した場合にチャンスが生かれないという問題がやはり出てくるのではなからう

か。こんな観点から全国集計の提案をいたしました。

○松浦功君 はい、わかりました。

いろいろ御提案をいただいてお配りいただきました紙によりますと、「衆議院議決のとおりとする」というようなことがいろいろ書いてございます。これではとも法律の体をなしてないわけですね。その点はよくおわかりいただけますね。

○園田博之君 はい、承知しております。

○松浦功君 それから、ごく簡単に次の問題に移りますが、政治資金の問題でございすけれども、長にはこれは認めておらないのです。議員だけにしておられる。どうしてそういうことになったのでしょうか。

○園田博之君 これもそういう前提で、意見交換できるならばいろいろな意見交換をした方がいいと思うのですが、私どもは首長さんの問題もあるかなと思ひました。しかし今、社会的に首長さんのいろいろな事件が起きております。そんなことで、首長さんにはこの際やはり我々と一緒に御勘弁いただくことの方が正しいのかな、こう思つて提案をさせていただきます。

○松浦功君 意見の違うところだと思ひすけれどもね。二、三の知事さんだけが問題になつてゐるので、ほかの首長がみんなそうだという言い方をするのは私どもなかなかできないのですがね。そうですか。わかりました。そういう御意見ですね。

そうすると、長以外は地方の議員さんには全部風穴をあけるということでございますね。五年間だけに限つて、五年後はやめるということを前提にしている、そういうふうに御理解してよろしいですね。

○園田博之君 はい。

○関根則之君 ちょっとしばらくおかりをしたいと思ひますけれども、今松浦先生から質問をなさつたことに関連をいたしましてお伺いをしたいと思ひます。

そもそも二百八十というのは、これは考え方が

大分二百五十から動いてきていますけれども、ただ単に森のそばに竹を植えたというふうな、まだああいふ物の考え方でいいのですか。それとも、小選挙区をやはり軸にして、それに比例制度というものを付加的に加えるというふうな、そういう物の考え方の変化というものはあるのでしょうか、ないのでしょか。

○園田博之君 これはなかなか難しい質問だと思ひますね。もともと自民党さんの提案は明らかに小選挙区が軸であつて、それに比例をくつつけるという感じだろつと思つたのです。もともと前国会では完全小選挙区制を提案されました。そういう経緯もありましたね。それから、私たちの方は、当初の原案は、まさに小選挙区と比例代表と半々でやる、こういう考え方でスタートしてありますから、結果としてそれに近づいてゐるのだな、こうおっしゃられれば、そのとおりだと申し上げるしか仕方がないと思つたのです。

○関根則之君 やはり制度というのは考え方というものをしっかりと据えておきませんと、ただ妥協の産物で——最初はまさに並列的、二百五十、二百五十でいくのだ、こういう話でスタートしたけれども、だんだんここの小選挙区の方へ移つていって、これは六十人違うわけですよ、差にして、率にして約三割。それだけのものがこつちへ偏つてゐるわけですからね。

この制度は何なんですかということを、例えば高等学校の社会科、大学へ入つたばかりの法学部の学生が選挙法を勉強するときに、どう学校の先生が説明するのか。その辺のところ、いわゆる哲学といふんです。考え方の基本をどう説明することになるのですかね。これは妥協の産物です、こういうことですか。

○園田博之君 それじゃ、逆にお伺いしますが、いふまでもある程度、小選挙区比例代表並立制とはいふながらも、我々連立与党と自民党の具体的な案の中にはやはり考え方の違いというものはあると思つたのです。しかし、それはどこかで修正、妥協をしながら一つの案をつくらうと思つたら、そ

れは妥協しないんじゃないでしょうか。私は、そのことで理念を失つてゐるのかと言われれば、それはおっしゃつて結構ですが。

○関根則之君 私どもは一つの画期的な法律をつくらうと思つてゐるわけですよ。だから、妥協とはいへ、これはこれでどういふ考え方できてゐるものなんだよと、そのところはきちんと言明できるような法律でない、これは世間に対して通用しないのではないかという感じがするのですけれどもね。それは、そのまま押し通すということですか。

○園田博之君 この部分だけで申し上げれば、それはどこだつて、理念を捨てたと非難されるほどのこともないんじゃないでしょうか。

○関根則之君 しかし例えば、日本の政治改革には外国でも大変関心を持っていますよと言つて、ワシントン・ポストまで御引用なさつて大々的に宣伝される。その今まさに日本がやつてゐる政治改革の中心になつていくのが小選挙区比例代表並立制です、こう説明する。それは、単なる両方並列的に並べただけのものなんですか。それとも、どつちかが主体的なものであつて、どつちかが補完的にカバーしてゐるのです、そういう説明にするのですか。その辺のところ、いや最初は並列でスタートしたけれども、自民党の修正要求等が出てきて、なかなかそんなうまいやないにいかなくなつて、何かわけわからないういけれども、結果的にこういうふうになつたんですということでは、これはちよつと濟まないではないか、そんな感じがするのです、いかがでしょうか。

○園田博之君 そういう意見だということはお聞きします。これは私が委員会で大変答弁してゐるわけじゃないから。

○関根則之君 大臣答弁じゃなくて、私どもも一生懸命理解をしたい。それから、できるものならそこを頭のなかで何とか整理をして、理屈をつけて、我が国の選挙制度、衆議院の選挙制度はこういうのですよ、そういう説明がしたいものですから言つてゐるわけじゃないですか、やや私

の言い方を違つた意味におとりになつたとすれば御勘弁をいただきたいと思ひますけれども。

○米沢隆君 今の園田さんの御回答にちよつと補足をいたしますと、我々は二百五十対二百五十から始まりましたので、自民党案は確かに小選挙区が柱、我々はそれとんとんにしようといふところから始まつてゐるわけですよ。ただ、いろんな議論の過程で、現在までの中選挙区の定数よりも小選挙区に割り当てられた数が一挙に半数以上になるのはいかばかりかといふような議論等もありましたが、できれば小選挙区の方をふやしてその問題を解決する方向に向けて妥協ができればいいなといふ議論があつたことも事実でございます。

○下稲葉耕吉君 ちよつと今の問題、よろしゅうございすか。

今の問題に関連いたしました、参議院の我々の立場から申し上げますと、今度の法律案は政府提案でございます。国会は二院制でございます。それで、衆参それぞれ特徴を持った議院が両院相まつて国権の最高機関としての機能を果たすといふのは、これは大変大切なことだと思ひます。そういうふうなことのためには、じゃ衆議院と参議院はいかにあるべきかといふ基本的な考え方が私どもの中にあるわけでございます。

そういうふうなことからいいますと、やはり衆議院は政権の選択ということに非常に大切な役割を果たされるわけでございますし、そうだとするならば、民意を直接反映するような選挙制度がベターであらう。参議院は、それに対して、これは抑制、均衡、補完という言葉がよく使われてゐるわけですよ。そういうふうな機能を果たすためには、できるだけ広い立場から、そしてまた、いろいろ経験を積んだ人たちが議員になつて、そして両院相まつて国会としての機能を果たすべきであらう。

そういうふうな考え方からいいますと、先ほど園田先生おっしゃつたように、やはり衆議院といふのは、民意を直接反映するためには小選挙区を基本にすべきである。あるいは小選挙区だけでも

いいと思うのですが、まあ妥協の産物で並立制で何とか補完しようというふうなことだとするならば、それは大きな柱としてやはり小選挙区を中心にして、比例制の議員というものはできるだけ少なくする。しかもその議員も、現場に密着した形で、民意を反映されるような形で選ぶということが、非常におこがましいですけれども、衆議院の役割ではなからうか。それに対して私も参議院は、やはり抑制、均衡、補完という立場から機能するというところだろう、こういうふうに思うのです。

今度の政府提案の法律案で、衆議院の選挙制度、これは前からいろいろ議論されたもので提案をされているのですが、これは政府の方にも何回も私も申し上げたのだけれども、参議院の選挙制度について提案がなかったということも残念ですけれども、参議院の選挙制度がいかにあるべきかというイメージすら、イメージといいますが考えずら政府としてはお示しただけでなかったのです。これは非常に残念なことなんです。そして、政府の答弁としては、参議院では各党各会派で研究してください。これは、今度の法案が議員提案なら私は今申し上げましたような議論は政府にはしないのですけれども、内閣提案、政府提案の法律でそういうふうなことであった。

まあその議論はおきまして、そういうふうなことからいいますと、私も、限りなく小選挙区を中心とした参議院の選挙制度というのがベターじゃないかというふうな基本姿勢でございまして、自民党もそういうふうなことであるわけでございます。やはりそういうふうな国会に対する一つの基本的な考え方といえますが、哲学といえますが、理念といえますが、そういうふうなものをもとにして少なくともこういうふうな大事な選挙制度というものを考えて、そしてそういうふうなことが国民のお一人お一人に御理解いただける。

加えて言いますと、日本の選挙制度始まって以来、衆議院の選挙制度が二つに分かれるのは初めて

てなんです、百何年の憲政史上。参議院は二つに分かれています。しかし、中選挙区、大選挙区、いろいろございましてけれども、衆議院の選挙制度が二つに分かれるというのは初めてなんです。だから、そういう御検討ももちろんなさったんだろうと思いますけれども、こういうふうな制度を衆議院の方で取り上げなさるといふのなら、参議院との関係も考慮されまして、繰り返して申し上げますが、あくまでも小選挙区制度に重点を置いた選挙制度の方が、衆議院の特色としての政権の選択とか民意の集約とかというふうなことに非常にマッチした制度じゃないだろうかというのを私も先ほど来申し上げて、閣僚委員が申し上げたのもそういうふうな背景だと思っておりますが、そういうことでござい

ます。○閣僚委員の君、それではちょっと確認でございすけれども、二百八十人にした場合においても、今までの基本的な考え方は同じだということですから、二票制の考え方、二票制で記号式でございましてすかね、これは変わらないというふうに理解してよろしゅうございすか。

それでは、次の問題に移らしていただきますが、ブロック制でございす。松浦委員に対するお答えの中で、これはわかりかし弾力的に考えているんだということでございますので、私もそういう感覚で、それはそれでなんです。頭に入れた質問をさせていただきたいと思ひます。

百二十九国会において別に法律で定めるという問題については、これはやはりこのままではぐあいが悪いといえますか、成案にならないという感覚でお考えいただいているんじゃないかと思うのですが、これを書き込みますと、相当これは読みかえ規定から何か膨大な、膨大でそんな大きなものじゃないかもしれませんけれども、相当法案化作業を必要とすることになるんじゃないかと思うのですが、それをやっていますと、ちょっとこれは二、三日の間、この会期中に間に合わないんじゃないかというふうな感じがするのですが、

その辺のお見通しについてはいかがでございすか。

○園田博之君、これはもう少し検討してみなければわかりませんが、私自身もそういう意味では完璧なものにするには間に合わないだろうと思ひています。

○閣僚委員の君、完璧なものにするには間に合わないだろうということになりますと、この案は一応出しておくけれども、落ちつきは別な形で考えていらつしやるというふうに理解してよろしゅうございすでしょうか。

○園田博之君、いやこれは、すべての修正が物理的に会期末までに間に合うとはちょっと考えられないのです。それで、これは規則がどうであらうと、今国会で要綱として両院で合意することができれば、その法案の処理はまた別の方法もあるんじゃないだろうか、こう考えています。

○閣僚委員の君、わかりました。

多分このままの文章では、これは法制局通らないような感じがするのです。細かいことを申し上げて申しわけないのですけれども、実際問題としてこれは成案にしなきゃいけないわけですから、そうなりますと、この文言は変わるけれども、かといって読みかえ規定まできれいな形で入っていくというのは無理だから、その辺のところではいいますと、少しくつたような形で、しかし、ぎりぎり法制局は何とか通してもらえようような形に変える、そんなふうな理解でよろしゅうございすか。

そうしますと、それができるかどうか、そのところではちょっとペンディングにさせていただきます。たいと私自身は思いますが、その中で当然、選挙長がどうなるのか、それから選挙分會をどうするか。これはブロックごとに当選者を決めなきゃいけないのですから、当然選挙分會をそれぞれブロックごとにつくらなきゃいけない。それから、立候補の名簿の受け付けをどこでやるのか。東京で一本でやるのか、あるいは地方でやるのか、地方でやるということになりますと、所

管の選挙管理委員会、どうせ都道府県の選挙管理委員会に手伝わってもらわなきゃいけないと思うのですが、所管の選挙管理委員会をどうするかというところは、これは多分法律事項みたいな形になってくると思いますので、その辺の書き込みをどうするかの。

その辺のところは相当これは慎重にやって、慎重というか、ある程度イメージを浮かべないと実際の成案にはならないんじゃないか。その点につきましてどんなお考えか、おわかりいただければちょっとお話ししたいと思ひます。

○園田博之君、成案化、あるいはもし基本的なところで合意したら、この協議会でどういう扱いにして、あるいはまた実際に衆参両方にかけるときにどういう扱いにするのか、それはちょっと別に御相談をしなければ、今私は、残ったあと二日間の間に間違いなく衆議院と参議院でこの部分を法案化して通すということはやや無理があるかなというのを承知しております。このブロック制の部分はですね。

○閣僚委員の君、それでは、それは問題として御理解をいただいているということですから、仮に成案にするということになったら急いで、そのところをどういう形で持っていくのか、それは協議の対象になるというふうに理解させていただきます。

それから、それじゃブロックの問題でございすけれども、このブロックはいろいろ非常に難しい問題が出てきちゃうだろうと思うのです。

例えば東京、西関東のブロックで山梨県が東京と一緒になっている。神奈川県は東京と一緒に、例えば千葉県とか埼玉県というのは山梨県以上に東京都と関係が非常に深いわけですよ。この辺の問題はどういうふうに理解をしたらいいのかということ、それからもう一つは、それぞれのブロックごとにいろいろ問題があると思ひますが、特に北信越、東海というのが面的に非常に広い。新潟県と三重県との関係というのは、これははるか

他人のようなことではないかと思ひます。通常

言っている東海、北陸、信越というのが一緒に
なっているのじゃないかと思ひますけれども、そ
の辺の關係、どういふふうには理解をしたらいいの
か。例えば新潟は、このごろはもう關越で東京へ
直結をしておりますから、東京圏といふものが、
例えば群馬県や埼玉県、東京都、こういうものと
の關係の方が非常に強いんじゃないか。その辺の
割り切り方をどういふふうにお考えいただいてい
るのか、教えていただきたいと思ひます。

○國田博之君 先ほど松浦先生からも御指摘あつ
たところでありますが、基本的に、これはそのとき申し
上げましたが、ブロックというのは行政区区域じゃ
ございせんので、完璧にくくる、区分けするとい
うことが本當に困難なんです。したがって、
同じブロック制でも一つ私が与党の案として考え
ていることは、かつて八次審で十一ブロックに分
かれて提案されたことがございました。しかし、
基本的にブロック制にした場合には小会派にとつ
て大變厳しい条件になるということをさき申し
上げました。したがって、集計は全国でやるとい
うことにしたのですが、それに關連して、ブロッ
クはやはり若干少な目にした方がよろしいんじや
なからうか、こう思つて七ブロックで御提案申し
上げました。

したがって、七ブロックにしたために、また県
と県との關係が、なるほど關係はあるけれども、
しかし違ふ面では経済的にも違ふ区域の県との方
が關係が深いんじゃないか、こういう疑問が生ま
れてくるのは當然だろふと思ひますが、一応私た
ちはこう考えたといふふうには御理解いただきた
と思ひます。

○關根則之君 當然、どこかで線を引けば、その
線の上と下、あるいは右と左で大變おかしい現象
が出てくるということは私も理解をできるわけ
でございませうけれども、このブロック分けのや
り方では少しバランスがおかしいのかな、關係性
が少しひど過ぎるのかな、そんな感じがしてなら
ないといふことをまず申し上げておきたいと思ひ

ます。

次に、これは共通の問題でございませうけれど
も、これは一見いたしまして、わりかし人口バラ
ンスをおとりいただいたブロックじゃないかなと
いう感じがするわけですが、そういうふうには理解
してよろしうございませう。

○國田博之君 そのとおりです。

○關根則之君 ただ、人口をどういふふうには非常
に重点的にやるといふのはもちろん一つの見識で
あらうと思ひますけれども、人口をやりますと、
どうしても東京へ人口集中している。東京、首都
圏へ人口が集まつていて、三千万とか三千五百万
とかこのごろ言われているわけですから、どうし
ても無理があるもので、やり方としては、やはり人
口に多少アンバランスが出てきても、そういう自
然条件とか歴史的、伝統的な条件みたいなもの
の、いわゆる地域共同体として、共同体までには
なりませうけれども、そういう地縁といふものを
大事にしたようなやり方の方が、私もとしては
ブロック制をとるのならばその方がいいのじやな
いかなという感じがするわけですが、國田先
生、その辺のお考え方はいかがですか。

○國田博之君 まあそういう御意見だといふふう
にお聞きするより仕方ないと思ひます。

○關根則之君 決して私は國田先生と議論をしよ
うというつもりではありません。ただ、ここで今
夜一晩かかってでも、ともかくできれば我々とし
ては一つのいい成案を得られなかつたといふこと
でやっているのでしたら、そういう議論を踏まえ
て、できることならまとめていくといひますか、
そういう観点から申し上げておきませうと思ひ
ます。さうして、御意見として承つておきませう
といふのは、実は何かのれんに腕押しみたいな感
じがしてちよつと寂しいのですが、いかがなん
ですか、もうおまえらには勝手に言わせておけとい
ふことで關係ねえといふような感じがなんですか、
それとも……

○村上正邦君 やはりこつちの疑義に対して明確
に答えてもらわなければ、お聞きしておきませ
う。

じや、お聞きしておく場じやないんだ、ここは。

そうでしょう。一つのことをまとめるとあなたの
ところはおっしゃつて我々を呼んでおるわけだか
ら。だから、明確にこちらの疑義に対してはき
ちつと答えをして納得をさせてくれなければ前へ
進みませんよ、この答えを出してくれなければ。
○國田博之君 いや、そうではなくて、私は答え
を出したつもりでおります。なるべくブロックの
数は減らして、しかも人口バランスを考えた、こ
れが私たちの考え方。しかし、關根先生は、人口
だけじゃなくて地縁なんかも考えたらどうだ。意
見がちよつと違ふわけですね。

○村上正邦君 だから、意見が違ふんじや困るの
だ。

○石井一君 僕は遠慮をしておつたのですが、自
民党の答弁者としてこれはかなりやりました。簡
潔に申し上げますと、今具体的に提案をされて
おる案が三つございまして、それぞれに長所と短
所があります。それぞれの言い分がございまして、
十分自民党さんの意見も入れまして、そのことこ
ろの整合性を図りたい。しかし、現時点において
一つの提案としてこれを政府が提出しておる、こ
のようには御理解いただきたいと思ひます。

○議長(市川雄一君) 議長が発言する場合は副議
長と議長席を交代して発言せよという両院協議會
規程がございまして、それに従つて、ちよつと議長
を交代させていただきます。今の御質問に対し
て、私の方から國田さんとあわせて御答弁させて
いただきますと思ひますが、よろしいでしやう
か。

○村上正邦君 議長さんが出るまでもなく、答弁
する方がいらつしやるんでしやうから、議長は議
長席にひとつお座りになられて……

○平井卓志君 いや、ブロックのところは担当な
さつておつたからあえて答弁をなさりたい、こう
いうことだから。

○議長(市川雄一君) 両院協議會規程第七條「協
議會の議長が討論に加わるときは、その
院の副議長をして議長席に著かせなければならな
い。」

済みません。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(大出俊君) それでは、規定に従いまし
て交代をさせていただきますが、これは村上さん
から御注文があったので答へることにしたのです
から、御了解願ひます。

市川さん。

○市川雄一君 まず、ブロックと、先ほどから關
根先生が考え方とおっしゃつておられたのです
が、私たちは二百五十、二百五十を提案しまし
た。それで、小選挙区二百五十は政權の担い手
を選ぶという意味において民意を集約する、それか
ら比例代表二百五十は価値観の多様化の民意を吸
収する、民意を反映する、そういうことで御提案
をしました。

自民党の方は、三百、百七十一で、三百でなけ
れば政權の担い手を選ぶ民意が集約できない、こ
ういう御議論でございまして、これは比較の問題
であつて、まあ自民党案の方が政權の担い手
を選ぶ民意の集約がしやすいと。じゃ二百五十じゃ
絶対できないかといふと、そんなことはない。政
權の担い手を選ぶという民意の集約は十分できる
が、より集約がしづらう、この違いではないの
か、このように考えております。両方の案がぶつ
かつて、どうしてもそこで一定の妥協を図らなけ
ればならないといふことになつて、やはりより民
意の集約がしやすいとおっしゃる方へ私たちがし
ては数をふやした、こういう趣旨でございまし
て、決してその考え方が基本的に変わったとい
うことではない、このようにまずお答えを申し上げ
たいと思ひます。

それから、ブロックにつきましては、第八次選
挙制度審議會が十一ブロックを答申しております
が、このブロックの議論なんです、結局、人間
が手を加える区画というのは非常に難しい。都道
府県単位あるいは全国一本、こういうことであれ
ば、そこに手の加える余地といふものがなかなか
生まれてこない。したがって、その第八次選挙制

度審議会が十一ブロックを答申されて海部内閣で検討された当時、自民党の中でもブロック割りをめぐっていろいろ御議論があったやに伺っております。その結果としてやはり全国一本でいこうという話になったというふうに伺っております。私どもも全国一本。

それ自民党案は、いや、比例も政権の担い手を選ぶという意味において、民意集約型の方がいいという意味において都道府県単位、私たちは、比例代表はどちらかというと価値観の多様化を吸収し得る民意反映型がいいという考え方で全国一本、こういうことで、これは哲学、理念の違いと言ってしまうと妥協の余地がないわけです。

しかし、衆議院の修正交渉の段階で自民党の皆様から出た意見が、党議決定ではないけれども参議院の方の自民党の御意見が、参議院制度と同じ比例代表が全国区ということでは困る、したがって、何とか都道府県がブロックに考えてくれないか、こういう御意見もございました。また、先日も修正の話を多少やりとりした中でも、やはり参議院自民党なり参議院の意見としては、参議院の選挙制度と同じ比例代表全国区というのは、これは参議院の意見としてだめだ、したがって、衆議院の比例単位はどうしても都道府県が難しいならブロックにした方がいい、こういう趣旨のお話も承りましたし、自民党の党大会における活動方針も、選挙制度の比例単位はブロックとする、それから小選挙区は二百八十以上とする、こういう運動方針をお決めになられたというふうに伺っておりますので、小選挙区は二百八十にしよう、総定数五百で押さえた場合は比例代表は二百二十、それでブロックにしよう。

その場合、ブロックの割り方はどうするんだ。ここは意見が分かれる。したがって、第八次選挙制度審議会の答申の十一ブロックを採用するんですが、その場合、比例代表の単位が細かくなればなるほど小会派の切り捨てにつながってしまう。三割を二割にしろという議論ではなくなってしまう。結局一〇%、一五%の得票があっても

当選できるかどうかかわからないという話になりかねない。やはりこれは集計は全国にして、なおかつ名簿が親しみやすく、より地域の人にわかるようにという意味において七ブロックにした方がいいのではないのか、こういう考え方で、実は自民党の皆様との接点をどう設けるかということ。参議院の自民党の皆様も十分吸収した上で御提案を申し上げた、このように理解をしております。

以上です。

○閣根則之君 小政党、小会派のためにはブロックの数を少なくした方がいいんだ、こういう御説明が先ほど園田先生からもあったのですが、今も市川先生からございまして、私ちょっとそれはうまくいくのかなと。小政党に対する配慮だったから、全国ブロックで集計をすればそれでもうこれは一種の併用制みたいな形になるわけですから、そこをどこで総体の人数が決まってくるか、割り当てるのかというところが、ブロックの数が多いか少ないかによって多少変わってくるだけであって、小政党に対する配慮というのは余り変わってこないんじゃないかという感じがするの一点。

それから、名簿を親しみやすくする、名簿に載っている人を地域住民に親しみやすくするため、八次審では十一ブロックだったけれども今度は七ブロックに集約したんだ、こういうお話ですが、むしろそれは逆なのであって、名簿はできるだけ小さい単位でやった方がその地域の住民には親しみやすいといえますか、顔も知っているし、わかりかしわたりやすい選挙になるということではないか、そんな感じがするんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○市川雄一君 まず、自民党案の都道府県単位というのを考えますと、例えば比例代表で定数一と二のところが、自民党案で計算してもたしか二十選挙区ですか、できると思っています。そうすると、一つの県で定数一というところは、四〇%の得票率を仮にとったとしても落選という可能性があ

るわけですね。これは三割とか三割半なんという話ではありませんが、かなり小会派の締め出しというところになりかねない。ですから、そういう意味で、政権の担い手を選ぶという民意集約型に自民党案というのは首尾一貫しているわけですね。三百七十一というところもそうですし、一票制というところもそうですし、比例の単位も都道府県単位というふうになさっているところも、自民党の考え方はすべて政権の担い手を選ぶんだという、その一点に哲学があるというふう

に私たちは理解をしております。比例の単位も、私たちが理解をしております。民意集約もやるけれども同時に多様な価値観の民意も反映させるといふ、比例代表の機能も生かそうという、この考え方とのぶつかり合いの中でどう妥協点を探るか。その場合、むしろ自民党の、参議院の皆様がおっしゃったかどうかは別として、自民党の方の御提案として、ブロックにしてください、ブロックなら受け入れる余地がある、こういうお話から始まって、私たちはブロックを採用したわけでございます。

その場合、では幾つのブロックにするか。海部内閣のときの例を持ち出すまでもなく、ブロック割りが百日かかってのもめ議論がまとまらないおそれがありますよ、そういうことを申し上げましたら、社会党、公明党がまためた併用案のときの十二ブロックでもいいし、第八次選挙制度審議会が出した十一ブロックでもいいし、その辺は与党の方においてブロックの案を考えてくれというところで、実はいろいろ検討しまして、閣根先生御指摘のとおり、人口というところに一つのウェイトを置いて、七ブロックの考え方を盛った。

その場合、分権ということが今言われておるわけですね、必ずしも将来七ブロックにするというそういう意味ではないのですが、そういう分権ということになれば、広域行政という方向に行かざるを得ないわけですから、そういう意味からも、十一ブロックというのはちょっと多過ぎるのじゃないのか。十二ブロックというのは併用制の考え

方で生み出したものですか、この際、七ブロックというのがいけないのか。ただこの区割りについてはいろいろ御議論が当然出るだろう。例えば静岡県をどこへつけるかとか、あるいは千葉とか埼玉は東京に近いじゃないかとか、当然この意見は出てくるわけですね、そこはお互いが接点を見つければいいという議論であれば十分話つくのじゃないのか。ですから、私たちは、これは絶対のものではないこと、皆様に御提案申し上げているわけではありませんが、ことごとくこれをこう直してまともなようというところであれば、私どもも十分皆さんの御意見は伺う、こういうふうに思っております。

以上です。

○閣根則之君 ブロックのことについて大変御検討いただいた市川先生の御答弁でございまして、よくわかりました。ブロック制で得票の集計をブロックでやるかどうか。集計までやる場合には、やはりブロックの数を少なくして広くとった方が少数政党に有利であるというところは当然なんですけれども、この集計を全国単位でやるというふうな決めた以上は、これはブロックの数をふやしたって減らしたって少数政党に対する影響というのは全然変わってこないのじゃないかという感じがいたします。親しみやすさについては、これはやはりブロックの数は細かく分けて数をふやした方が親しみやすさはふえる、これが基本原則、原理であらうと私は思っておりますので、私の意見として申し上げておきます。

次の点に移らせていただきますけれども、これは、ブロック制で全国集計で得票を集めて、それをそれぞれブロックごとの得票数に応じて割り当てていくということになりますと、例えば東京にある政党の票が非常に集中しているという場合には、地方では票は多少は出ても、みんな東京で当選者が出てしまうというようなことで、投票する人の住んでいる場所と当選者が出る場所とに非常に乖離が生じる、そういう場合が極端に出てくるのじゃないかという感じがするので

すが、その辺については、何かそれを和らげる方法とか、そういうものは考えていらっしやらないのかどうか、教えていただきたいと思ひます。

○市川雄一君 割り方の問題はどうかというふうに決めても、もう必ず異論が出てくるのじゃないかと思ひます。ですから、全国集計でやるということに意味があるわけでは、全国集計なら、まず政党内の議席の配分を先に決めてしまふ。その決めた後、今度は政党内のブロック別の得票数で政党内の議席を割って、ドントでブロックにその政党の中の議席が配分される。

そうなりますと、政党によって地域の強弱というものがござりますから、先ほどの話に戻ると、十一ブロックというところ、何か弱いところ強いつつある、ある地域から代表が選べないという問題も起きてくるのじゃないか。ですから、七ブロックぐらいなら強弱をカバーして、少なくともそこからはある政党の代表の議席が選べるのではないのか。こんなことを基準にしながら人口というものを配慮して考えると、七ブロックがいいのではないのか。ただ、東京だけがガリバーですから、本当は東京だけで一ブロックにしたいくらいなんです。そうするとブロックが成り立たなくなりますが、東京ブロックは二千四百万といふかなり大ブロックになっておきますので、そこだけは気がかりなんです。ある程度これはでこぼこはやむを得ないだらう、こんなふうな考え方をします。

○関根則之君 次の問題で、ブロックをどういうふうに分けて、しかも全国単位で集計をするというふうになりますと、例えば九州の投票所には、投票所の前にいろいろな看板が出たり、それから投票所内に氏名掲示という形で政党の名前が出て、それには立候補者はこういう名前がありますよというのを掲示すると思ひます。ところが、九州でその氏名掲示によって、例えば関根則之は九州から比例名簿に入っています、この人は非常にいい政治家だから、それじゃ投票しようといふ

投票なさった。その票が、たまたま九州は例えば全部でもわずかに二万票しか出なかった。全国集計すると、例えば七十万票ぐらいになって当選者は当然出るといふことで、九州では私が名簿に入れたらいい、私のためにといふけれども、政党本位といふこともあるのじゃないか。名前も、名前が入ってあるといふことは、名前で投票してもいいわけですから、せつかくある特定の政治家を信頼してその政党に入れたその票が東京へ来ちゃうわけですから、あるいは東京じゃなくて北海道へ行っちゃうかもしれない。

選挙の一つの原理として、直接自分の意思がでるだけストリートに当選者に結びつくといふことが、国会議員に結びついていくんだ、そういうことが望ましいといふことが原則だろうと思ひますが、この全国で得票集計をし、当選者をブロックごとに決めていくといふことになりまして、そういう現象が起きますが、そういう問題についてはどういふふうに理解をしたらよろしいでしょうか。

○市川雄一君 全国集計で政党に議席をまず配分するわけですね。今度は、その先は政党の総得票数をブロック別の得票数でドントでいくわけですから、ブロック別の得票数の一番多いところへ議席が配分されるわけですよ。ですから、そういう意味ではブロック内で政党における一番勢力のあるところにまず議席が優先的に配分される。ですから、仮に自由民主党はこの七ブロックの中で九州が一番強いとすれば、やはり九州に一番優先的に議席が配分されて、その政党の中でも強い地域のところへ議席が行くといふことで、先生のおっしゃられた今の御質問のお答えにならうか、というふうには思ひます。また、その議論は結局どういふことになるか、どういふ問題が残るというふうには思ひます。どういふふうにいじくつてもブロックの場合はその問題は起きてきちゃうといふふうには思ひます。

○関根則之君 ですから、そういう問題が起るものですか、その問題は目をつぶっちゃうか、制度として一つの切り捨てなきゃならないものが、制度の一番大事なところを生かすためにはどうしたって切り捨てなきゃならないものが出てくる、それもまたわかりませんけれども、そういう問題があらまうから、やはり選挙制度を組むときには、その投票者の意向、投票者の選択といふものがでるだけストリートに、近いところではどつと結果として出てくる、そういうことをできるだけ尊重するといふことは、そういう立場から選挙制度を組んだ方がいいんじゃないだらうか。

自分で投票した、九州で投票した人が、例えば北海道で当選者が出てしまふ、こういうようなやり方は、そういうことを制度的に内在しているような仕組み、システムというのは、選挙制度として少しや問題は起るんじゃないかな、そんな感じがしてならないといふことを、これは私の意見として申し上げておきたいと思ひます。

○市川雄一君 そうすると、大変失礼な言い方で恐縮なんです、今の参議院比例全国区も同じことと言えらるわけですね。名簿の順位によつては、あの人を当選させようと思つて入れたんだけれども、結局そうでない人が当選してしまつたといふ話になるわけですよ。ですから、この議論は結局、ブロックの組み方でより弊害を少なくするといふ努力はしなければならぬと思ひますが、完全に先生御指摘の点が消えるといふことにはならない。

それではあえて申し上げますが、都道府県単位だったかどうかという、先生おっしゃるようにならうか、ある人はこの人だといふことはストリートなんです、しかし、定数一とか二とかといふところは第二党あるいは第三党以下は全部民意の切り捨てという問題も実は起きてくるわけであらう、やはり先生方の案でもどこか割り切つていらないと、だから、制度をつくるときは、どこか、やはりここのやむを得ないんだという判断を下さなければ制度というのはいじくれないんじゃないんだ

でしょうか。そう思ひます。

○関根則之君 よくその点はわかりますけれども、今参議院でやっておりますのは、これは全国単位で一本名簿なんです。だからそれは最初から承知の助で、全国で一本の名簿でやっていくの順によつて、北海道の人も九州の人も全く同じ名簿の順によつて一番から順番に当選して行くといふことで、最初から承知の助でそういう制度が仕組まれているのですけれども、これはブロック別に候補者名簿を別の名簿立てにするわけですね。七本の名簿ができるわけでしょう。

九州は九州の名簿がありながら、そこで当選者がいないといふときにはその票が死んでしまふといふが、それはまた一つの割り切り方だと思ひますが、死ななくて東京へ行くのですね。あるいは北海道へ行くかも知れない。そういう仕組みでありますから……(市川雄一君「あるいは九州へ来るかも知れないのですよ。九州へ来る可能性もあるのです」と呼ぶ)

例えばの話をしてるのであつて、例えばある政党、ミニ政党と考えてもらつていいのですが、東京は四万票出る、しかし各ブロックは五千票ずつしか出ないといふことになりまして、全体で七万票になりますから一人は当選できる。そのときに、九州、四国、近畿、北信越、東関東、北海道、東北、これは五千票ずつ出ているんだけれども、全部その票は東京へ集まつてしまふのです。それぞれば東北は東北、九州は九州で、自分たちの名簿を見ながらこの人に当選してもらいたいと思つてやるけれども、その人の当選といふのは一切だめになつてしまつて、東京の名簿が生きてしまふ、こういうことで、東京の名簿が生き残り、細かい議論をしても、いろいろまだ問題を抱えていますので、次に移らしていただきたいと思ひます。

政治資金の問題でございすけれども、政治資

金規正法の改正が大部分大なる条文になっているのですが、まず最初に、これは地方議員に対して二十四万円の企業・団体献金を当分の間認め、そのことだけの改正規定であるのか、あるいはほかのことが含まれているのか、その辺はいかがでしょうか。先ほどいただいたものでしたら、休憩時間に一生懸命読んだのですけれども、必ずしも明確に理解できなかったものですから、何かほかの要因が入っているのかどうか、ちょっとお教えいただきたいと思っています。

○園田博之君 いや、入っております。

○関根則之君 わかりました。

十条はどういう意味でしょうか。十条が入っているのですよね。これはどういう意味なのか、ちょっと理解ができないのですけれども。

○衆議院法制局参事(内田正文君) 政府原案では、資金管理団体には企業から金が行かないことになっているわけですが、それを、今度は地方の議員に限りまして資金管理団体に企業から金が行くという整理をしたものでございますから、その資金管理団体からはかの団体に金が行くということ防止した規定でございます。

○関根則之君 そういふことですか。大体わかりました。

多分これは、地方の議員さんは企業から二十四万円毎年集めることができる、地方の議員さんの名前前で国会議員の資金を集めちゃうということが起こってくるといけないから、それを防止して、というものなんですね。そういうふうに理解してよろしいですか。

そうすると、これは地方の議員さんの資金管理団体だけをキャッチすればいいんじゃないですか。ところが、これは国会議員の資金管理団体まで対象として縛っていますね、「寄附をしてはならない」という規定は、それまで入るのですか。

○衆議院法制局参事(内田正文君) おっしゃられるとおりでございます。

○関根則之君 ということで、これは余計な規定まで入っているんですよ。今、いわゆる地方の議

員の選挙資金を企業から調達できるようにするための法改正ですよと云って、先ほどお尋ねしたらそのとおりだということなんですが、これは国会議員の資金管理団体まで規制をしているんだから、少し余計なことが入っているんじゃないですか。この提案の中で、まさかどさくさに紛れてとは言いませんけれども、急場にかかると規定まで入れちゃっている。そんな感じがしてならないのです。これは与党の先生方はどういふふうに御理解をいただいているのか、ちょっと教えてください。

○市川雄一君 与党案は、政治家個人と言うと誤解を受けるのですが、政治家の団体に對する企業・団体献金の禁止をうたっていました。政党内一本化と。政党内から政治家の管理団体へ資金が行くことは認めておるわけですが、したがって、団体間の資金の交流の禁止というのは与党案ではやってないのです。というのは、政治家の団体は金を集められませんが、そこから政党内へ金が行くというところはちょっと考えられないわけですが。

ところが、皆さんの御要望もあり、公聴会の御意見もあり、結果として地方議員は一団体に限って年間二十四万の企業献金の受け入れを認める。これが仮に悪用されずと、この団体から今度は国会議員の団体へお金が行くのか、与党の案は団体間を禁止してないから、そうすると、しり抜けじゃないか、こういう御批判も生まれて、どうかというのを配慮しまして、地方議員の団体で受けたものは国会議員の団体へお金を渡すことはできませんよという意味で、団体間の資金の交流を禁止した次第でございます。

○関根則之君 市川先生のおっしゃることはよくわかるのです。ただ、企業献金を集めることができる、それを地方の議員に認めようということなんですよ。(市川雄一君「五年間ですね」と呼ぶ) もちろん五年間暫定的にね。国会議員は企業

の金を集めてはいけない、企業献金を受けてはいけないということなんですよ。それで地方の議員は五年間は結構ですよ、二十四万円に限って。

だから、それは集める。自分の政治活動のためにそれを集めてお使いになることは結構なんだけれども、実はお世話になっている国会議員の政治資金を自分の名前において集めているのだということになっちゃうと、これはいけない。

だから、そこをどうとめておかなければいけないというのでこの規定ができたというのであれば、「資金管理団体は」といふふうにはすばつと書かないで、「地方議員の資金管理団体は」といふふうな書きに書いて限定をしていかなければ、地方の議員に対して企業からの政治献金を認めるものとばかりを受けて、国会議員の資金管理団体まで余計な規制を今回のこの規定によって受けてしまふ、そういう仕組みになっちゃうんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○市川雄一君 ちょっと法制局、内田さん答えてください。

○衆議院法制局参事(内田正文君) 先生おっしゃられるようなことが言えるということとは確かでございます。

これは、こういうことを申したらどうかということなんです。政治資金の財布であるということと、ございまして、そこからはかの団体にいふようなことは本来やばいあるべきではないのではないかという趣旨も含めておりまして、政府原案でそこを認めているということについて多少疑問があったというところでございまして。

○関根則之君 この点は、資金管理団体間のお金のやりとりが認められているというのとは、本来、今度政治資金を厳しくやっていくという政府案の中で、私も前から大変疑問に思っていた点なんです。今回地方の議員さんの企業献金を認める、それを契機にして、今まで政府案では触れていない、問題はありながら、しかしこれはいいんだと言っていたやつまで一緒にふたをしちゃう、こういうことなんです。地方議員の政治資金、企業献金集めに便乗して今までの政府案の一つの問題点といえますか、しかし、これは何も問

題点だからやめちゃえとか何とかストリートに言っているんじゃないので、要するに意識的にそういう問題をそういう制度として認めてきた、それを地方の議員さんの企業からの資金集めに便乗してやるというのは、ちょっと我々としてはおかしいという感じがするのです。

だから、これは私さつきずっと読んでいておかしいなと思つて、わからなくて、今聞いたらそのとおりだといふものだから、私もこのころ余り法律を読んないものだからよくわからな

いのですけれども、ほかにいろいろあるはずだかという猜疑心も実は出てきていますのですけれども、ほかにはこれに似たような規定はありませんか。ちょっと法制局の方からでも結構ですから。

○市川雄一君 今度のことへ出てきている条文は非常に数が多いのです。多いから、先ほど園田先生から御説明いただいた地方の議員だけに、首長はだめですよ、議員だけに二十四万円の企業からの献金を認める、それに関連した改正だけですよと御説明があった。しかし、ちょっとこのところにはみ出した部分があるものだから、ほかにもはみ出したようなところはあります。

○衆議院法制局参事(内田正文君) その点申し上げますと、十九条一項の最初の修正でございますが、これは地方議員の資金管理団体をつくるというところで、従来政府案では三条第一項第一号の政治団体を資金管理団体に指定するということになつておりました。ところが、地方議員を入れるということになりました。地方議員にはこの三条一項一に該当するような団体というのはいくらも皆無じゃないかということとございまして、そこを地方議員を入れるということによって多少広げたいという改正をしております。その場合に、地方議員との横並びというところで、国会議員にも影響してきているという点はございまして。

その余は、はみ出しているという点ではないと思ひます。

○関根則之君 その点は事実関係としてはわかり

ましたという承ておきますけれども、そこに少し問題があるという点だけは指摘しておきまして、議論の集約段階におきましてまたどうするか、できましたらちよっと意見の調整をさせていただきますければありがたい、そんなふうに思っております。

○市川雄一君 関根先生、大変恐縮なんです、自民党の方が修正交渉のときに、地方公聴会をやったら、地方議員は無所属が多い、そこへ企業・団体の献金が廃止されるのはだめだ、国会議員はいろいろの不始末があったからやむを得ないけれども地方議員まで犠牲者にしないでくれ、地方議員を配慮してくれ、こういう意見が森幹事長あるいは三塚本部長あるいは津島さんからありまして、なおまた、河野総裁が衆議院通過の段階のトップ会談の追加事項として、地方議員のことも十分考えてくれ、こういうだめ押しもございまして、私たちは議論の結果、地方議員について自民党さんの御意見を入れてこういう改正を行ったわけであり、どうぞその点はおかしいとおかしいとおっしゃらないで、自民党の皆様御意見を入れてなされたこととさせていただきます。

それからもう一つ申し上げますと、与党案では政治家の管理団体では企業・団体献金は一切受けられないわけですから、企業・団体献金が入ってこないわけですね。ゼロなんです。ですから、団体の資金の移動の禁止をする必要はない、こういう考え方であったわけ、それが今度は地方議員に許すということになりますと、また地方議員を使って抜け穴ができるのじゃないかという御批判も生まれるだろうということ、この規定が入ったということとございまして、この点は、問題だ、問題だとおっしゃるのではなくて、皆様の御意見を入れて何とか接点をつくらうという結果として起きたこととさせていただきますので、もう少し温かく、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○関根則之君 私は、決してあら探しをしているわけじゃないですよ。まさに先生方からこういう

う御提案があったものだから、仮にも我々がその案を受けてこれからとかく絞っていくわけですから、そのときに誤解をしていただかぬ気がつかないかと、あるいは全然別なことが入っているとか、もしそういうことをわからないで法律になつてしまつたら、これは我々としての責任を果たすゆえんではないか、そんな気持ちでお聞きしている、決して何か揚げ足取りだとかあら探しをするとかそういうことではございませんので、ぜひ市川先生、御理解をいただけるとありがたいと思います。

○市川雄一君 よくわかりました。

○松浦功君 お配りをいただきました公選法の一部改正で成案という一枚紙をいただいておりますが、その中に、先ほど御指摘申し上げましたように、「当該選挙に必要事項は、第百二十九回国会において別に法律で定める」、これはもう成案には全然なっていないですね、さっきお認めになられたように。

仮に、こういうことで時間的にブロックという考え方が間に合わないとする、当該選挙に必要事項は当然別の法律で定めるといふ合意がなさないかぬわけでしょう。そうすると、実際にはこの法律は成立しても動きませんわね。動かないのです。その次の法案が通らなかつたらどうするのですか。

○市川雄一君 おっしゃるのとおり両院協議会におきましては成案ということ、その成案は法律の形をとっていただければならないわけ、その場合に、このブロックの場合は法律をつくるに当たつてかなり時間がかかる。まずブロックの区割りなどをどうするか。それから、全国集計なら別なんです、ブロック集計ということになると選管という問題も起きてくるわけ、相当時間がかかる。ですから、もしここで合意されれば附則にその旨のうたなりして、次の通常国会でその部分を修正する。ですから、成案としては、物理的に間に合う部分をきちんとした法律で修正してやっていたら、物理的に間に合わない部分は合意と

して必ずこの修正するというところで、この協議会における合意をつくっていただくしかないのではないのかというふうに考えております。

これは成案じゃないでしょうと聞いているので、これは成案じゃないでしようと思つておられるのか、おっしゃれば成案なんです。

○松浦功君 その法律が通らなかつたら全然意味

○山本富雄君 だから、皆さんがこれで成案でい

○市川雄一君 例え政府案の区画は今二百七十四ですが、これも選挙区画定審議会が設置されて、それから区画が半年かかってきて、それを今度は法律で国会へ出すわけ、その法律が通らなければ同じ話でございます。

○市川雄一君 ですから、皆さんがこれで合意していただければ、これはこのまま成案になります。

○松浦功君 そうすると、附則に何か書くのです

○山本富雄君 まだ合意してないんだから。

○市川雄一君 附則に書くか、その辺のことは、合意さえすれば処理の仕方は法制局なりなんなりと相談して、別途政党内の合意できちんとしておけば十分処理はできるのではないか、このように考えております。

○市川雄一君 合意してないという意味においては成案ではありませんが、合意していただければこれはこのまま成案になる、こういう理解です。

○松浦功君 その点だけは十分確認しておきま

○山本富雄君 後段は要りません。前段だけで結構です。質問しているだけなんだから。

○市川雄一君 附則に書くか、その辺のことは、合意さえすれば処理の仕方は法制局なりなんなりと相談して、別途政党内の合意できちんとしておけば十分処理はできるのではないか、このように考えております。

○市川雄一君 合意したものが成案だと。副議長（大出俊君） 御質問でございますか。なければ議長を交代しませう。

○山本富雄君 大事なところだから市川先生にお

○坂野重信君 大分質問出ましたけれども、我々もこれからいろいろ考えたいわけですよ。

○市川雄一君 厳格な意味でね。

○山本富雄君 いや、厳格とまでは、そんなことは聞いてないのであって、成案じゃないですか、これは。

○市川雄一君 まあ、成案にしたい案と。

○山本富雄君 あなた、そういう言い方、余分なことを言っているじゃないですか。成案ではありませ

○市川雄一君 いや、成案というものは、合意され

○市川雄一君 ですから、皆さんがこれで合意していただければ、これはこのまま成案になります。

○松浦功君 その法律が通らなかつたら全然意味

○山本富雄君 まだ合意してないんだから。

○市川雄一君 附則に書くか、その辺のことは、合意さえすれば処理の仕方は法制局なりなんなりと相談して、別途政党内の合意できちんとしておけば十分処理はできるのではないか、このように考えております。

○市川雄一君 合意したものが成案だと。副議長（大出俊君） 御質問でございますか。なければ議長を交代しませう。

○山本富雄君 大事なところだから市川先生にお

○坂野重信君 大分質問出ましたけれども、我々もこれからいろいろ考えたいわけですよ。

○市川雄一君 厳格な意味でね。

○山本富雄君 いや、厳格とまでは、そんなことは聞いてないのであって、成案じゃないですか、これは。

○市川雄一君 まあ、成案にしたい案と。

○山本富雄君 あなた、そういう言い方、余分なことを言っているじゃないですか。成案ではありませ

それから、もう一遍繰り返すことになるのですけれども、企業・団体がだめだということでも今こどもと対案のものが出来たことといたけれども、そもそも今の政府案が出たときの経緯といえますか、その辺の考え方をひとつもう一遍改めてお願いたします。

政党助成法にしても、自民党案を一部の人で一人頭二百五十円ですか、そういうことになったわけですから、もう非常に白黒つけたい問題でございまして、自民党でも三つの案を出しましたときにそれぞれに数が出ておりましたように、それじゃその根拠は何かといいますが、それについては必ずしも明らかではない。

それはいろいろ議論ができておられますが、要は、その辺の問題につきましてもこちらの理由を示すというよりも、たまたまいろいろ経過を経てそういうふうなことになるわけですから、それぞれを追えば理由はあると思いますが、追うよりも、自民党としてこの辺のものを希望するというふうな形で問題点を上げていただきたら、それに対してまたさらに踏み込んだ譲歩をするとか何とかというふうな形で答えられるんじゃないかと思えます。いかがですか。

○坂野重信君 今私が例として申し上げた問題については、

○石井一君 政府案の数がなぜできたかということについては、

○坂野重信君 その辺の私が言ったものについて、少なくとも私は例示したわけですからね。というの、自民党案なんて我々は検討してないわけですよ、はっきり言って。与野党の間でももちろん議論、やりとりもしてないしね。

○石井一君 まあしかし、自民党案というのは自民党の党内にある選挙制度調査会の議を経て御決定をされておることですから。

○山本富雄君 参議院ではやってないということ、改めてやりたいということですか。

○石井一君 だけれども、参議院の方も入っておられる場合もしばしばございましたし、党議の決定をしてそういうふうに出してきておられるわけですから、一応案が出てきた場合には、それは自民党としての案として取り扱うということだと思っております。

○議長(市川雄一君) 坂野先生のお尋ねに対して、与野党の方でもう少し明確に答弁をしていただきたいと思えます。なぜ自民党案ではだめなのかということについて。

○坂野重信君 なぜ自民党案がだめなのかということについて項目ごとに説明してくれと言っているわけですよ。もうわかっているはずだと思っております。

○米沢隆君 自民党案のどこが悪いかというお話でございしますが、我々政府としてつくった案の方がベターではないかという形で我々は出し、皆さん方は自民党案がベターということを出した、結論からいえばそういうことだと思っております。したがって、例えば自民党さんの場合には、小選挙区の場合は総定数を四百七十一にして、小選挙区中心の、三百を小選挙区にし、残りの百七十一を比例代表に回した。我々は二百五十、二百五十という平均したものではないかというところで、我々は二百五十から始まったという説明しかしようがないと思っております。

それは、だから、三百という小選挙区中心の衆議院選挙というのが自民党としてはベターであると思われ、我々は二百五十、二百五十という分け方が一番いいのではないか。特に定数につきましても、皆さんは四百七十一という公職選挙法の原則に返っておられますが、我々としては、五百でなければいけないとかいう言い方は明確にしないところはありますが、少なくとも五百ぐらいの定数でお許しをいただけるのではないかと、五百の定数を二百五十、二百五十に割った

ということでございます。

特にまた、都道府県単位の比例代表というのは、これは限りなく小選挙区選挙と同じような傾向になるわけでございます。そういう意味では、小会派にとつては余りにもきつい話だという意味で、二百五十、二百五十の哲学の裏にありましよう。やはり小会派も大事にしたいというふうな物の考え方からして、都道府県は余りにも小さな単位に過ぎるのではないかと、そう判断して我々は、原案はまさに全国一本集計で全国の比例代表割りという、皆さんの考え方からすると極端な提案になりましたけれども、そのような物の考え方でのこのような政府案をつくったという経緯があるというふうな御理解いただいたらいかがかなんでしょうか。

○森本晃司君 本則四百七十一ということについて、我々が五百にした理由でございまして、確かに本則では四百七十一という数字があらわれておりますけれども、しかし第八次審の場合には「五百人程度」というふうにも書かれておりましたし、自民党さんの第百二十六回の国会で提出されたその数字が五百という数字であったものでございまして、私たちが五百が適当かと思っております。

○園田博之君 それから、企業・団体献金の廃止のことです。これも正直言って、政府案をつくるまでいろいろな意見はありました。現実私たちが政治活動、議員によって政治活動を運営して団体献金を得ることによって政治活動を運営している議員も数多くございまして、これはいろいろな意見がございまして、しかし、最近特にこの政治改革が、私は必ずしも腐敗防止だけのためとは思いませんが、腐敗防止というものが大変大きな目標、目的の一つであることは事実であります。そのためには、そのもととなる企業・団体献金をここで思い切って断ち切ってしまう、こういうふうな決意をして、御提案をしたわけでありま

また同時に、今度の選挙制度改正によって、政党でもやっておりますが、今までのどちらかというと個人後援会を中心に行っていた選挙も抜本的に改まって、政党中心の選挙活動ができるようになるのではないかと、こういう前提で、片っ方は公費助成をし、片っ方は政党には今までどおり、とりあえず五年間の猶予つきでございまして、企業・団体献金も認める、こんなことでやっていると、こういうふうな私たちが理解しているわけでありま

○坂野重信君 例え企業・団体献金なんかも、参議院の特別委員会でもかなり議論されたのです。それで質問が出て、表向き政治資金の受け入れとかんがの問題について、一体法務省あるいは自治省の国家公安委員会の方の関係で、正式に手続したものに関して何か疑惑でも起きたことがあるかという質問に対して、法務大臣も、そして自治大臣も、そういう問題はありませんが、むしろ裏金とかんがが問題であって、表のものとついでにそれに関する疑惑というものはありません、こう言っているわけですよ。

我々の言っているのは、表向きのものをガラス張りにして、最小限度の資金を企業・団体から受け入れても何ら差し支えないじゃないか。むしろ、表でふさいでしまおうと、裏の方でもっと悪いことをするやつが出てくるのではないかと。そういう議論がやはり出てきたわけですよ。ただ何となく、ゼネコンとかんがの企業・団体が悪いこととしたから、表向きも一切合財とめてしまおうというの、これは短絡的な話なんです。

そういう議論が随分出て、そういう立場からいって、我々は、疑惑が出てきたから、そういう表向きの規制というものでいきなり締めつける、そういうことによつて本当に政界の浄化ができるかどうかというところについては大変疑問を持っています。むしろ政治資金規正法は、今問題が出てきたことについても、かえって締めつたために問題が悪質化するか、裏で問題が出てくるかというところを考えると、最小限度の企業

献金というものを受けて、それをできるだけガラス張りにしたらいんじゃないかというのが我々の主張であり、随分議論されたですね。ここでこういう問題について今さら議論する必要もありませんけれども。

○下条進一郎君 今のことに関連して、少しお尋ね申し上げたいし、また、お話を申し上げたいと思います。

今の企業献金の問題、地方の議員に穴をあけたということは先ほどの御説明のとおりでありますけれども、地方の首長さんが悪いことをしているのがあるからということだと、悪くない首長さんがたくさんいた場合に、その人たちにどうするかという議論の答えが出てこないのです。そこが非常に大事なところだと思ふのです。地方の議員で全然悪いことをしている人はいないかといったら、中にはいるのです。そういうことを言つて齊一性のない制度をつくるということは、私は相当問題があると思ふのです。

やはり政治家がきれいな資金をもつて十分な政治活動をするということが必要なんです。そういう点からいって、地方のことをともかくも考えて、一歩前進されることになったわけですが、首長さんの問題が残されていることについては、私は理解できない。それは非常に大きな問題になると思ふます。

それからまた、先ほど坂野先生がおっしゃったように、今、国会議員の方は完全に企業献金を縛るといふことでありますが、私は逆に伺いたいのは、それでは政治家の方々が、個人献金は一体どのくらい取つていただけるのか、あるいは取れるのかというのを前提として考えていらっしゃるのか。私は非常に少ないと思ふます。そういう制度がまだ日本にできてないのだから、それでほんと蛇口を締めてしまつて、どうやって動くのか。

思ひますけれども、そのような片落ちの形でこの制度を新たに実施されるということについては、私は非常に問題が多いというのを申し上げて、それに対しての御回答をいただきたいと思ひます。

それから、先ほど米沢さんや森本さんのお話で出ました定数の問題ですけれども、これは定数の問題を割合に大ざっぱに、五百でというふうなお話が出ておられますけれども、民間の一般の方の国会に対する批判の中には、今の政治資金の問題ももちろんありますけれども、それからまた選挙制度の問題もありまして、定数の問題といふものも結構非常に問題にされておられます。ですから、我々自民党だけでありますけれども、参議院の改革をどうしたいかといふことをこれと並行して検討しております。その場合も、これはやはり定数の問題を考えなければいけません。という声はかなりあったわけですよ。

ですから、衆議院の場合についても、我々自民党の方で出しておりますのは、本則に戻る。せめて本則まで戻つて、きつと国民に対して、国会議員が、自分だけは定数削減をしないで、一般の問題についてはシビアな議論をしておるというふうなことは通らないんじゃないかといふことで、この四百七十一というのをいじつておるわけでありまして、それに対しての御答えをいただきたい。

この二点でございます。

○野坂浩賢君 私の方が二百八十、二百二十問題を出しましたので、下条先生に申し上げますけれども、従来おたくの方は完全小選挙区といふのを出されました。今度の場合は小選挙区並立制といふ土俵をつくつて、我々と自民党とは合意しておるわけですね。我々も、なかなか容易じゃないけれどものんだ、そして連立に参加した、こういう実情があるわけです。今、土俵は同じなんです。それが、四百七十一で三百対百七十一か、あるいは二百五十、二百五十かといふことで、我々、二百五十、二百五十で出ました。

しかし、何としてもこの政治改革関連法案を上げなければならぬという使命に燃えて、自民党と話し合いの結果、できるだけ近づいた方がいだろうと。しかも総会談の上で河野さんと総理とお話になつて、二百五十と二百五十だけれども、これは三百にせよといふふうな河野さんおっしゃつた。しかし、総理が、それではどういふ悪いんじゃないか、二百五十を踏み出すからと言つて二百七十四で出されました。四十七をやつて、全国一律にやつて二百七十四という数字をお出しになつて、河野総裁はおのみにならなかつた。ならなくて、話し合いはできなかったのですけれども、一方的に出したのだから、総理から口に出したものだから、与党の修正として二百五十の原則に返らないで二百七十四でいこう、こういうことで政府案がで上がったのです。一方的に。

そこで、これからのあなたのところは三百でなければいかにぬという話があったのですけれども、与党としてはこの内閣を守るために、また、金属疲労を起こしておると言つて、何遍も海部総理大臣と宮澤さんは金属疲労、金属疲労と言われたのです。そして、そのためには自民党におりてもらひ、我々も近寄つて、二百八十といふことならば、前の法務大臣、副総理の後藤田さんが、二百八十といふことは意義があるんじゃないかといわれまして、先生も知つておられるとおりに。

鳥取県は二百八十になつても二人ですけれども、ほかの鳥根県とか福井県とか、五名が二名になるのです。それが三名になる。一遍に半分以上減るといふのは余りにひどいじゃないかといふことで、それでは二百八十といふのは妥当な線だ、こゝうのが自民党案として裏で出てきた。

それならば、五百といふのは、四百七十一の本則がありますが、これも調べてみると別段理由がない、五百がいいところじゃないかといふことは、この間の国会でも随分議論されたのです。だから、それでいこうと。それだったら我々は二百三十と言わぬで二百二十で、やはり地方議会もど

んどん減らしてくるんだから、今の五百十案という案なんぞやめて五百の線で妥協したらどうかという妥協案ですよ。それが一つ。

それから政治改革の問題。先生おっしゃつたけれども、やはり今度の政治改革といふものは、政治献金の問題が、企業献金といふのが一番問題になつたのです。今も国民の皆さんは、我々をどう見ておるかといへば、ゼネコン汚職で政治家は金をもうけてろくなことをしてないんじゃないかといふのが声なのです。これにこたえなければならぬ。

だから、ねらいは国会議員さんだけれども、今や茨城県でも宮城県でも、あるいは仙台の市長でも、いいところばかりあるんじゃないんだ、そういうものもあるといふことは一事が万事で、国民はそういうろくろく見えておるといふこの現実を政治家としては正しく受けとめて、やはり首長は、例えば土建屋さんでも指名権は首長にある。要請があつても議員はなかなかさういふことはできない。首長がやるんだ。だから、首長はやめようじゃないか。

だから、そういう県で例えば土建屋さんを見れば、使途不明金といふものが何千億流れておるじゃないか。この使途不明金については、今も我々はただ単に三七・五％の法人税を取るといふこと、あるいは地方税を取つて五〇％にするといふこと、これだけではだめだから一〇〇％取つて、そして使途不明金といふものはなくして経理帳簿といふものを明確にしていかなければ、政治家の透明度だけを言つたつて、そういうところにやるというところは極めて危険だ。

しかし、地方議員もやはりかすみを食つて選挙はできぬのだから、二十四万程度は、いわゆる地方政治家にだけは面倒見てさしあげていいんじゃないか。だから、おっしゃる通りに、裏の裏を見て、地方議員を通じて吸い上げるといふ国会議員はぼんぼん落とせばいいんだ。だから、そのパイプは法律で切つてきちんとしてしまへば、やはり政治といふものは正常化し、前進をする。それが

政治改革の本質ではないかということをお我々は与党の皆さんにお願いして、だから、二百八十にして、国会議員も首長もそういう点について疑われると思われようものについてはやめて、本当の政治改革をやる、これが我々の主張だったというのを御理解いただきたいということが一点。

それから、下条先生に伺いますけれども、先生は、一番初めにおいでになったときに、こういうことは本来この両院協議会にはなじまないとおっしゃった。なじまないという事は、これは裏を返せば両院協議会を本当は否定するということなんでしょう。本当になじまないかどうか。自民党の皆様、今関根さんを初め、しつこく小さなことをお聞きになったわけですが、大枠それが決まるということになれば、それは作業はできますよ。そこにおるんだから、後ろに。それで合意をすれば、大体その点については議長のみ込んだのですから。それがなじまないということであれば我々は問題にならぬと思えますけれども、村上さんお笑いですけれども、私はそれは響いたのですわ。国会図書館で勉強した、あなたはそういうことをやられるのはなじまないとおっしゃった。あなたはそれをお考えですか。なじむと思つて質問しておられるのでしょうか。これは妥当だということ、両院協議会。

○下条進一郎君 私は、今お話に出ましたなじむなじまない問題は確かに最初の会で申し上げました。それは、法律問題として考えた場合に、そもそもこれはどういう形で、歴史で、今日のこの両院協議会があるのかということをお話し御説明申し上げたのです。したがって、その私の考えからいえば、本来これは大きな問題は院の議決によって決まるのが筋なんであって、さらにそれをまたこの両院協議会ですり合わせをするような性格のものであるかどうか、それは今までの例からいって非常になじまないということをお申し上げたのです。しかし現実問題は、衆議院で議決されて、また

参議院でも議決されて今日この両院協議会があるわけですから、現実問題としては御協議することには私やぶさかでないわけでありませうけれども、法律の一つの立て方からいいますと、昭和二十一年のときからの話も申し上げた。そういうことがありますから、本来はなじまないということをお申し上げたのであって、その意味では……

○野坂浩賢君 それでは、両院協議で、先生おっしゃったように成案はここで作成するということがすね。

○下条進一郎君 ですから、今ここで皆が一生懸命やっておりますことは、成案をつくる、これは成案というものは、私が申し上げたように法律として仕上がったものでなければならぬので、それは、しっかりとした条文をきっちり出しておられるものもあるけれども、先ほど来議論が出ておられるように、ブロックのことについては全く乱暴ですよ、これは。ですから……

○野坂浩賢君 ブロックの問題については市川議長が十分に御説明になって、若干の修正をすれば成案ができるという大きな柱は通ったのですから、例えば具体的にそういうことについては法制局から提案をすればいいじゃないですか。それで大体終わったんじゃないですか。

○村上正邦君 せっかく野坂先生が私の名前を出されたので、ここで発言をしますが、基本的に原則論に返りまして私お尋ねするのですけれども、そもそも各党代表いらっしゃいます、参議院というものをどう見ておられるのか。(大事にしていますよ)と呼ぶ者あり、いや、まあ聞きなさい。ということをお聞きしたい。大事にしているということじゃなくて、大事にしてないのですよ。

今この協議会がなじまないというのは、法律論で申し上げているのです。私は今度は政治論で申し上げるならば、参議院が違つた議決をしたのです、今度、それは、本当に五十年連れ添つて初めて女房が御主人に逆らつたんですよ、これは。こんなことをやっていたらお家は大事になります

よ、お父さん、こはひとつ考えてよと言つて初めて抵抗したわけですね。ということは、それを衆議院は、何が何でも参議院の否決したことについて、衆議院の可決したことを押しつけていく、押しつけて押しつけて押しつけていくというその押しつけがありと見えるから、私は政治論で申し上げているのですよ。

まず、この法案をこつちへ送つて、何と言つたか。憲法に言う、参議院が六十日以内に議決しなければならぬ、もうこれは恫喝だ。しかし、私どもは何も審議をしないと言つておるのじゃない。そういう状況の中で今日を迎えて否決した。否決されようというこの票読みを与党の方からやられて、否決されようとなつたら両院協議会があるぞ、そう言う。両院協議会、これで成案が得られなかつたら三分の二があるぞと言う。何が何でも参議院を力づくで押さへ込もうという、そういう姿が見えるわけですね。ですから、そのことについて各党の皆さん方の御意見を聞きたい。

それからもう一つ、この中身、私はこれは自由民主党という立場でお尋ねするんじゃない。参議院議員としてぜひこらあたりを聞かせてもらいたいと思うのですが、そもそもこの選挙制度の改革は、金のかからない選挙制度をつくらう、それは政党本位の選挙をやろう、こういうことで小選挙区制ということが浮上してきたわけですね。

しかし、その議論をやつていく中に、今衆議院は五百十一ですね。どうも小選挙区でやると、これは相当の落ちこぼれが出てくる、選挙に出られない人たちが出てくる、これは大変だ、そういう状況の中で、この法案はまともでない。じゃどうするかという衆議院サイドのこれは悪知恵だよ。比例があるじゃないか、その落ちこぼれの数だけ比例で救出すればいいじゃないか、そこなんです。ね。その比例も全国区単位でなつてくると、参議院が今あるわけですね。この制度をうんすん言わずに、そういう金のかからないという美名に隠れて、参議院の宝物をそのまま持つていく、こ

う言うのだよ。参議院が今実施しているそれをそのまま持つていく、こう言う。

じゃお尋ねしますけれども、これも、だから参議院は要らないんだ、一院制でいいんだ、それはそれでいいですよ、国民がそれでいいとおっしゃるならば、(考えてないよ)と呼ぶ者あり、いや、考えてないじゃなくて、そのあたりをお聞きしたい、後ほど。だから、そういう参議院のことを全然、もう衆議院の従属した機関のごとく、自分たちの衆議院のそういう一つのエゴで参議院の制度まで取り上げておやりになっているというところあたり、私ども参議院議員としては非常に強い疑問を持つわけですよ。

ですから、この二点について、何が何でも参議院を、両院協議会で調わなきや三分の二があるぞ、これでいくぞというそのお考えと、この比例を導入した政治的、これは法律的とは言わない、政治的たぐらみというものが軌を一にしているんじゃないの。そこあたりを各党順序よく、ひとつ社会党さんから、参議院をどうお思いになつておられるのか、こういう基本的なことをまず聞かせてください。

○野坂浩賢君 先生、そういうたぐらみとか偏見は、全く予断と偏見は許さぬという言葉がありませうけれども、十分気をつけてもらわなければいけませんね。

○村上正邦君 参議院として言っているんだよ。

○野坂浩賢君 私が発言中ですから黙つておつてください。

言うなれば、小選挙区比例代表並立制というのは、あなたも我々も同じ土俵なんです。これはもう決まつたんです。これはおかしい、押しつけじゃないかと言ふのですけれども、これは合意の上で決まつたんです。

○村上正邦君 いやいや、そんなことは言つてないんだ。決まるとか決まらぬとか言つてないんだ。なぜ比例を導入したのかと聞いているんだ。比例という実際参議院でやっているその制度をどうして衆議院で導入するのかと、こう言つて

おる。そうすると参議院の意義がなくなってしまうわけですよ、同じ選挙をやるのですから。

○野坂浩賢君 いや、私たちでなしに、全党を挙げて比例制で……

○村上正邦君 いや、先生、私は参議院議員としてお尋ねしているのですよ。党サイドで聞いているんじゃないのです。

○野坂浩賢君 だから、衆議院ではそういう格好で、全員一致で決まったんですよ。

○村上正邦君 決まった、じゃなれ決まったのかと聞いているんだ。決まった、決まったというところで言われてしまったらそれはおしまいだ。

○野坂浩賢君 それは、今までの中選挙区というのは金属疲労を起こして政権交代も十分できない、したがって、この点については小選挙区でやった方がいいではないかということをお民衆の海部さんでも宮澤さんでもずっとおっしゃって、我々はそれによって、なかなか容易じゃなかったけれども社会党ものみ込んだというのが一つ。

二番目は、押しつけたという話がありましたけれども……

○村上正邦君 いやいや、だから、なぜ比例を導入したかと言うのだよ。

○野坂浩賢君 人が言うときに黙って聞いてもらいたい。

言うなれば、婿さんが嫁さんをもろうときには、ちゃんといろいろなものを持っていて、下さいと言って平身低頭しておるじゃないですか。

○村上正邦君 してないじゃないか。比例を導入するについて参議院にどういう礼儀を示しましたか。

○野坂浩賢君 お呼びしてきておるのですよ。だから、あなたの方の考え方というのは、長い間議論して、もう九時ですが、疲れましたわ。

それで、本当にこれでやろうじゃないかということとは、並立制でやることは、もう決まっておるのですよ。参議院は、だからそれを、送ってきたものを審議しておるじゃないですか。だから、それについては並立制でやっていくということに

なっておる。だから、これがあるぞ、三分の二もあるぞとおどかしばかりしておるじゃないかと言われども、これは憲法に書いてあるということを書いておるだけですよ。別にやると言ったわけじゃないんじゃないですか。

○議長(市川雄一君) 社会党の御意見は終わりました。

じゃ、次に新生党から。

○村上正邦君 議長、答えになっていない。

○議長(市川雄一君) いや、各党の意見を言うから、各党の意見をまず伺います。

○渡部恒三君 今度はちょっと静かに聞いてください。

○議長(市川雄一君) 渡部先生、ちょっと済みません。

村上さんが提起した問題は、参議院で否決されたというその否決の事実をどう考えておるのか。それを皆さんは無視——無視とはおっしゃっているのですが、両院協議会があるよ、三分の二の議決があるよと言っているのは、参議院の否決を余り重く見てないんじゃないのか、参議院議員としてその点を伺いたい、これが第一点。

第二点は、参議院が比例代表をやっておるのに、何で衆議院は、衆議院に比例代表制を導入するのか。それは参議院をやはり無視しているんじゃないのか。

この二点について与党の各党の御意見をぜひおっしゃっていただきたいと思ひます。

○渡部恒三君 これは実態論と政治論と法律論とあると思うのですよ。私は、かつて自由民主党の皆さんとともにこの前までおったころ随分やって、大体野党と与党の話合いで、重要法案を審議する場合は、参議院は、いや一カ月の審議期間が必要だ、一カ月あっても日曜日があつたり土曜日があつたり休日があつて、実質二十日間ぐらしか審議できないから、重要法案の場合やはり参議院を重んずるために一カ月は必要だとお互い随分言ってきたつもりですよ。

ところが、今回の場合は二カ月をはるかにオーバーすることになつたわけでしょう。今、村上さん、六十日のみなし規定が恫喝だとおっしゃるけれども、私は二十五年皆さんと一緒に国会運営をやつておつて、あの話が出るまであんなこと私は知らなかった、不勉強で申しわけないけれども。二十五年、あのことを知らないで私が国会運営なり国会対策委員長が務めたというところは、つまり二十五年は、そんな参議院に法律が送られて二カ月も審議されないなんという非常識なことは、前の随分ひどい野党でもなかったということなんです。それは、たまたまそういう実態として今までなかったようなことが起こつたから、その中でやはり法律を知っている者や憲法を知っている者がいるから、そういうものをだれか思い出す者がおつたというだけで、別にそれを二カ月で打ち切つたわけでも何でもないのですから、別に参議院をおどかしただけでもないし、それから参議院を粗末にしたわけでもないでしよう。

それから、今までの皆さんの話で、衆議院の方が参議院をいかに何か押しつぶしてどうこうというふうな妙なニュアンスがあつたけれども、これは衆議院の議場に皆さんも来れないように、私我々、参議院の方にいっていったらあれだけれども、参議院の方に入らなければならぬけれども、参議院の日程なりなんなり決めて審議して、だけれども衆議院議員のだけれど参議院の委員会の中に入つていって審議に入つたなんというのではないでしよう。参議院と衆議院はきちつと憲法で独立して、それぞれの国会議員がやってきておるんで、全然それは衆議院がどうしたこうしたということはないんで、厳然たる衆議院と参議院の中で審議されて、それで衆議院では四十四票の差で可決されたけれども、参議院では否決されたという結果が起こつたわけでしょう。

それをどう解決するか、こういうことになつて、たまたま、こういう協議会をつくる場合、あるいは本会議で三分の二の議決というようなこと

を、我々二十五年そんなこと知らないで済んでいたことを、読んで思ひ出さざるを得なくなつたんで、こういう三分の二の議決の問題があつたから、二カ月の問題があつたから、協議会があるから、参議院が粗末にされるとか参議院が軽視されるなんというところでは全くない。憲法のもとに厳然たる衆参で今日の審議がされているということ

をまず理解してほしい。

それからもう一つは、私は皆さんの話を聞いていて驚いたのは、小選挙区比例代表並立制、これは共産党と青島さんは別ですけれども、皆さん自由民主党の堂々たる、そうそうたる幹部の皆さん方でしょう、衆議院であらうと参議院であらうと。自由民主党が国民に向かって公約しているんですよ、小選挙区比例代表制をやりますということとは。国民から信頼されている天下の自由民主党が、そんな参議院が公約したとか衆議院が公約したということではなくて、衆議院も参議院もおつて自由民主党という政党が国民の前に公約したことになるんですよ。その小選挙区比例代表並立制の中で皆さんの意見と我々の意見の隔たりがあつたわけでしょう。それで結局、政府案が衆議院では通つたということでしょう。

今度園田さんが出している案は、すべての案においてできるだけ自民党の案に近づけるような最大の努力をしてやっているわけでしょう。皆さんの考え方、近づくていっているわけでしょう。皆さんの問題にしてもブロック制の問題にしても政治資金の問題にしても。皆さんが一〇〇%満足するといふところまではいかないけれども、皆さんの案に近づけていっているわけでしょう。ならば、それはやはり評価して、しかし、まだだめだ、だからひとつ三百と二百にしろとか、政治資金も、じゃ国会議員まで認めちゃえとか、具体的にここで提案されるならば、これは話はまともていこうといふことになるとは、今聞いていると、せつなく連立与党側が、いろいろな考えの人がおる中で、皆さんの考え方、皆さんの党の考え方に最大限近づける努力をした案を出しているわけでしょう。

それを若干でも評価してくださるかと思つたら、皆さん全然もう、今の坂野先生の話、大先生で申しわけないけれども、これは政治資金の一般論としては、あなたの意見、私なんかもある意見は、意見をかつては言ったことありますよ。しかし、今や自由民主党も、あらゆる政党が、国民に向かって、政治資金の透明度を高めるとか政治資金の規制を強化するということは、参議院も衆議院もありませんよ、自由民主党があるいは社会党が、政党が国民に公約しているわけでしょう。皆さんの政党が国民に向かって公約している内容に、我々が今できるだけ近づける努力をして提案しているのですよ。

だから、これはさすがによくここまでおれの方の意見認めてくれたなという評価するとか、あるいはこの点は足りないから君ら頑張ってもう少しおれのところへ近づけるというなら話はわかるけれども、それは今の話を聞いていると、まるで時間延ばしで、まともな話という気持ちには全然考えられないよ。いかに寛大な私でも、聞いていてまともな話という感じがしないんだもの。

○村上正邦君 あなた、一方的に自分の考え方を、わしらがまとめる気持ちがないなんて一方的に言うこと自体が間違っているよ。

○渡部恒三君 だから、まとめるんでしょ。

○村上正邦君 だから、まとめるために来ているじゃないですか。審議に乗っているじゃないか。

○渡部恒三君 きょうじゅうに。もう時間が決まっているのだから。

○村上正邦君 渡部先生、私の聞いているのは、比例を導入した哲学はどこにあるのか。今、おまえらも一緒に出したのだから、そんなこと今さら何で聞いているんだ、こういうことですが、しかし、そもそも論をおっしゃられたから、そもそも論を私は聞いているわけですよ。

それから、あなた正しいことをしゃべってくださいね。六十日を超えるものはこれが初めてだと言われども、百二十件あるのですよ。最近で一番長いものは、国民年金法は百二十六日かかって

いるんだ。そういうときに、みなしがあるなどということは一向に言わなかったんですよ。あなた、もうちょっと正しいことを言ってくださいよ。この前テレビを見ていても……(渡部恒三君「不勉強で」と呼ぶ)不勉強はいけませんよ。参議院も委員会が整々と上げたと言われども、あれは委員長職権なんですよ。動議を出して質疑打ち切りなんですよ。

○渡部恒三君 委員長職権だって合法でしょう。

○村上正邦君 何が合法ですか。

○渡部恒三君 だから、最初から法律論と実態論と政治論がいろいろあると言っておる。

○村上正邦君 いや、だからもう少し正しいことを言ってくれなさい。あなたの演説は非常にいいんだよ、結論は、非常に人情味もあって、説得力もそこらあたりの議員からするとあるように思うけれども、一つ一つ聞いていると正確さがないんですよ。

○渡部恒三君 もういいかげんにまとめたらどう、もう時間もないんだから。ままとめてくれよ。

○村上正邦君 あしたもあるでしょう。十二時まではどうでしょう。わしらはしっかりやるんだ。あなたたちが呼びかけて私が出ているんだよ。それを忘れちゃいけませんよ。

○渡部恒三君 だって、さっきまでの園田さんへの質問にしたら、皆さんの考え方に近づける最大の努力をしている提案に対するあなたの方の質問、何ですか。

○村上正邦君 あなたたちは提案に対してどういう所感があるか、どこに問題があるか述べると言うから、質問しろと言うから質問したんじゃないの。質問したら、それはけしからぬだとか、それはいいよ、そんなことは。

○議長(市川雄一君) 次に、園田さん。済みません、ちょっと簡潔に、演説じゃなくて発言をお願いします。

○園田博之君 簡潔にやります。衆議院側が可決で参議院が否決、私は、最初に申し上げましたが、この否決の重みが重いからこ

そ、許された両院協議会という協議会で何とか成案を得たいと思つて、これは私だけの意思じゃございせんが、新たな修正案を出しました。

実は、もう一つは、参議院の審議の最後のごころで残念だったのは、私たちは、衆議院を通つたから、それでそのまま通つていいなんて思つていませんでした。これは私だけじゃありません。したがって、参議院で採決するに当たっては、参議院の皆さん方の御意見を聞いて、修正のための用意を連立与党全部でしておりました。にもかかわらず、どんな行き違ひがあつたかわかりません。これはしかし、一方的に与党がまずいとおっしゃったんじや、これはまずいと思うのです。

○山本富雄君 それは非常に大事なことです。園田先生、それはあなたの認識は全然違う。最後の段階へ来て、僕らは党内で、河野総裁、森幹事長以下に斎藤会長と私が会いました。現在法律はもう参議院の出口にきています。そして、非常に強行、強行で、職権、職権で実にファッショ的なやり方をされたけれども、我々は耐えに耐えて今日まで来た。地方公聴会が例えば一日とか、終わつたらすぐに総括だとか、こういうことは本当はまことにぐあいが悪いんですよ。それを言えば切りがないから、演説しちやいかぬと言うからよすけれども、そこで、私は党内で、この法律は参議院の我々に修正を含めて任せていただけたまふと言つたら、お任せします、河野さんも森さんもほつきりそう言ったんです。うそだと思ふなら、あなた、親しい人だから聞いてごらんなんです。

そこで、私も八会派の参議院の皆さんにお願ひいたしました。そして浜本さんに、浜本さん、それじゃ全員というわけにもいかぬから四対四でやりましょうやというので、八会派の代表、浜本さん以下四人、僕らが四人出て、とにかく三回にわたつて八時間、私、出た張本人、セツシたんだから。そして、修正事項十項目というのを党内から再度了解を取りつけて、これは正式なものですかと浜本さんが質問聞かから、正式なもの

です、そして総裁からもちゃんと、これとこれとこれ、これは重点事項ですよと三項目を得て、そして修正協議に入った。正確に言うとお時間四十分やつたんですよ。そして、あなた修正をお待ちになつていと言つていたけれども、それを三回やって、来た返事は、小錦じゃないけれども我々の一勝九敗なんですよ。戸別訪問のところだけはそれは結構ですよ、あとは全部だめです。それはどこで相談したんだらう。

○議長(市川雄一君) なるべく手短にお願ひいたします。

○山本富雄君 これは大事なことだから聞いておいてください。

俗称G H Qという言葉があつて、いろいろとそこから全部指示が出ていふというふうなことがひたひたと伝わってくるわけですよ。僕は浜本さんに言つたんだ。それじゃ参議院の自主性はどこへ行つたんだ、こういうふうにはつきり言つたんだ。そう言つたけれども、何も答えない。これはもう決まつたことだから勘弁してくれ、修正に応じられまふよと言つてつてつて飛ばされて、泣いたのは僕らの方なんだよ。

○議長(市川雄一君) ちょっと待つてください。議事の進行がございまして、村上先生の発言に対する与党側の答弁はもうこれでちょっと一回終りまして、自民党側から発言を求められておりますので……

○村上正邦君 さきがけ日本新党。

○荒井聰君 統一会派ですから結構です。

○議長(市川雄一君) 村上先生、平井議長からちょっと自民党側にも発言させてくれということですから。

○村上正邦君 ちょっと待つて。それで一応終わつたんですよ。

○議長(市川雄一君) では園田先生、ちょっと意見を言つて、発言を終わらせてください。

○村上正邦君 民社党さんが残っている。だから、ちゃんと聞かしてください。

○園田博之君 では、私だけ言わせてください。

○議長(市川雄一君) 御質問以外の論点は触れな
いでください。先ほどから何回も御注意申し上げ
ておりますが、それが議事を混乱させておるわけ
ですから、簡潔に。

○園田博之君 私どもは、いずれにしろ両院協
会で、参議院でそういう結論も出ましたので、ま
た新たに御理解を得て、そしてさらに、今までは
こだわっていたところも我々も少し脱却して、そ
れで修正交渉をしたい、そしてまじめに。これ
だけの法案ですから、もう二度とチャンスはな
い。あるかもしれないが、このチャンスをつか
むのは大変なことなんです。そういう意味で
今臨んでおるわけでありまして、村上先生の御質
問の参議院軽視などという頭はちつともありませ
ん。

それから、比例代表選挙につきましても、残念
ながら私たち、衆議院とか参議院じゃなくて、政
党本位で考えたものだから、ああいう案が出て
合意をしたわけですね。自民党もそうです、小選
挙区並立制なんです。我々も小選挙区並立制
です。ただし、結果として、参議院に来て参議院
の皆さん方が、同じ選挙制度では参議院の存在が
問われる、こう言われたことは私の胸に強く響き
ました。したがって、今回の修正で幾らかでも変
えることによってそれにこたえられるのじゃない
か、こう私は思っています。修正を出しました。

以上です。

○議長(市川雄一君) では、次に公明党の森本さ
ん。論点二つですから、簡潔に。
○森本晃司君 それでは、簡潔に申し上げさせて
いただきます。

参議院を力づくでどうしようという考え方は
ありませんし、参議院については私も大変尊重
しておるところでございます。公明党の歴史は、
国会議員の歴史は参議院からスタートした、その
歴史を持っておるだけに私は大変大事なものだと
思っております。

なお、参議院で否決されたことをどう思うかと
いう点でございますが、一方、私たちも四十四票

の差で通過させていただいた重みもあるがゆえ
に、憲法にのっとって私たちは本日の両院協議会
に臨んでいる次第でございます。それを行うこ
とで参議院の皆さんを抑えようという考え方は毛
頭もございませんし、これからは参議院を尊重し
てまいりたいと考えております。

それから、小選挙区に比例制をなぜ導入したの
か。これは、うちの市川書記長も申し上げました
ように、小選挙区制については、これは政権を担
うものを選ぶ、一方、それだけでは大変だから、
民意の反映を行うために比例区を導入しようとい
う形になってまいりました。これは、先生御所属
の自民党の今日までの歴史の流れもそのように
なっておりますので、私たちもそのように尊重し
ております。そういう哲学で比例区を導入させて
いただきました。

以上でございます。

○議長(市川雄一君) 米沢先生、簡潔に二点お願
いします。
○米沢隆君 十一月十八日、衆議院を通過した段
階ではとした経験を持っています。できれば一
日でも早く参議院では本格的な審議が始まって、
特に衆議院でいろいろ修正した経緯もありました
から、その後、参議院の皆さんに、ぜひやっても
らいたいという点等も早く修正の課題に上げて頑
張っていただくようにただひたすら祈っております。

ただ、みなしあたりで喝喝があったなんておっ
しゃいますが、我々ここでいろいろ議論する際
には、ああいうものを発動するならばまさに議会制
民主主義は死んでしまう、慎重に慎重に考えてい
こうじゃないか、まさに私はそれは合意だったと
思います。ただし、新聞がいろいろ書くのは
勝手でございますし、いろいろと話はあつたかも
しれませんが、我々ここで議論しながら、どう進
めていくかという議論のときには、まさに慎重を
期して頑張ろうということでございます。
ただ我々、会期というものがありませんし、政府
の立場もありますから、ぜひ回してほしい、回っ

てほしい、しかし回らない、一体どうするか、そ
んな議論で皆さんにおしかりをいただくようなこ
とがあったかもしれないが、それは自民党政権
でも同じようなことを考えて、できるだけ早くそ
の法律が通るように努力したというように、皆さ
んの立場でもなったのではないかと、私はそう思っ
ております。

そしてまた、これも結局参議院は否決されまし
た。大変重い事実でございますが、何せ政治改
革、できるだけこの会期中にやりたいという願
いがありますから、憲政の常道に従ってお願いし
ているわけでございます。これは衆議院の喝喝で
も何でもないということを明確に申し上げておき
たいと思います。

中選挙区の問題を要するとなれば、小選挙区
ベースにするか大選挙区ベースにするかしかあ
りません。その場合、衆議院の議論をする際に、
大選挙区があるはずがありませんので、まず小選
挙区だろう。しかしながら小選挙区になると、や
はり小さな政党にとっては厳しいものもあり、民
意の反映という意味からは、小選挙区だけで死
意の出る方法の方が本当にいいのかという議論
の中で、比例代表を取り入れたらどうかという結
論に達したということでございます。

以上です。

○議長(市川雄一君) 今平井議長からも御注文が
ついていますので、話し合ひで今やっていますか
ら。

○橋本敦君 各協議委員の皆さんの質問なり御意
見なり議論は私も熱心に、また真剣に聞かしてい
ただいてまいりまして、そろそろ結論的に私の方
の立場で意見を申し上げます。そういう時期に來て
いるかということで、発言をお許しをいただきま
した。

まず第一点の二百八十の問題ですが、小選挙区
制そのものが、最初の意見で申し上げましたよう
に、少数意見を切り捨て、民意をゆがめるという
重大な欠陥を持っているということについては、
これは山花政治改革担当相自身からも、小選挙区
制度の欠陥、すなわち民意の反映ということから
するといろいろ問題が多いということから、でき
る限り比例部分を多くすべきであるという御意見
がありました。ところが、今度は逆に小選挙区部
分が多くなるわけでありまして。そういう意味
で、文字どおり民主主義の根幹にかかわるこの問
題で小選挙区制部分がふえるということは、自民
党の協議委員の皆さんとは意見が違いますが、私
も、私の方の見解としては、一層改悪の方向に進
むということで、ブロック制も含めて賛成できな
いということでありまして。

それから、政治資金の問題でありますけれど
も、私どもはすべて即時全面禁止を主張してい
りました。そしてまた、今回のこの問題でも、与
党の立場で総理自身も、企業・団体献金の禁止は
大きく一步を踏み出すということ、政党、政治
資金団体以外はこの禁止をするんだということ
を明確に申してこられました。そしてまた、それ
だけではなくて、市川議長自身も、私もNHKテ
レビのインタビューで拝見して記憶に残っている
のですが、政治家個人への企業・団体献金の禁止
というのは連立政権のいわば生命線、魂ですと、
ここまでおっしゃっていた記憶があるのですが、
それを地方議会議員に許容し、企業献金の枠をふ
やしていくというところは、これはやはり逆行では
ないか。この点も自民党の協議委員の皆さんと見
解を異にする立場ではありますけれども、企業献
金の全面禁止を私どもが強く主張している立場か
らいえば到底賛成できない、そういうものでござ
います。

したがって、せっかくの御提案、いろいろ真剣
に議論を聞かせていただきましたが、そのような
結論であることを残念ながら申し上げる次第であ
ります。

以上です。

○議長(市川雄一君) 次に、青島幸男さん。

○青島幸男君 青島でございます。

先ほど私どもの考えは明確に申し上げたはずでございまして、せつかく休憩をいただきまして仲間と相談する余裕をいただきましたので、それから、せつかくお申し出の案でございますので、これを持ち帰りまして、事務局も通じまして、各議員がかなり遠くにもおりましたけれども、連絡をとりまして確認をいたしまして、いろいろ協議をいたしました。私が先ほどここで申し上げましたように、小選挙区比例代表並立制は、私どもの考え方としては、民主主義を破壊してしまうものにつながらないからとものめるものではない、廃案にしたいというところを互いに確認し合いました。先ほど私がここで申し上げました意見と同意見でございますので、その点を確認をいたしまして、もう一度この場で御披露いたしまして、廃案にしたいというところだけを上申しまして、陳述にかえます。

○議長(市川雄一君) 平井議長から発言を求められております。平井さん。

○平井卓志君 先ほど来、大変御熱心な御論議をお聞きいたしました。きょうは御案内のように、連立与党側からこれかどうかという御提案がございまして、私も持ち帰り、そして再開後、各委員から非常に御熱心な御討議をいただきました。結論から申し上げますと、いかに問題点が多いかということ、これはもう御否定なさらないと思います。結論を言えとおっしゃるならば、きょうの御提案を私どもは受け入れるわけにはまいりません。

そして、いま一つ申し上げれば、先ほど坂野先生、また下条先生からも御質問がございましたが、つづめて言えば、衆議院で否決になった私ども自民党の案は、もう御答弁は要りませんが、なぜ否決になったのか。一口に言えば、自民党側の提案であるからめなかったのか、全項目検討に値しないからのめなかったのか、いや部分的にの

んでもいいが行きがかり上のめなかったのか、あえて本席でお聞きいたしませんけれども、全般にわたって明確な御答弁がなかったことは若干残念だな、かように思っております。

それで、前段で申し上げたように、きょうの御提案をいただくわけにはまいらない。そして、ただいまきょう市川議長とお話をいたしました。私どももいろいろの点が若干整理ができましたので、参議院側として、特に自民党として、その時間はかかりませんが、休憩後に私どもの提案をいたしたい、かように思っております。議長、よろしくお取り計らいをお願いします。

○村上正邦君 ちょっと議長、発言をさせてください。

今我が方の議長のお話ですが、こつちが提案というお話がありました。これを御出しになられていろいろと意見交換をさせていただいて、結論としては、これはなかなか我々の考え方と開きが大きい、こう申し上げたのですが、では、これはどうかというもう一枚の紙があるのかないのか、まずそれをお聞きしたい。私どもは呼びかけに応じて来たわけだから、それをまず聞きたい。この一枚の紙が我々の参議院に提示する紙だということなのか、いや、もう一案ぐらい考えている案があるよということなのか。まさか皆さん方も、プロ中のプロで、これがすんなりここで合意を見るところ、ということは思いになっていないでしょうか、時々そういうこともありまして、もう一枚ありなのか、もう二枚ありなのか、その点をはっきりしていただいて、休憩後の我々の対応をさせていただきたい。

○石井一君 ただいまのことに関連しまして。もう一枚も二枚もございせん。これが我々の提案するものでございます。そして、今参議院の平井議長が御提案になりましたように、自民党は責任野党として御見識のある案を早急に見せていただきたいと思っております。

○村上正邦君 自民党じゃないんだよ。自民党のものはないんだよ。(発言する者あり)

○議長(市川雄一君) 論争をちょっと差し控えていただきたい。

○石井一君 参議院案を出していただきたいというところで御決裁いただきたいと思っております。

○議長(市川雄一君) 平井議長の方からのたゞいまの御提案は、参議院側としては自民党も共産党も二院クラブの青島さんも、要するに衆議院側が提案した提案は受け入れられないということでございます。よって、参議院側として提案をしたのでしばらく休憩してほしい、こういうことでございまして……

○村上正邦君 その前段があるんですよ。もうおたくからの提案はないということですね。

○議長(市川雄一君) それはお答えしてあります。衆議院側はこの提案が最後の提案、もう一枚はないという意味ですね。

○石井一君 はい、よろしゅうございます。

○下稲葉耕吉君 園田先生から提案がありましたときに、そのほか真剣に検討するとか、この案にこだわらず検討するという発言と、今の発言は矛盾するのですが、どういうことになりますか。(発言する者あり)

○議長(市川雄一君) ちょっと待ってください。ですから、皆さんの方から今度は御提案されるわけでしょ。それでは、皆さんの方から、参議院側から提案される。したがって、十時十分まで暫時休憩いたします。

午後九時三十分休憩

午後十時二十二分開会

○議長(市川雄一君) 休憩前に引き続き協議会を再開いたします。

協議を続行いたします。

参議院側から発言を求められておりますので、お願いいたします。山本さん。

いまして、ありがとうございます。今から申し上げますことは、参議院側の副議長でございます共産党の橋本先生、それから二院クラブの青島先生の一応御了解を得まして、先ほど共産党と二院クラブの立場、態度はつきりお二方から御表明がございましたので、これはもう私どももそのとおりと。参議院側は一党じゃございせんから、それぞれの党の立場がある、しかし十人は参議院を代表して今までこれに加わってきた、こういう立場でございますから、お二方の了解を得たというのはそういう意味でございます。両方の意思はつきりしておる。

今から私が申し上げますのは、自民党、参議院八人おりますが、八人が全部任されておりますので、十分協議をいたしまして、さらに総裁以下党幹部にも先ほど来お話をし、党幹部の御了解を得た上で申し上げたい、こういうふうになっております。

いろいろ項目を挙げて申し上げたいことはございませうけれども、もうこの段階でございますし、園田さんから提案のありましたものは、三つの柱を中心に整理をされてお話がございました。私ども、これは残念ながら認めるわけにいかないというふうには先ほど平井先生から申し上げたわけでございますが、我が方は四項目、今から申し上げます。

その第一は、総定数とその区分。総定数は本則四百七十一、そして小選挙区三百、比例代表百七十一でお願いをいたしたい。

二といたしまして、比例代表の名簿単位。これは、都道府県単位にお願いをいたしたい。

三といたしまして、企業・団体等の寄附でございますが、これは資金調達団体、一人につき二団体に対するものについては年間二十四万円まで可、二十四掛ける二ということになります。政党及びそれ以外の者に対するものについて、五年経過後見直しをする。見直しの条項をつけております。

四、政党助成の上限枠。各政党の前年度実績の

私の提案に対していろいろな御意見をいただきましたが、残念ながら全体、すべてにわたって賛同できないというふうに申し上げます。

○議長(市川雄一君) 次は、公明党の森本さん。

○森本見司君 公明党の森本でございます。

結論から申し上げます。せっかくの御提案でございますが、残念ながらのむことができません。

一番、二番については、先ほど来話がありましたように、民意の反映が欠けるという理由でのむことができません。

三番、今日の腐敗状況を考えましたときに、国会議員への献金を禁止すべきではないかという私たちの考え方と遠いものでございます。また、廃止ではなく見直しという点については、納得できないものがございいます。

四番については、先ほど野坂さんがおっしゃったとおりでございます。

以上、残念ながらのむことができません。

○議長(市川雄一君) では、民社党、米沢さん。

○米沢隆君 せっかくの御提案でございますが、我々は、この協議会でできるだけ歩み寄って成案を得たいという気持ちでございましたが、この案を見ますと、総体的には衆議院に出された自民党案そのものでございまして、そういう意味では全然歩み寄りが無いということを残念に思います。

一番目の総定数、区画の部分でございますが、先ほどから議論がありますように、これでいきますと、民意の集約の部分はかなり大きな意味を持ちますが、いわゆる民意の反映という意味では、残念ながらこういうものでは目的を達成し得ないという意味で、我々と哲学がちょっと違う、こう思います。

それから、比例代表の都道府県単位でございますが、これもまさに小政党足切りの論理につながるわけでございまして、都道府県単位そのものがまさに小選挙区そのものと軌を一にする議論でございまして、これも哲学の相違と申し上げねばなりません。御案内のとおり、自民党案でいけば二十一選挙区において定数一というものが出てくる

わけでございまして、そういうものはちょっと我々の理念とは違うと申し上げざるを得ません。

企業・団体寄附でございますが、これは何とかして無所属の皆さんや地方議員の皆さんのことも考えて、地方議員だけならという妥協を図ろうとしたのでございますが、一挙にここまで来ますと、我々、助成法をつくるかわりに、導入するかわりに、このあたりはきっぱりけじめをつけようという発想に立った提案でございましたので、残念ながら受けるわけにはいきません。

政党内閣については五年後見直しということでございますが、せめて五年後に禁止するということが妥当ではないかと今でも考えております。

また、前年度実績の三分の一にすべきであるというところでございますが、資金の調達関係がらりと変わる中で基準に基づいて出そうという話でございいますから、これは前年度実績、一年度は少々でございまして、これは前年度実績、一年度は全くそのとおりになっていくわけでございまして、これもあえてこういうものをおっしゃった意味がちょっとわかりかねます。

以上です。

○議長(市川雄一君) 参議院自民党から御提案のあった問題について、衆議院側五会派の発言が終りました。

参議院の方でもし御意見があれば。

○山本富雄君 私どもの提案に対して、それぞれ各党から大変熱心な、しかも大変見識のある、党の立場を披瀝しながらの反対意見を承りました。

ただ、ぜひともお願いでございますけれども、とにかく休憩時間が十五分、実際上は二十分でございますけれども、その間にこれだけのことをきちんとおまとめになる、神わざに近いそれぞれの政党の頭脳だと私は思いますけれども、それはそれとして、私も、一日いろいろ皆様方の提案に、お呼び出しを受けまして一生懸命やったわけでございいますから、せめて、もうこれでおしまいだ、十五分ないし二十分でおしまいよ、しかもお

聞きすると、さっきは一勝九敗という話をしたんですけれども、これは十回戦って十敗だ、全部だめだ、全部ノーだ、これは評価するに足りねえ、こういう言い方で、まことに遺憾千万、残念千万だと思っておりますので、議長においては、特に公平公正な市川議長でございますから、お取り計らいをお願いして、私も、今夜十二時までやっていただいて結構です、日がわりでももちろんできますので、お疲れでしたら明日もう一遍時間をセッティングしていただきまして、今度はひとつ平井議長のもとでぜひ御協力を願いたい。御再考を賜るようをお願いいたします。

○議長(市川雄一君) 参議院の山本さんの御意見に対して、衆議院側から御発言があればどうぞ。

○大出俊君 山本さんから今お話がございまして、十五分という非常に短い時間で神わざということなんですけれども、実はお持ちになつておられる同じ印刷物を私持っております、よく頭の中に入っているわけでございまして、皆さんの基本的な案でいらつしやいますし、したがって、皆さん頭に入っていることでございまして、真剣に議論したので、決して時間が短いから神わざというのじゃなくて、この案は衆議院段階であつたわけでございまして、みんな頭に入っておりますので、決して短い時間で神わざのような結論を出したんじゃないのでありまして、ぜひそこは酌量をいただきたい。

そこで、せっかくお呼びかけをして、私どもの方から、与党五党からお呼びかけをして皆さんにお出掛けをいただいたというところでございまして、何とかまとめたという気持ちで五党一致した案を提案をさせていただいて、非常に長い時間かけて、熱心な御質問等もいただきました、また一生懸命お答えもいたしました、結果的に皆様方の方は各党それぞれ認めたが、拒否をする、こういう御回答でございました。

そこで、皆様の方で案を提案なさる、最後の案だというお話でございました。その最後の案を拝見させていただいて、今申し上げたようなことで

各党それぞれの態度を承ったわけでありますけれども、先ほどお述べしたように、お受けすることできないという結論に各党それぞれがなつたというところでございまして、こちらからお願いをして開催をさせていただいた両院協議会でございますので、皆様方にお大變御熱心にお取り組みいただいたというところでお礼を申し上げますが、しかしお互いに一生懸命やったんだけれども成案が得られないというところでございまして、そのところはお互いに理解し合つて、努力をしたんだけれども成案が得られなかったということをお互いに確認をして、延々とやってきたこととございまして、この辺で私は、成案が得られなかったということと両院協議会は終局にするということにさせていただきます。

お願いでございますから、気持ちよくそのところはお互いが理解し合つて、この辺でひとつ、努力の結果、本当に残念でございますけれども、どうにもこれはこれ以上進まないと思っております、最後の案とおっしゃつていますし、したがって、このところでひとつ終局にしたいので、お礼を申し上げて私から提案をさせていただきます。次第でございます。よろしくお願いいたします。(賛成、賛成と呼ぶ者あり)

○村上正邦君 大出先生、丁重な幕引きと受け取れるごあいさつと受け取ったのですが、それはちょっと。大体この両院協議会は、冒頭に私どもは、こういう趣旨のものは何もないじゃないかと。それと同時に、参議院のこの否決を何と心得ているんだというところで、嫌々ここに臨んだんです。そして、あなたたちの案を出されて検討させていただいて、しかしそれだけじゃ皆様方に対する礼儀には反するだろう。じゃ、こちらの案も出しましょうと言つてその気になつて出したら、それはもうだめだからこれで幕引きというの、それはちょっといただけないんじゃないの。その気になつたんだ、あなたたちは。

まとめる、まとめると言っているから、もう少し何かこれは議長のところまで知恵を出していただ

きませんか。御案内のとおり、自民党案でいけば二十一選挙区において定数一というものが出てくる

いて、我が方の議長と両議長で何か幕引きの知恵をひとつ出してもらいたいな、こう思いますよ。皆様方、賛成、賛成と、そんな冷たい仕打ちはないでしょう。

○渡部恒三君 今、村上先生からお話がありましたけれども、話し合いというのはお互いに歩み寄るといふことです。私も皆さんに提案したものは、政府原案よりはるかに皆さんの考え方に近づけた案を出して、いろいろ御質問いただいた。それに対して今皆さんからいただいた案は、これは衆議院で否決された自民党案そのものと言ってもいいぐらいに、若干違っているところがあるけれども、まさに基本的な問題において全部そのまゝ。我々は皆さんのところに思い切って歩み寄った。皆さんの方は一歩も歩み寄ってくれないのですから、残念ながら、これは話し合いをするそちらさんの熱意、まじめというお気持ちには全く感じられないので、これ以上話し合いを続けても全くむだなことである。議長、これは残念ながら、これ以上は時間を空費するにすぎません。

○山本富雄君 せっかく、しかも段々のお話ですから、あんなのはどなた、特に渡部先輩の話などもよく承りましたけれども、私も先ほど提案したばかりなんです。歩み寄らないからもうだめなんだ、それから、全然変わってないと言うけれども、変わっているところ、ちゃんとあるでしょう。おわかりでしょう。参議院独自のものも出しているのですよ。(渡部恒三君「ほとんど変わっていない」と呼ぶ) いやいや、やはりそれは先輩、正確に考えないといけませんよ、そこは。

それで、そこはいいのですけれども、市川議長に最後に私ぜひお願いしておきたいのは、先ほど村上さんが触れたように、とにかく衆議院側の皆様の御要望によって私もこゝへ参上したわけですよ。そして一生懸命聞いたわけですよ。そして何か余分なことを言っているようなことをさっきおっしゃった方もいますけれども、随分熱心に自治省の専門家だった方が政治キャリアも含めていろいろ話をして。私は、専門家というのは、なかなか大したものだなと、自画自賛ですが、そう思ったくらいです。そうやっていろいろ質問をし、皆さん方からいろいろお話があった。最後に渡部先生からも、ちゃんと数なら数を出してはつきり言ってこい、こういうお話があり、園田さんからは、私ちょっと胸がいっぱいになりましたけれども、園田さんからも万感を込めてお話があったということなので、これは最後にお話を見せ、もう一遍それじゃテーブルに着いてやろうということを持ってきたわけだから。

しかも、園田さんの言葉じりを僕はとらえるつもりは全然ない。ないけれども、さっき下稲葉さんが最後のくだりで、園田さんが言ったことと、石井さんが、もう何もねえよ、ペーパーは二枚も三枚も入ってねえんだ、なあ皆さんどうやったのは、これはまあ行つて帰るほど違う。人間も違うから考えも違うんでしょ。気持ちも違うんでしょ。

しかしそれにしても、私は園田さんの気持ちをそんなに一生懸命我が方で相談をして、幹部にも会って、出しますと言つて持ってきたんだから、これはやはり議長、ひとつ我々の誠意も考えてもらつて、それからあなたの方から呼び出したんだということにも思いをいたしていただいで、これはまげて、まげてお願いをしますけれども、きょうは遅いのならあしたで結構ですから、あしたもう一遍やっていただきたい。あえてどうしても議長がだめだというのなら、それは市川議長のような御裁断で、我々が切なる望みをお願いしたにもかかわらず、その願いはけられた、こういうふうには私は考えざるを得ない。

以上でございます。

○議長(市川雄一君) 園田さん、簡潔にお願いします。

○園田博之君 私の発言をわざわざ述べていただいてありがとうございます。

私の提案に対して三先生方から細かい部分でいろいろ御指摘をいただきました。それだけに私は、御提案をいただくときに私の修正案を土台にして御提案をいただくのかなとちょっと緊張をいたしました。しかし、残念ながら結果としては全く、先ほど申し上げましたように理念そのものから大きく違った提案しかいただけなかったわけでありまして、残念ながら、私自身も、これ以上お話し合いを続けてもここで歩み寄っていくということはちょっとできないのかな、こういうふうには判断しておりますので、これで、本当に申しわけございませんが、打ち切らせていただきますと思います。

○森本見司君 いろいろと御議論いただきまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。私たちが成案を見るべく国会で二度も修正を行いながら歩み寄りを目指していただきました。先ほど、我が方から一歩でも自民党案に近いものにしようと思ひ、歩み寄りの提案をさせていただきましたし、と同時に、皆さんの方から先ほど、一項目、二項目、三項目に關してはなぜ自民党案がだめなのかという御質問がございましたので、園田さんやあるいは市川書記長からその問題について明確に答えを出させていただきたはずでございます。

しかし、それから出てきたものが一歩もそこから歩み寄りが見られないということについては、私たちが大変遺憾に思っておりますし、極めて残念でございますが、これ以上の議論は私は進まないと思つておりますので、議長に取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

○米沢隆君 今参議院の方から誠意を示せというお話がありました。それで、まげて議論を続行しろというお話もありましたけれども、我々がまさにいろいろな議論をした上で与党案として出した修正案等について、御質問はいただきましたが、御評価は一体どういったものだったのか、余り定かに見えてきません。その答えがこういうことであるならば、まさに歩み寄る余地がないというふうな受け取りざるを得ないというのが、残念ながら今の心境でございます。したがって、議長におい

て裁断願いたいと思います。

○大出俊君 山本さんから今お話ございましたけれども、私も最初から今まで、衆議院の時代からずっと携わっておりますから、随分私も、御存じだと思ひますけれども、私の立場からすると非常に苦しいところを案をまとまして、何遍かうちの中でも非常に激しい反論をされながら五党案で御提案申し上げたということなんです。

山本さんからお出しいただいた案を見まして、その前に平井さんと話したので、私は、私はそっちへ行つて。それで平井さんがこれが最後の案とおっしゃるものだから、そのつもりでお聞きしたんです。これは、せっかく御質問いただいたんだけれども、そこらの歩み寄りというのはない。見ていい案でございますし、そうするともうこれは、妙な別れ方はしたくないと思つていふのです。せっかく努力をした結果だから、そういう意味でお互いに、そこはお互いの心情を酌み合つて、残念ながらということに、本当に残念ですけれどもこの辺でひとつ協議会を閉じるといふことにお願ひができませんかと、重ねてこれはお願ひを申し上げたいと思つておりますが、よろしくお願ひをいたします。

○山本富雄君 もう本当にくどくどと恐縮でございますけれども、最後の大事なところですから心を込めてお願いしたいと思ひますけれども、今、大先輩の大出先生からお話があった本当に恐縮しているんですけれども、これはまだ時間があるんですよ。きょう会期末で十二時でおしまひというのならこれはあきらめますが、そうでないんだからひとつ、本当に妙な別れ方をしたくないんだという大出先生のじゅんじゅんたるお話なら、あしたもう一遍やってください。そしてその上でどうしても皆さん方が、これはだめだ、評価することではないというのならあきらめようもありますけれども、きょう出して、そしてよく知つていただ、こう言うのだけれども、これはやはり議長、うまく裁いてください。これは、今のままではない格好の別れにならない、両方でお願ひ

しているんだから。

我々は呼び出されてきたんです。しかし、一生懸命やりました。最後に至って、皆さん方は評価なさらないとおっしゃいますけれども、我々なりにやってきて、お願いして、そしてよく知っていらつしやるんでしょけれども、時間からいけば十五分か二十分じゃ、いかにも自民党がこけにされた。自民党にいらつしやった先輩がお二人もいらつしやるけれども、随分自民党をこけにしているんじゃないかなという気持ちがどうしたって残るんですよ。だから、最後はやはりいい別れ方をしたいという大出先輩のお話なら、今夜はこれで両方が頼みっ放しで気持ち悪くして別れるよりは、明日またもう一回やって、再度だめならそこでもって別れというふうにしてもらうなら私はやむを得ない、こういうふうに思いますけれども、今夜このままじゃだめだ。

○森本見司君 私はいくどいようでございますが、きょうの協議は残念ながら打ち切らざるを得ないと思います。それはきょうの二回目のこの協議のときに、皆さんが私たちの案に対して、法律案で持ってこい、そうでないと法制局や印刷局に合わないぞ、そういうことをおっしゃっていただいた。私たちはその法律案を、それに近いものを先ほど出さしていただきましたが、残念ながら、自民党さんの方から御提案いただきましたものについては、法律案の形もとっていない。先ほどおっしゃっていた、時間がない、法制局、印刷局との関係はどうするんだという議論から考えますと、きょうがもう私はタイムリミットではないかという感じがいたします。議長、よろしくお願い申し上げます。

○村上正邦君 こういう協議会は、これは両院そうでしょう、初めてのケースなんです。それこそ渡部先生、これを初めてのことだというのですよ。あの六十日なんというのは百二十回あるんだから、これが初めてなんです。これからこの議会政治が続く限りこれが前例になるわけですよ。前例からこういう形をつくっていくということ

は、私は決してよくない。前例にするならば前例にする範となるべき幕切れをつくってもらいたい。そうでしょう。

大体おまえたはやる気があるのか、こうおっしゃった言葉に対してお返ししますが、では、あなたたちは本当にこの両院協議会、我々を呼んでいて、一つの方向を出そうとする気持ちがあつたのですか。我々はやろうと言っているのに、呼びかけたあなたたちが、もうだめだだめだなんて、こんな不見識な、こんな無礼なことはいけません。私はもうあんまり大きい声を出したくないけれども、もう少し誠意ある態度をひとつ示してください。

○石井一君 何とか円満な決着はないかと今も頭を抱えておるのですが、先ほど我々が提案をいたしましたことに關しましては、参議院の自民党の方から正式にお断りがありました。そうして、共產党の橋本副議長の方からも、青島先生の方からも明快に、この協議会自体を認められないというような発言も加えてこれに否定的な御見解がございました。だから、我々は、最後に何かにぶら下がるものがないかということで、自民党にお願いをして、誠意を持って自民党案を出していただいたわけですが、しかし、この案が我々に近いものならそこに飛び乗ろう、こう思っておったわけですが、これは自民党の原案に近いものである。そして、十五分とか二十分とか言いますが、私は、百三十分間この議論を私の委員会ですてきたわけでございます、わずかなところの違いがありますけれども、これは議論のし尽くされたところだ。

そうなりますと、今後議論を尽くせといつても、お互いに何を議論するかというものはすべて出尽くした。こちらの五党は全員、そちらに対しては反対であった。すべての、ここにおります二十名の議員がそれぞれことごとくこの機会に自分たちの見解を述べて、これから先何共通の舞台があるかといったら、ここにはどこにも存在しない。こういう状態になっている今日、これは本

当に残念ですけれども、お互いに理念が違った、考え方が違った、愛国の情は持っておつてもどうにもならなかったという結論以外に、ほかの方法というものは見当たらない。どうかひとつ議長におかれましては、もうこれ以上時間を空費することなく、御決定をいただきたいと思ひます。

○山本富雄君 私は、終わることに賛成します。

○石井一君 何をされるの、これ以上。すべて意見出たじゃないの。あなたは我々に反対、こっちはそちらに反対。これ以上何をされるの。それでは我々の案に賛成でもするのですか。

○村上正邦君 いいですか。これを提示したら四十五分まで待てとあなたは言った。わずか十五分なんだよ。

○石井一君 その前にやっているじゃないか。百三十分間やっているじゃないか。

○村上正邦君 これは、我々は初めての提案じゃないの。

○石井一君 全部一緒じゃないの。

○村上正邦君 一緒だと言つたつて、しかしあなたたちはそのときも、瞬間にこれはノーという答えを出す。わずか十五分しか余裕を持っていけないんだよ。それはもう少し、十一時までも時間をとってくださいと私は言っているわけだよ。

○石井一君 だから、私はその場で結論を出そうと思つたのですよ。余りにも失礼だと思つたから、一度帰つて考えた。だれに聞いたつてこれではどうしても党へ持つて帰れない。連立のつらさがある。社会党なんかはもう特に大変なつらさがある。だれ一人、これはどうにもならない。これはどうしようも仕方がないじゃないですか。

○村上正邦君 そんなことはない。あなたたちは、気持ちがあれば、じゃ私どもの出した案に対して、これをこうしてくれ、これについてはああしてくれ、これはこうならぬのかと。

○大出俊君 案は出しているよ。

○村上正邦君 いや、出しはしないじゃないの。あなたたちは総論を言っているだけだよ、総論だけ

けを。あなたたちはやったか知らないが、わしらは初めてなんだよ、これ。あなたたちの意見を聞くのも、参議院側は初めてなんだよ。

○左近正男君 党内で議論しているでしょうが。

○村上正邦君 いや、党内なんて、党とは関係ないじゃないか。参議院として……

○森本見司君 我々は討論してきたからよくわかつていふことなんです。

○村上正邦君 いや、あなたたちはわかつておるか知らないが、わしらはわからないんだ、あなたたちの考え方は。

○森本見司君 私たちはわかつていふから答えを出したんですよ。

○平井卓志君 議長職権で、市川さんのおなかの中までわかりませんが、一方的に打ち切る、その責任はこちらが持つとおっしゃれば、前段のお約束はあるけれども、そこまでおっしゃられたら私も物の言ひようがないですね。

ただ、この初めての両院協議という場を考えた場合、参議院側は、もう極めて困難さを感じるけれども、いまだ少しお話し合いを願えぬかということ。全委員が申し上げておる、こういうふうにおとりいただいて結構なんです、皆さんそれでどうでしょう。市川議長が今あえて打ち切りた……

○坂野重信君 もうちょっとやって。

○平井卓志君 我々八人の意見はそうですが、市川議長がこの際自分の責任でこれを打ち切りたい、こういうふうにおられるわけですよ。したがって、そのことに對して御意見ございますか。

○山本富雄君 私は反対。

○村上正邦君 打ち切りは最初にやらないと言つた。合意の上でやると言つた。

○平井卓志君 いや、そのことは私は申し上げておる。最後はお互いの合意でやるといふことになつていふのです。

○山本富雄君 だから、市川議長が自分の責任で、おやりになるというなら、私は反対だけれども、宣言されたいじゃないですか。

○議長(市川雄一君) それでは、議長の責任において申し上げたいと思います。
このままでは、この両院協議会における成案は得られないものと思います。したがって、その旨、両院議長に御報告をいたしたいと思えます。
両院協議会を開きましたが、成案を得るに至らなかった、こういう御報告をすることにいたしまして、今日は、散会いたします。
午後十一時二十八分散会

平成六年二月十五日印刷

平成六年二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局